

令和 6 年 8 月 1 日
子 ども ・ 若 者 部

世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（素案）について

（付議の要旨）

世田谷区子ども計画について、妊娠期から乳幼児期、学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと名称を変更し、令和7年度からの「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」の素案をとりまとめたので、決定する。

1 主旨

- （1）区は、子ども・若者にかかる個別計画として、令和2年度から6年度までを期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」及び「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画・今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を定め、子ども・若者、子育て施策に取り組んでいる。
- （2）これまで、区は、「世田谷区子ども条例」に基づき、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」の設置や世田谷版ネウボラの開始、若者施策の実施や児童相談所の設置等、子ども・若者、子育て施策を前進させてきた。
- （3）しかしながら、子どもと若者を取り巻く環境や社会は、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、未だ改善すべき問題が多くある。さらに、子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ（競争的な社会のもとでの教育虐待（ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される）やしつけ等）、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態が、明らかになった。
- （4）国のこども基本法の施行や児童福祉法の改正、区での世田谷区子ども条例の改正に向けた検討等、子ども・若者、子育て政策を取り巻く状況は大きく変化している。「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを引き継ぎつつ、このような状況の変化や課題に的確に対応することを目指し、妊娠期から乳幼児期、学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」に名称を変更し、策定する。
- （5）この度、様々な手法で子ども・若者の声を聴き、その声をもとに、子ども・子育て会議及び子ども・青少年協議会で議論し、その意見を踏まえて、「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」の素案をとりまとめたので、決定する。

2 計画の期間

これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行う。

※内包する子ども・子育て支援事業計画は、国の指針に基づき令和7年度から5年間

3 世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）素案

- ・素案（概要版） 資料1を参照
- ・素案 資料2を参照

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年 9月 子ども・若者施策推進特別委員会（素案）
9月15日～10月15日

パブリックコメント、
子ども・若者の声ポストによる意見募集

10月 8日 シンポジウムの開催

12月 子ども・子育て会議（案の意見聴取）
政策会議（案）

令和7年 2月 子ども・若者施策推進特別委員会（案）

3月 世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の策定

世田谷区子ども・若者総合計画（第3期） 素案

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

令和6年(2024年)8月
世田谷区

計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

第3章 基本方針

第4章 政策の柱

第5章 計画の内容

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

第7章 子どもの貧困対策計画

資料編

※第7章及び資料編の一部は、今後、計画案で掲載予定

第1章 計画の策定にあたって

子ども・若者総合計画（第3期）策定の趣旨

本編 P7

令和6年度（2024年度）に「子ども計画（第2期）後期計画」の最終年度を迎えたことから、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを引き継ぎつつ、新たに子ども・若者にかかる個別計画を定めます。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを引き継ぎつつ、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画（第3期）」に名称を変更します。

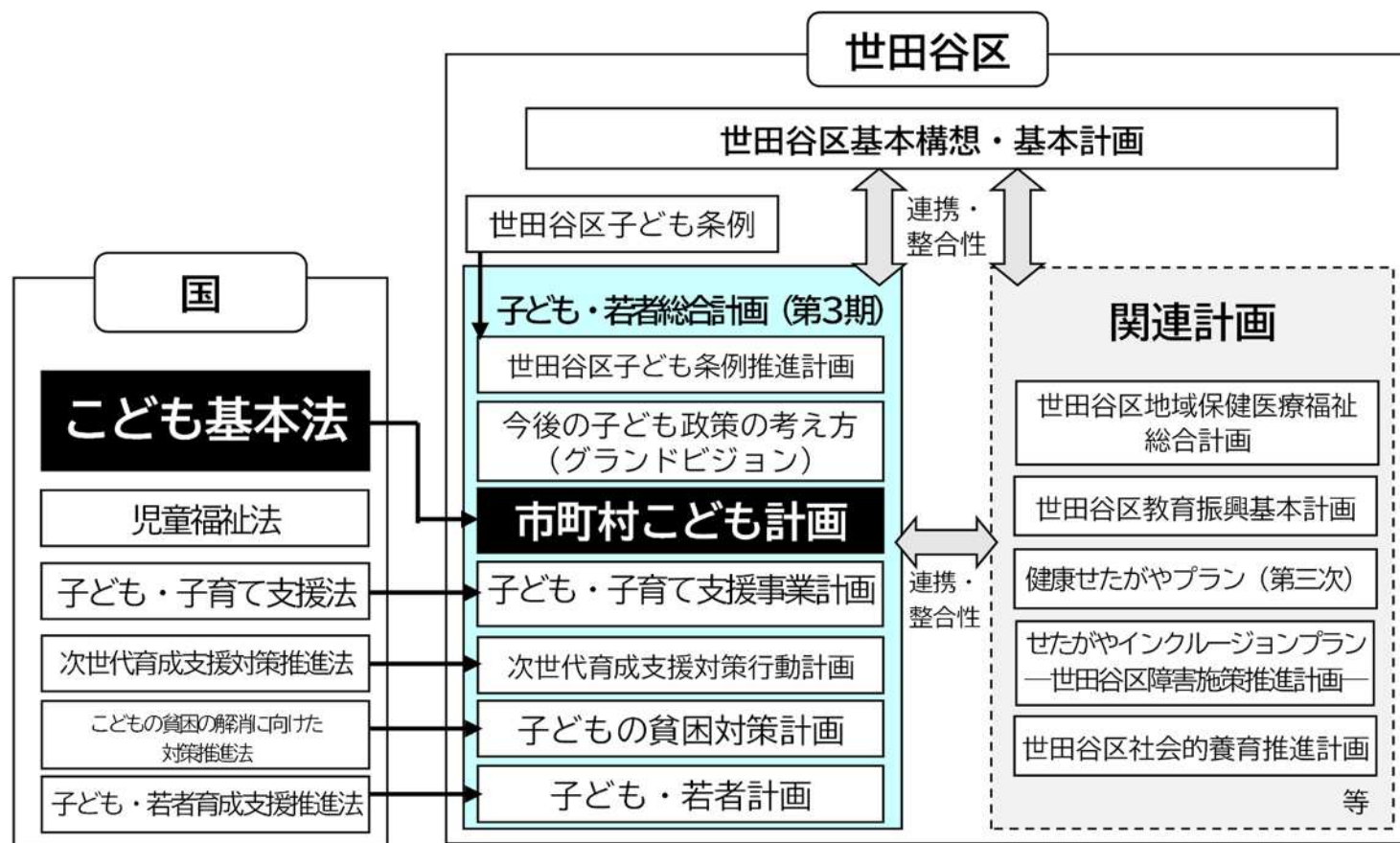
これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間とします。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行います。

■ 計画期間 ■

H27 H28 H29 H30 R1 2015 2016 2017 2018 2019					R2 R3 R4 R5 R6 2020 2021 2022 2023 2024					R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034																
子ども・若者の 個別計画	世田谷区子ども計画（第2期）（H27～R6）										世田谷区子ども・若者総合計画（第3期） 今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）															
						後期計画（R2～R6）																				
						同調整計画																				
基本構想 基本計画 実施計画	世田谷区基本構想（H25～）																									
	世田谷区基本計画（H26～R5）										世田谷区基本計画（R6～R13）															
	新実施計画 H26～H29					新実施計画（後期） H30～R3					実施計画 R4～R5					実施計画 R6～R9										

本計画は、世田谷区子ども条例の推進計画として策定します。また、第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置付けるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法(令和6年(2024年)6月改正)に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。

■ 計画の位置づけ ■



計画の推進

本編 P9

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、権利の主体である子ども・若者のウェルビーイングを実現するための複数の指標を導入します。

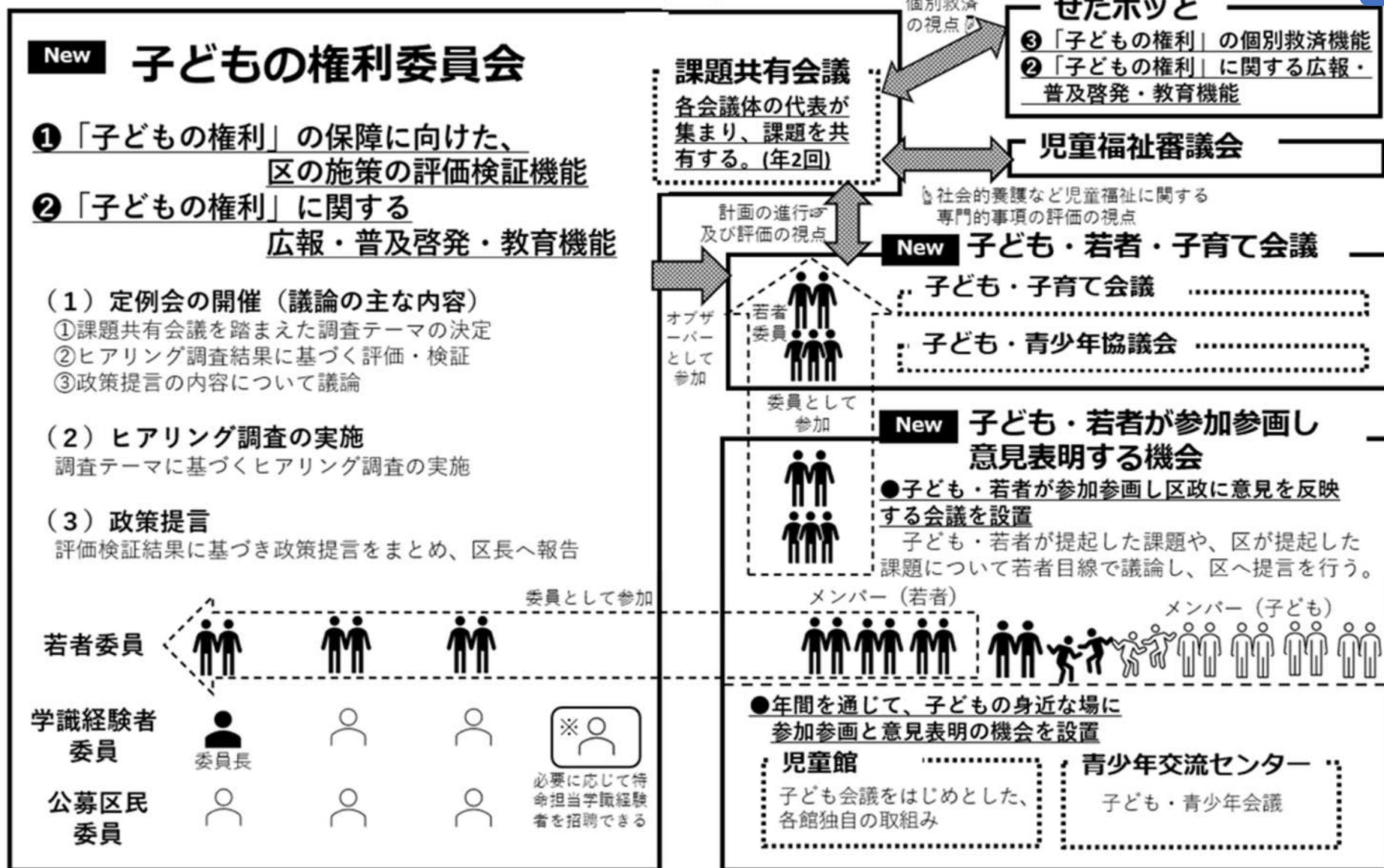
これまで、進捗管理や評価・検証については、子ども・子育て施策は、世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は、世田谷区子ども・青少年協議会で行ってきました。

第3期は、子ども・若者総合計画として策定することから、今後、計画の初年度にあわせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合し（（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議）、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行います。

さらに、新たに、子ども条例の一部を改正する条例の議論を踏まえ、子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関である世田谷区子どもの権利委員会を設置します。

世田谷区子どもの権利委員会は、子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会を仕組みとして位置づけ、（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議、児童福祉審議会、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」等の関係機関とも、定期的に、子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング等のモニタリング調査を実施します。また、世田谷区子どもの権利委員会は、評価・検証結果を踏まえて、区長に対して、政策提言を行います。

「子どもの権利委員会」の設置について(案)



(2) 指標を用いた計画の評価

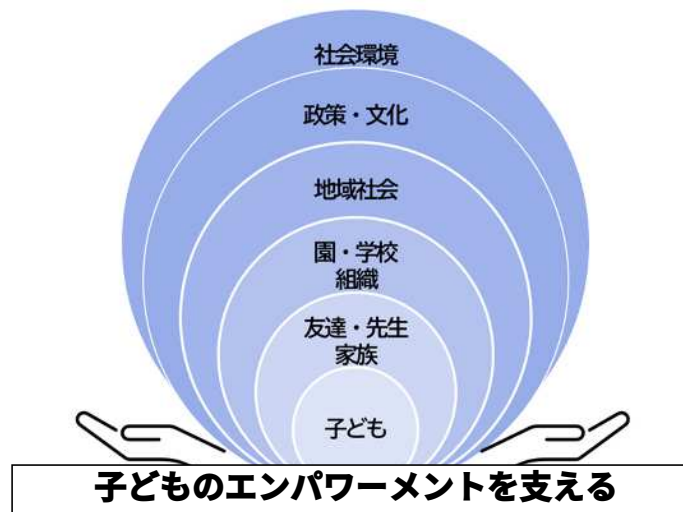
本編 P11

区の子ども施策は、権利の主体である子どもの視点（子どもの最善の利益）で展開しています。そのため、本計画では策定にあたり、新たに政策の柱ごとに、子ども・若者のウェルビーイング※を実現するための指標を設定し、計画の指標とします。

ウェルビーイング※を実現するためには、子どもが、保護者や家族、友達、先生や保育士、支援者や周囲の大人、幼稚園や保育園、学校や居場所、地域社会や政策・文化、社会環境等、相互が影響を与えあい、子どもにとって、よりよい環境が保障され、その中で発達していくことが必要です。

この指標は、社会環境等の影響も受けるものですが、本計画で推進する政策の柱を通じて、目指す状態、を明らかにするために、子ども・若者、保護者の主観的な評価を指標に設定します。

■子どものウェルビーイングの生態系■



※ウェルビーイング(Well-being)…
身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標		現況数値	目標 (R11)	目標 (R16)
①	周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合	74.3%低学年、 76.4%高学年、 67.0%中学生、 75.5%若者	案で定める	案で定める
②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合	77.1%低学年、 76.0%高学年、 69.6%中学生		
③	社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合	29.5%中学生		
④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合	77.4%若者		
⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合	68.0%低学年、 55.0%高学年、 54.7%中学生		
⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合	80.1%就学前児童保護者、 76.3%就学児童保護者		
⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合	87.5%低学年、 80.2%高学年、 74.3%中学生		
⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合	77.8%低学年、 77.7%高学年、 68.8%中学生		
⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合	45.6%若者		
⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合	92.9%若者		
⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合	27.9%若者		
⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合	49.9%若者		
⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合	85.5%低学年、 84.9%高学年、 75.0%中学生		
⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合	59.4%低学年、 68.8%高学年、 74.0%中学生		
⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合	84.2%若者		
⑯	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合	80.6%就学前児童保護者、 82.6%就学児童保護者		
⑰	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合	64.5%就学前児童保護者、 64.2%就学児童保護者		

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

本編 P13-18

1 調査結果からみえてきた子ども・若者の状況

（1）小中学生アンケート調査結果から推測される子どもの状況

今回、子どもたちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。

- ①「毎日、勉強をする（学校の授業以外の宿題等）」割合は、低学年74.4%、高学年76.3%、中学生63.9% 高学年では、3時間以上が3割（うち5時間以上が1割強）。一方で、「毎日、公園などの外で遊ぶ」割合は、低学年11.2%、高学年15.5%、中学生6.0%、外で遊ぶ機会が少ない状況にある。
- ②中学生に心身の調子を質問したところ、「よくねむれない」割合は6割、「いつも疲れている」割合は7割、「やる気が出ない」割合は7割強にものぼっている。5年前の調査より、「いつもある」割合が増加している。
- ③「自分自身のことが好きだ」と回答した割合は、低学年68.0%、高学年55.0%、中学生54.7%で前回調査から増えたものの、「孤独だと感じる」と回答した割合は、中学生19.2%で5年前の調査より倍増している。

④子どもの権利が守られているか、について、「はい」の割合が、低学年は「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる（87.5%）」、高学年、中学生では、「心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている（高学年84.9%、中学生75.0%）」が最も高かった。一方で、「いいえ」の割合が、「おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしない」権利が、低学年18.0%、高学年15.9%、中学生11.1%と最も高い結果となった。

⑤平日の夕方6時くらいまでの放課後の過ごし方を質問したところ、毎日、「塾や習い事、スポーツクラブ」で過ごしている割合は、高学年で13.1%（夜間（6時～8時）では、10.0%）にものぼっている。学年別では小学校6年生が最も高い（夕方6時くらいまで20.0%、夜間（6時～8時）17.6%）。一方、児童館や公園などの外で過ごす割合が低く、まったく過ごさない割合も高い。

⑥平日の夕方6時くらいまでをどこで過ごしたいか（希望）を尋ねたところ、高学年は「自分の家」が8割を超えており、「友達の家」4割強、「公園などの外」4割弱の回答となった。中学生は、「部活動等」4割強、「塾や習い事等」2割強と続いている。令和4年の保護者調査の結果とは異なっている。

⑦困っていること、悩んでいること、つらいこと、を尋ねたところ、「特にない」以外では、勉強や受験、進学や将来のことの悩みが多い結果となった。

⑧困っていることや悩み、つらいことを聞いてくれる人がいる割合は、低学年89.4%、高学年81.0%、中学生82.6%であった。一方で、「いない」「誰にも話さない・話したくない」割合は、低学年8.3%、高学年17.6%、中学生15.8%となり、「誰にも話さない・話したくない」割合が高い。

(2) 若者調査結果から推測される若者の状況

本編 P28-34

①「自分のことが大事だと思う」「人や社会の役に立ちたいと思う」等の回答は7割を超えている一方、「孤独だと感じる」と回答した割合は21.6%で、中学生調査の19.2%より高い結果となっている。

②ホッとでき、安心していられる場所の有無を尋ねたところ、9割以上の若者が「ある」と回答した。一方で、具体的な場所については、自分の部屋、自室以外の部屋、自宅以外の家（友人宅、祖父母の家など）が多く、地域の中に、ホッとでき、安心していられる場所があると答えた若者は少ない結果となった。

③外出頻度を尋ねたところ、外出頻度が低い人（ひきこもりがちな人）の割合は8.1%であり、平成30年度（2018）年度（3.7%）より4.4ポイント高くなっている。
外出しなくなったきっかけは「仕事や授業がリモートになったため（39.4%）」が最も高く、新型コロナウイルス感染症が外出をしなくなった理由に影響を与えている可能性がある。

④生活習慣、健康状態を尋ねたところ、「自分の精神状態は健康ではないと思う」の回答は25%を超えた。また、「深夜まで起きていることが多い」「昼夜逆転の生活をしている」「政治や経済・社会報道に目を通す」「誰とも口を利かずに過ごす日が多い」「人と会話するのはわずらわしい」「自分の精神状態は健康ではないと思う」の項目が平成30年度調査と比較して高い結果となっている。

⑤悩んでいることや心配なことを尋ねたところ、「お金のこと（55.5%）」が最も高く、「仕事のこと（43.9%）」、「進学、就職のこと（42.7%）」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となった。

⑥20年後に希望する暮らし方を尋ねたところ、前回調査（20年後の自分のイメージ）と比較して「やりたいと思っている仕事をしていたい（92.5%）」「結婚したい・パートナーと生活していきたい（81.2%）」等、いずれも増える結果となった。

⑦世田谷区への居住継続意向を尋ねたところ、「住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」が8割以上と高い結果となった。

一方、「住み続けたいが、住み続けられない」「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」と回答した人に、住み続けたくない理由についてたずねたところ、「家賃、または住宅購入費が高い（64.7%）」が最も高いという結果となった。

⑧学校や仕事以外の活動参加の有無を尋ねたところ、「参加していない・関わっていない」が7割以上と高い結果となった。

一方、「参加していない・関わっていない」と回答した人に、活動への参加意向についてたずねたところ、6割以上の若者が参加意向や興味は持っているという結果となった。

⑨学校や仕事以外の活動への参加条件を尋ねたところ、現在の就学・就業状況別にみると、生徒・学生は「友人や知人と一緒に活動できる」「進学・就職の際、自己PRにつながる経歴になる」等の割合が、正社員・正規職員より高い結果となった。

⑩区施設の認知状況・利用状況を尋ねたところ、相談機関について「知っているものはない」は5割を超える結果となった。若者関連施設についても多くの施設について「知らない」が8割を超える結果となった。

⑪世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無を尋ねたところ、伝えたいと思う人と、伝えたいと思わない人が半々に分かれる結果となった。

2 計画全体の指標

(1) 子どもの指標

【評価】

子どもの指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」については、令和5年度（2023年度）は、小学校低学年では68.0%、小学校高学年では55.0%、中学生では54.7%となっています。

平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、小学校低学年、中学生では、好きだと思う割合が高くなっており、自己肯定感が高まっているといえます。小学校高学年では大きな変化はありません。

中学生の指標である「住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合」については、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、肯定的な回答が低くなっており、地域に貢献したいという意識が低くなっているといえます。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)
自分のことが好きだと思う 子どもの割合	小学生(低学年)	54.0%	51.1%	68.0%
	小学生(高学年)	54.6%	57.2%	55.0%
	中学生	39.4%	48.4%	54.7%
住んでいる地域のために、自分の力を役立てたい と思う子どもの割合（中学生）		46.8%	54.7%	46.4%

(2) 保護者の指標

【評価】

保護者の指標である「子育てについて楽しいと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.1%、就学児童（小学生）保護者では75.8%となっています。就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者どちらも平成25年度（2013年度）から大きな変化はありません。

「世田谷区を子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.6%、就学児童（小学生）保護者では82.6%と8割を超えています。その割合は、就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者ともに、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）にかけて高くなっています。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
子育てを楽しいと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	80.2%	79.1%	80.1%
	就学児童（小学生）保護者	75.1%	77.6%	75.8%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	73.2%	73.9%	80.6%
	就学児童（小学生）保護者	76.5%	78.2%	82.6%

(3) 地域の指標

【評価】

地域の指標である「地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）では携わる意向がある（計）の割合は、就学前児童保護者では64.5%、就学児童（小学生）保護者では64.2%となっています。その割合は、就学前児童保護者では、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけて低くなっています。就学児童（小学生）保護者では、大きな変化はありません。

			平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
地域の子ども・子育て 支援に携わってもよい と考える保護者の割合	就学前児童保護者	すでに携わっている	1.5%	0.5%
		ぜひ携わりたい	16.7%	14.9%
		携わってもよい	50.9%	49.1%
		携わる意向がある (計)	69.1%	64.5%
	就学児童（小学生） 保護者	すでに携わっている	3.2%	1.1%
		ぜひ携わりたい	13.6%	13.7%
		携わってもよい	49.2%	49.4%
		携わる意向がある (計)	66.0%	64.2%

5 子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）

本編 P52

（1）教育・保育事業

◆ 幼稚園、認定こども園教育標準時間利用

	目標		実績			
	令和6年度（R7.4）		令和2年度（R3.4）		令和5年度（R6.4）	
	1号認定	2号認定 幼児期の学校教育の 希望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学校教育の 希望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学校教育の 希望が強い
特定教育・保育施設	1,781		1,907		1,958	
新制度に移行しない幼稚園	9,965		9,900		9,545	
区外利用－区内利用	636		636		602	
確保総計	12,382		12,443		12,105	

◆ 保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業

	目標			実績					
	令和6年度（R7.4）			令和2年度（R3.4）			令和5年度（R6.4）		
	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定
	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳
特定教育・保育施設	1,633	6,477	10,980	1,587	6,261	10,689	1,601	6,440	10,921
地域型保育事業	89	269	7	90	267	10	88	271	6
認可外保育施設	308	946	247	347	1,127	295	274	899	240
計	2,030	7,692	11,234	2,024	7,655	10,994	1,963	7,610	11,167
確保総計	20,956			20,673			20,740		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

			目標	実績	
			令和6年度	令和2年度	令和5年度
利用者支援事業		基本型・特定型（ヶ所）	11	11	11
		母子保健型（ヶ所）	5	5	5
延長保育		人数	5,579	5,261	5,383
一時預かり事業	幼稚園による一時預かり	人日数	471,418	387,899	373,466
		一時預かり（人日）	218,780	179,410	194,856
	その他の一時預かり	ファミサポ（人日）	32,360	9,334	20,097
		合計（人日）	251,140	188,744	214,953
ファミリー・サポート・センター事業＜就学児＞ （子育て援助活動支援事業）		人日数	13,367	1,963	5,123
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）		人数	9,058	7,861	8,962
ショートステイ事業（子育て短期支援事業）		人日数	3,861	3,285	1,703
ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）		人日数	428,210	393,210	413,210
		箇所数	74	67	69
養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育支援訪問事業）		件数	306	361	339
		委託事業者数	29	28	29
病児・病後児保育		人日数	26,100	23,100	25,200
乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）		対象人数	6,441	6,153	6,003
		委託訪問指導員数	54	41	54
		嘱託訪問員数	5	5	5
妊婦健診事業		確保内容	都内契約医療機関にて実施	都内契約医療機関にて実施	都内契約医療機関にて実施

第3章 基本方針

本編 P60

1 目指すまちの姿

第1期、第2期は、目指すべき姿を「子どもがいきいきわくわく育つまち」として、すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指してきました。

世田谷区基本計画（令和6年(2024年)3月策定）では、区政が目指すべき方向性のひとつとして「子ども・若者を中心に据える」を掲げ、子ども・若者一人ひとりを大人とともに地域と一緒に作る主体として位置づけ、子どもが社会の真ん中にいると実感できる地域づくりを目指し、取組みを進めています。

第3期で定める「目指すまちの姿」とは、子ども条例に基づき、まちの主役である子ども・若者が、地域社会に参画した地域社会の将来像であることから、子ども条例検討プロジェクトで、子ども参画のもと、子どもたちとともに、決めました。

【目指すまちの姿】

みんなが 自分らしく チャレンジでき

笑顔になれるまち

2 計画の目標

区は、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が保障され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指し、計画を推進してきました。

しかしながら、不登校、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、子ども・若者の自死等、子どもの権利や健やかな育ちが侵害されている現状があります。さらに、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、**子どもと若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くあります。**

さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、**周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ(競争的な社会のもとでの教育虐待(ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される)やしつけ等)、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態**が明らかになりました。

これら子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりすることは、子どもやその周囲だけの責任では決してありません。子どもの権利の保障は、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲の大人が育った環境(子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったこと)等の相互作用によるものであり、**区を含めた地域社会の責任**として捉え、今一度、子ども・若者の育ちと成長、子育てを**保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支えあうこと**を明確にします。

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、**子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくこと**を目指します。

【計画の目標】

子どもが権利の主体として、一人ひとり^{※2}の
健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、
自分らしく幸せ(ウェルビーイング^{※1})な今を生き、
明日からもよい日と思える^{※3}社会を実現する。

※1 「ウェルビーイング (Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2 「一人ひとり」

…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

※3 「明日からもよい日と思える」

…主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含みます。

「将来」や「未来」という言葉は、「未来の宝」という大人側の想いが想像されるため、使用していません。

3 計画を貫く4つの原則

本編 P63

本計画の推進にあたっては、第2期計画の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での、「3つの視点」として掲げた「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を改め、新たに、本計画における「計画を貫く4つの原則」を定めます。
政策及び施策を実施するにあたっては、この4つの原則を踏まえます。

1 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。

3 多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、支える。

4 子ども・若者ととともにすすめる地域社会づくり

子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で、互いを尊重しながら、育っていける地域社会をつくる。

※声…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

4 子ども・若者政策と少子化対策の関係性

本編 P64

現在の少子化は、経済的要因・心理的要因・環境的要因等、複数の要因が絡まっており、その対策には子どもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革や子育ての社会化等も含み、国、都、区市町村、民間企業等がそれぞれの役割の下、連携しながら取組みを推進する必要があります。

区は、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体として、世田谷版ネウボラを中心とした妊娠期からの子育て支援、区民に寄り添った切れ目ない施策を強化していくことに重点を置き、事業者を含むすべての区民とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do 真ん中」の実現に取り組んでいます。

最も身近な自治体として、区民の多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要であることから、本計画の目標である「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」ことによって、「世田谷で子育てしやすい」「子育てし続けたい」と実感できる区民を増やし、社会増及び自然増により持続可能な人口構成になることで、区として「希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷」を実現し、国、都の少子化対策に資することにつなげていきます。

第4章 政策の柱

本編 P65

子どもが権利の主体として、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現するために、**子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でその育ちと子育てを支えるための取組みを推進すること**を主眼に「政策の柱」を定めます。

妊娠期からの子どものライフステージを通じて、**基本的な生活基盤の安定と、家庭や学校、地域で、あたたかく応答的な関係性や、居場所があること等、ポジティブな体験を重ねることは、すべての子どものウェルビーイングの基盤**となります。

小中学生アンケート調査の結果からも、〈周囲の人が自分の意見をちゃんと聞いてくれている〉、〈家族に大事にされている〉、〈学校が楽しい〉、〈地域のお祭りなどに行くのが好き〉、〈家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる〉という複数の体験や実感が、自己肯定感に影響することが推測される結果でした。

さらに、こうした体験は、虐待・ネグレクト・家庭内での困難やいじめ等の逆境的体験がある子どもたちの傷つきの影響を緩和する可能性があります。その観点からも、子どもを取り巻く多様なコミュニティ※1の中で、信頼できる人々との関わりや体験を、子どもの権利に根差して保障することが必要です。

区は、事業者を含む区民とともに、子どもの生活するあらゆる場において、子どもの権利が当たり前に保障される社会をつくり出します。その基盤として、妊娠期から乳幼児期において、すべての子どもが安定したアタッチメント※2を形成できる環境を整えます。そして、子どもや若者、子育て家庭(保護者)が、ライフステージを通じて多様なコミュニティ※1とつながり、さまざまな人と出会うことのできる環境をつくり出します。

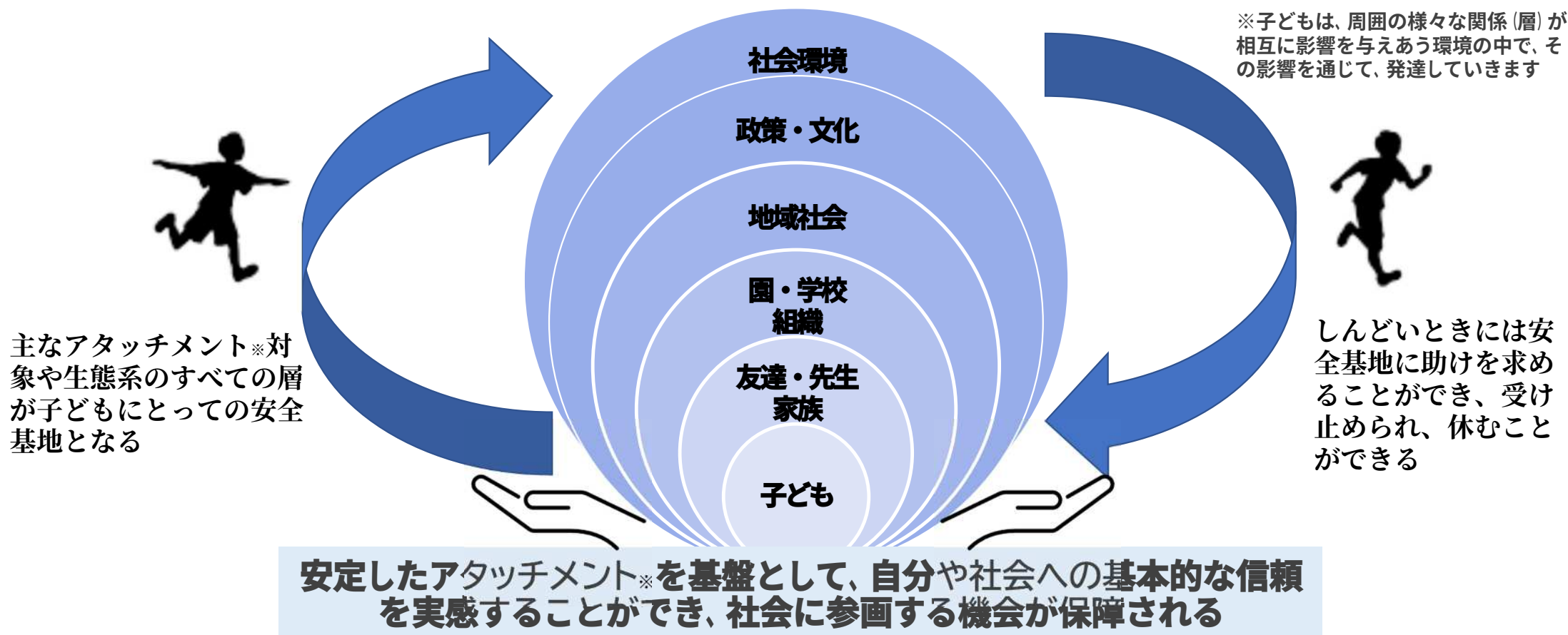
自分らしさが肯定されて、自分自身の声を受け止められ、応答的で安心のできる関係や環境を基盤にして、豊かに遊び、意見を表明し、社会に参画し、挑戦できるポジティブな体験を増やし、さまざまな生き方を選択できる機会をつくり出します。

※1 コミュニティ…これまでの地域行政における地域・地区など場所や圏域としての意味に止まらず、子どもや若者、子育て家庭が紡ぐ日常的なつながりや人間関係(対面的な関係に加え、インターネット空間における関係性も含む)を意味する。

※2 アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

子どものウェルビーイングの生態系：安心の輪

子どもを取り巻くすべての層とライフステージを通じて、「基本的な生活基盤の安定」と「安全で安心できる応答的な関わりや体験」が保障され、継続することを目指す



※アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

山口有紗氏(国立成育医療研究センター)
監修のもとに作成

子どもを取り巻くすべての層で
ACEs (逆境体験) を減らし・癒し、PCEs (ポジティブな体験) を高める

PCEs (ポジティブな体験) が多い

よりウェルビーイングな
状態

ACEs (逆境体験)
が多い

ACEs (逆境体験)
が少ない

よりウェルビーイング
ではない状態

- ACEs (子ども時代の逆境体験)
…虐待やネグレクト、家庭内での暴力やメンタルヘルスの不調、貧困、排除等
- PCEs (子ども時代のポジティブな体験)
…家庭や学校や地域で、温かく応答的な関係性や、居場所があること等

PCEs (ポジティブな体験) が少ない

山口有紗氏 (国立成育医療研究センター) 監修
のもと作成

【政策の柱】

New

1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、
子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現
します

3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体
験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つ
ことができる環境をつくります

New

5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育
ちの環境に関わらず、安心して育つことがで
きる地域をつくります

7 子どもの命と権利を守るセーフティネット
の整備により、地域で安心して暮らすことが
できる環境をつくります

2 乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土
台づくりと、健やかな成長を支えます

New

4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を
通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつ
くります

6 人や支援につながりながら、地域で心地よく
子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期か
ら切れ目なく支えます

New

政策の柱1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、 子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

本編 P68

目指す状態

安心して、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされていると感じている

一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている

子どもが、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と感じることができている

若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

- ①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合
- ②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
- ③社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合
- ④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

取組みの方向性

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、大人とともに地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変えていく主体者です。

急激な社会状況の変化の中で、これまで以上に地域や社会の課題の多様化・複雑化が進んでいます。この課題に向き合うには、子ども、若者とまわりの大人が互いを尊重しながら対話を重ね、それぞれのアイデアや考えを持ち寄り、解決したり、新たな価値をつくっていける地域社会を実現する必要があります。

その実現のために、日常の関わりや地域社会等の様々な場面での取組みをさらに充実し、子ども・若者一人ひとりが、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される周囲との応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者が、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と実感できる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり※と地域・社会への参加・参画の推進
- ◆ 子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築
- ◆ 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進
- ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ
- ◆ 子育ての社会化、地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

※うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わり、自己を形成するための支援等

政策の柱2 乳幼児期の支援を通じて、 子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

本編 P69

目指す状態

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている

⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合（小学校低学年のみ）

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しんでいると感じることができている

⑥子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合

取組みの方向性

施策の概要

乳幼児期の子どもが、健やかに成長（育ち）するとともに、心も、身体も、周囲との関係も、心地よく満たされ、自分のことが好き、と実感できる社会を実現する必要があります。

そのためには、子どものウェルビーイングと成長を支えるとともに、子どもが保護者と安定したアタッチメント※が形成できるような環境を整えるなどの子どもの育ちの土台づくりも重要です。

区は、乳幼児期の子どもの健やかな成長と育ちの土台づくりのために、子どもや子育て家庭の状況を把握し、それぞれのニーズに沿った教育・保育事業や子ども・子育て支援事業をきめ細かく展開します。

また、子どもの育ちに関わるすべての関係者（施設・事業）が、専門性を活かしながら、子どもの権利を主体にした支援を行えるよう、質の確保と向上に取り組めます。

これらの取組みにより、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図ります。

- ◆ 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実
- ◆ 子どもの権利を主体とした教育・保育の質を守り、高めるための支援
- ◆ 子どもの健やかな育ちに関わる専門人材の確保・育成
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ、学びの機会の充実
- ◆ 幼稚園や保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

※アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか（アタッチメント対象）」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

政策の柱3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、 のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

本編 P70

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている (再掲)	⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合 (再掲)
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている (再掲)	②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合 (再掲)
子どもが安心して過ごせる場所があり、行くことができ、子どもにとって安心できる関係がある	⑦やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合 ⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

取組みの方向性	施策の概要
---------	-------

区ではこれまで、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごし、育つことができる環境づくりに取り組んできました。その一方で、児童虐待相談件数の増加や遊び場の減少、子ども自身が自由に使える時間を十分に持てない状況など子どもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」、「参加する権利」をはじめとした子どもの権利を全ての子どもが実感できる環境整備が以前にも増して重要となっています。

そのために、子どもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、児童館をはじめとした居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもが遊んだり、くつろいだり自由に過ごすことができたり、意見を言いやすい環境を整え、その取組みを地域に広げていきます。

これらの取組みにより、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現します。

- ◆ 子どもに身近な相談支援・見守りネットワークの強化
- ◆ 子どもの権利の拠点の充実
- ◆ 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実
- ◆ 外遊びの機会と場の拡充
- ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ (再掲)

New

政策の柱4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

本編 P71

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している（再掲）	④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合（再掲）
若者が身近な地域のなかで、安心して過ごせる居場所がある、知っている	⑨世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合
若者がやりたいことにチャレンジしたり、多様な経験を重ねることができる機会が充実している	⑩ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合
若者が日ごろから意見を尊重されていると実感し、希望をもって自分の意見を伝えたいと思っている	⑪最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合
	⑫世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

取組みの方向性	施策の概要
若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立※を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要となっています。 そのため、地域全体で一人ひとりの若者の悩みや葛藤に寄り添い、支え、互いにつながり合うことができるよう、若者と社会をつなぐ取組みや様々な支援機関・地域団体等の連携強化が必要です。 また、若者にとって身近な地域のなかで安心して過ごせる居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を拡充します。さらに、若者が過ごすあらゆる場面において、若者の意見を受け止め、尊重し、ともに考えることで、若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取組みを進めます。 これらの取組みを通して、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現します。	◆ 若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実 ◆ 若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参加・参画の推進

※様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと

New

政策の柱5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

本編 P72

目指す状態

子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と感じることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

- ⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合(再掲)
- ⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合
- ⑭どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合
- ⑮自分のことが大事だ、と思う若者の割合

取組みの方向性

すべての子ども・若者が、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と実感でき、自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりをすすめる必要があります。

そのためには、子ども・若者が、心身ともに豊かに育つことができるために、様々な課題や個別ニーズに応じて必要な支援が受けられるよう施策を充実するとともに、子ども・若者が抱える悩みや困難に、身近な周囲の大人が気づいたり、サポートにつなげることができるネットワークづくり等に取り組めます。

これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、本来持っている力が発揮できるよう、ウェルビーイングな状態にあることを実現します。

施策の概要

- ◆ 子どもの貧困対策
- ◆ ひとり親家庭への支援
- ◆ 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援
- ◆ 発達・発育を支える体制の整備・充実(医療的ケア児への支援や施設整備等)
- ◆ ヤングケアラー支援
- ◆ 何らかの困難や孤独感、生きづらさを抱えた若者への支援

政策の柱6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、 家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

本編 P73

目指す状態

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている（再掲）

保護者等が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく子育てしている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⑥子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合（再掲）

⑩子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合

⑪地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合

取組みの方向性

妊娠期から、子育て支援と福祉、医療、地域とが連携しながら、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を中心に、子育て家庭を切れ目のない支援に取り組んできました。

しかしながら、コロナ禍を経て、地域の見守りや支えあいのコミュニティの希薄化に拍車がかかり、家族の核家族化や子育て世代の減少等もあり、妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務になっています。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを踏襲し、子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組めます。また、妊娠期も含めて、地域につながりながら子育てするための仕掛けや、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供・支援、アウトリーチによる支援を充実します。

これらの取組みにより、子どもとその保護者が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 伴走型相談支援体制の強化（児童福祉法改正への対応）（こども家庭センター・地域子育て相談機関、地区における見守りネットワーク）
- ◆ 相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援やつながる仕組み、情報や支援を届ける取組みの充実
- ◆ 妊娠期から地域につながる取組みの推進
- ◆ 保護者の学びの支援
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ（再掲）

政策の柱7 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、 地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

本編 P74

目指す状態

子どもが、安心して暮らせている、とすることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合(再掲)

取組みの方向性

令和2年度(2020年度)に児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

一方で、令和5年度(2023年度)の区の児童虐待相談対応件数は、3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

そのために、家庭への養育環境の支援に取り組むとともに、代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 予防型の児童相談行政の推進
- ◆ 家庭養育を優先した社会的養護の推進
- ◆ 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

第5章 計画の内容

本編 P75-123

☞ 第2期後期計画の施策を基本に、若者計画を体系に組み込んだうえで、妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期、若者期、子育て期のライフステージ順で定める。

大項目	中項目
1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	(1) 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実 (2) 教育・保育の質を守り、高めるための支援
2 子どもの参加・参画と成長・活動の支援	(1) 子どもが意見を表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実 (2) 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進 (3) 子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化 (4) 子どもの権利の拠点の充実 (5) 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 (6) 子ども期からのこころとからだの健康づくり
3 若者が力を発揮できる環境づくり	(1) 若者が力を発揮できる環境の充実 (2) 若者自身がライフプランを描き実現するための支援
4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	(1) 妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～ (2) 保護者の子育て力をともに支えるための支援
5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート	(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援 (2) 配慮が必要な子どもの支援 (3) 生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～ (4) ひとり親家庭の子どもの支援 (5) 悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援
6 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	(1) 福祉分野と教育分野の連携強化 (2) 「共に学び、共に育つ」教育の充実
7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり	(1) 子ども・若者、子育てに関わる人材の確保及び育成、支援 (2) 子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実 (3) 地域の子育て力への支援 (4) 子ども・若者、子育てを支える基盤

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

本編
P124

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するとされており、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえるとされています。

区では、基本指針と令和4年（2022年）5月に実施したニーズ調査結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行ったうえで、事業計画を策定しました。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年（2022年）6月）では、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置することが市町村の努力義務となりました。これとあわせて、新たな市町村の事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設されました。本事業計画では、その内容を反映しています。

また、「こども誰でも通園制度」は、令和7年度（2025年度）に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度（2026年度）から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施できるよう、改正子ども・子育て支援法が令和6年（2024年）6月に成立しました。そのため令和6年（2024年）夏頃以降に、基本指針及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」が改正される予定となっています。その改正を待って、「こども誰でも通園制度」については記載を検討します。「産後ケア事業」についても、同法で地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、国・都・区の役割分担の明確化や、計画的な提供体制の整備を進めるとされました。今後、国が定める基本指針を踏まえ、記載を検討します。

3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

各項目の数値は、令和6年7月時点のものであり、今後、変更になる可能性があります。

本編
P128・129

(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用（以下、「幼稚園等」という。）によって確保する対象としては、1号認定の方及び2号認定のうち幼稚園等を希望する方となります。3歳から5歳で保育の必要性がない子どもは1号認定、保育の必要性がある子どもは2号認定となりますが、ともに幼稚園等を希望する方を対象としています。

ニーズ調査の結果、確保量が需要量を上回っている一方で、3歳以降も「保育施設の希望」が比較的高いことから、幼稚園等による一時預かりの拡充を進めます。

2) 保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等（以下、「保育施設」という。）により確保する対象としては、原則として、2号認定のうち、前記の幼稚園等の希望の方を除いた方と3号認定の方になります。3号認定は、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもです。

ニーズ調査の結果では、0歳が実態と大きく乖離している状況があること、1歳と2歳で保育所等の需要（利用意向率）に差が生じている状況があります。そのため、需要量見込みについては、過去の保育所等を利用されている方や利用を希望されている方等の状況を分析して、次のように算出します。

0歳は、国が示した育児休業の取得状況等を踏まえて計算する手法を用いてニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映して算出します。1歳は、0歳と同様にニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映するとともに、ニーズ調査における潜在的ニーズを調整して算出します。2歳は、1歳の需要の算出結果を踏まえ、過去の1歳から2歳への利用状況の推移を勘案して算出します。

2号認定は、ニーズ調査の結果と2歳の需要の推移を勘案し算出します。また、推計では将来人口推計を用いていますが、将来人口推計と実績の乖離が一部生じている実態を踏まえ、需給状況に大きく影響する年齢では乖離を反映しています。

確保の内容については、既存の施設等の定員の見込みから1歳を除き需要量見込みを満たす状況となっています。そのため、1歳を中心として確保策を検討する必要があります（確保策については現在調整中）。

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（全地域）

(人)

 本編
P129

		令和5年度（2023年度）（実績）					令和6年度（2024年度）（見込）						
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			幼稚園等の希望	保育施設の希望	0歳	1歳	2歳		幼稚園等の希望	保育施設の希望	0歳	1歳	2歳
①需要量見込み		6,714	1,851	11,156	1,937	7,674		6,390	1,762	10,618	1,908	7,632	
確保の内容	②特定教育・保育施設	1,958	10,921		1,601	6,440		1,890	10,939		1,607	6,432	
	③新制度に移行しない幼稚園	9,545						9,545					
	④区外利用－区内利用	602						602					
	⑤地域型保育事業所		6		88	271			6		88	271	
	⑥認可外保育施設		240		274	899			240		265	891	
	⑦確保総計	12,105	11,167		1,963	7,610		12,037	11,185		1,960	7,594	
	⑧前年度比							-68	18		-3	-16	

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）						令和9年度（2027年度）					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		幼稚園等 の希望	保育施設 の希望	0歳	1歳	2歳		幼稚園等 の希望	保育施設 の希望	0歳	1歳	2歳		幼稚園等 の希望	保育施設 の希望	0歳	1歳	2歳
①	6,081	1,672	10,290	1,698	3,691	3,642	5,849	1,609	10,068	1,735	3,685	3,709	5,724	1,575	10,008	1,769	3,682	3,719
②	1,712	10,923		1,628	3,204	3,505	1,558	10,873		1,628	3,189	3,503	1,434	10,858		1,624	3,186	3,487
③	9,029						9,029						9,029					
④	602						602						602					
⑤		6		88	134	137		6		88	134	137		6		88	134	137
⑥		232		253	420	435		232		250	420	435		232		250	414	412
⑦	11,343	11,161		1,969	3,758	4,077	11,189	11,111		1,966	3,743	4,075	11,065	11,096		1,962	3,734	4,036
⑧	-694	-24		9	241		-154	-50		-3	-15	-2	-124	-15		-4	-9	-39

	令和10年度（2028年度）						令和11年度（2029年度）					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		幼稚園等 の希望	保育施設 の希望	0歳	1歳	2歳		幼稚園等 の希望	保育施設 の希望	0歳	1歳	2歳
①	5,544	1,526	9,852	1,807	3,716	3,716	5,419	1,516	9,939	1,846	3,752	3,712
②	1,332	10,812		1,613	3,176	3,472	1,282	10,780		1,613	3,166	3,470
③	9,029						9,029					
④	602						602					
⑤		6		88	134	137		6		88	134	137
⑥		232		250	414	412		232		250	414	412
⑦	10,963	11,050		1,951	3,724	4,021	10,913	11,018		1,951	3,714	4,019
⑧	-102	-46		-11	-10	-15	-50	-32		0	-10	-2

※③新制度に移行しない幼稚園については、令和7年度より閉園予定園の募集しない学年の定員数を除いた数を確保数としている。

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

本編 P132・133

1) 利用者支援に関する事業

利用者支援事業は、地域において、緊密に連携し、ネットワークによる相談支援を実施しています。令和7年度（2025年度）より、従来の利用者支援事業（基本型）6か所に加え、子育てステーション、おでかけひろばを新たに基本型に位置付けます。また、利用者支援事業を活用しない地域子育て相談機関として、児童館等を位置付け、身近な場所で相談できる体制を強化します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	需要量見込み(ヶ所)	57	60	60	60	60
	確保の内容(ヶ所)	57	60	60	60	60
	前年度比	51	3	0	0	0
地域 子育て相談機関	需要量見込み(ヶ所)	83	86	86	87	88
	確保の内容(ヶ所)	83	86	86	87	88
	前年度比		3	0	1	1
特定型	需要量見込み(ヶ所)	5	5	5	5	5
	確保の内容(ヶ所)	5	5	5	5	5
	前年度比	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	需要量見込み(ヶ所)	5	5	5	5	5
	確保の内容(ヶ所)	5	5	5	5	5
	前年度比	0	0	0	0	0

2) 延長保育（時間外保育事業）

本編 P134・135

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みでは、平成30年度（2018年度）調査と比較して、令和5年度（2023年度）以降の需要量見込みが大幅に減少している状況にあります。今後、需要量の回復も想定される中、希望する保護者が延長保育を利用できるよう、現状の延長保育の実施体制（確保の内訳）を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	1,814	1,773	1,748	1,717	1,708
確保の内容（人）	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
前年度比	-279	0	0	0	0

3) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保育事業または幼稚園と日常的な預かり保育を利用していない人の利用を想定しており、令和8年度（2026年度）から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として開始される「こども誰でも通園制度」の利用対象者と重複することから、今後、「こども誰でも通園制度」の基本指針等が示され次第、一時預かり事業も併せて、検討します。

4) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）（子育て援助活動支援事業）

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みは、利用実態と大きく乖離しており、潜在的な需要が含まれていると考えられます。令和7年度（2025年度）からの需要量見込みは、ニーズ調査結果に基づく需要量見込みのほかに、実際に利用している会員数の割合や就学児の近年の利用実績を踏まえて推計していますが、推計後も潜在的な需要は含まれていることから、実際のニーズに確保の内容が満たない場合は、本計画の中間見直し時に、検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	8,197	9,207	10,341	11,615	13,046
確保の内容（人日）	6,037	7,083	8,310	9,750	11,440
前年度比	877	1,046	1,227	1,440	1,690

5) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

低学年（1～3年生）について、新BOP学童クラブでは、定員を設けることなく条件を満たしている児童の受け入れを行ってまいります。新BOP学童クラブの大規模化や狭あい化の解消を目指して整備を行う民設民営放課後児童クラブの誘致も進め、各年度の需要量見込みに対応していきます。

高学年（4年生以上）については、BOPや児童館、そしてプレーパーク等の民間事業者が運営する子どもの居場所において、児童の成長にあわせて継続した見守りを実施することで対応をしています。なお、配慮が必要な児童に関しては、新BOP学童クラブ等で6年生まで子どもの育ちに寄り添っています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	計	10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
	1年生	3,459	3,357	3,305	3,447	3,230
	2年生	3,181	3,310	3,191	3,109	3,223
	3年生	2,716	2,785	2,895	2,774	2,664
	低学年	9,356	9,452	9,391	9,330	9,117
	4年生	654	633	611	603	559
	5年生	265	267	259	250	247
	6年生	105	105	106	102	99
	高学年	1,024	1,005	976	955	905
確保の内容（人）		10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
前年度比		1,027	77	-90	-82	-263

6) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

本編 P137-139

ショートステイ事業は、育児不安等を解消し児童虐待予防のための支援をする機能も担っており、時期を逃さず適切に利用へつなげる必要があるため、実績を踏まえた事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	1,974	1,976	1,978	1,980	1,982
確保の内容（人日）	4,053	4,149	4,245	4,341	4,437
前年度比	96	96	96	96	96

7) 養育支援訪問事業

利用実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	796	792	787	784	782
確保の内容（件）	796	792	787	784	782
前年度比	490	-4	-5	-3	-2

8) ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

「ベビーカーや子どもが歩いていける距離（15分）」に設置されるよう面的な整備を進め、令和11年度（2029年度）までに83か所確保することを目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
需要量見込み（ヶ所）	78	81	81	82	83
確保の内容（人日）	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
前年度比	20,000	15,000	0	5,000	5,000
確保の内容（ヶ所）	78	81	81	82	83
前年度比	4	3	0	1	1

9) 病児・病後児保育事業

本編 P140-142

需要量見込みの伸びを勘案し、現在の事業量（施設数と定員数）を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	21,200	21,300	21,500	21,700	22,200
確保の内容（人日）	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200
前年度比	0	0	0	0	0

10) 乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

訪問率100%を目指し、実績見込み数である委託訪問指導員、嘱託訪問員あわせて59人の体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	5,890	5,861	5,828	5,804	5,789
確保の内容（人）	5,890	5,861	5,828	5,804	5,789
前年度比	-551	-29	-33	-24	-15
確保の内容 委託訪問指導員	54	54	54	54	54
前年度比	0	0	0	0	0
確保の内容 嘱託訪問員	5	5	5	5	5
前年度比	0	0	0	0	0

11) 妊婦健診事業

現在の都内契約医療機関で実施する体制により、充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	6,310	6,278	6,242	6,216	6,200
確保の内容	実施場所：都内契約医療機関 →				

12) 子育て世帯訪問支援事業

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。区では、これまで養育支援訪問事業に位置付けていた「Ⅰ さんさんプラスサポート事業」、「Ⅱ 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）」、「Ⅲ 学生ボランティア派遣事業」に、「Ⅰ② ツインズプラスサポート事業」を加え、本事業に位置づけます。

現行の契約事業者で実施する体制を維持することにより充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

Ⅰ ①「さんさんプラスサポート事業」、②「ツインズプラスサポート事業」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）…さんさんプラス①	233	232	231	229	229
需要量見込み（件）…ツインズプラス②	178	177	176	175	174
需要量見込み計（件）…①+②	411	409	406	404	403
確保の内容（件）…さんさんプラス①	233	233	233	233	233
確保の内容（件）…ツインズプラス②	178	178	178	178	178
確保の内容（件）…①+②	411	411	411	411	411
前年度比		0	0	0	0
確保の内容（事業者）	31	31	31	31	31
前年度比		0	0	0	0

II 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	128	133	138	143	148
確保の内容（件）	128	133	138	143	148
前年度比		5	5	5	5
確保の内容（事業者数）	13	13	13	13	13
前年度比		0	0	0	0

III 学生ボランティア派遣事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	10	13	16	19	22
確保の内容（件）	10	13	16	19	22
前年度比		3	3	3	3
確保の内容（事業者数）	1	1	1	1	1
前年度比		0	0	0	0

13) 児童育成支援拠点事業

本事業は、令和 4 年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。
養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。区では、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を位置づけます。区内北部および区内南部の 2 か所にて充足するかは、令和 6 年度（2024年度）に開設する 2 か所目の実施状況をふまえて、本計画の中間見直し時に、検討します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	121	121	123	125	124
確保の内容（人日）	80	80	80	80	80
前年度比		0	0	0	0

14) ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。区では、ペアレント・トレーニングを本事業に位置付けます。

この間の実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	20	20	24	28	32
確保の内容（人日）	16	32	32	32	32
前年度比		16	0	0	0

世田谷区

子ども・若者総合計画（第3期）

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度

<素案>

令和6年（2024年）8月

世田谷区

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 子ども・若者・子育て施策の現状	1
2 子ども・若者総合計画（第3期）策定の趣旨	7
3 計画の推進	9
第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価	13
1 調査結果からみえてきた子ども・若者の状況	13
2 計画全体の指標	40
3 子ども計画（第2期）後期計画の評価	43
4 若者計画の評価	50
5 子ども・子育て支援事業計画（令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度））	52
6 子ども・子育て会議の評価・検証及び課題整理	54
7 子ども・青少年協議会の評価・検証及び課題整理	58
第3章 基本方針	60
1 目指すまちの姿	60
2 計画の目標	61
3 計画を貫く4つの原則	63
4 子ども・若者政策と少子化対策の関係性	64
第4章 政策の柱	65
1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します	68
2 乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます	69
3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります	70
4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります	71
5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります	72
6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます	73
7 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります	74

第5章 計画の内容	75
○ 体系	75
1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	77
2 子どもの参加・参画と成長・活動の支援	81
3 若者が力を発揮できる環境づくり	91
4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	95
5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート	100
6 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	113
7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり	117
第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度（2025年度）～11年度（2029年度））	124
1 圏域の設定	125
2 将来人口推計	126
3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期	128
第7章 子どもの貧困対策計画	147
資料編	148
1 計画策定にあたっての検討状況	148
2 用語解説	156
3 参考データ	157
4 世田谷区子ども条例	168

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・若者・子育て施策の現状

(1) 全国的な社会状況と国の動向

(人口減少、出生数の減少)

国は、人口減少、少子高齢化の進行が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。出生数も減少の一途を辿っており、平成28年(2016年)には100万人を切り、令和4年(2022年)に80万人を切り、さらに減少し、令和5年(2023年)には727,277人となり、コロナ禍を経て、人口減少が加速しています。また、合計特殊出生率も平成28年(2016年)の1.44から低下の一途を辿っており、令和4年(2022年)は1.26、令和5年(2023年)は1.20となっています。

このような現状を踏まえ、国は令和3年(2021年)12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を決定しています。基本方針では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに対する取組・政策を我が国社会真ん中に位置付けて(「こどもまんなか社会」)、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

(子ども・若者育成支援施策)

令和3年(2021年)4月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」の第3次が策定されています。法施行後10年が経過し、教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子ども・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増していることを踏まえて、大綱では、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが示されています。

(こども基本法、こども大綱)

令和4年(2022年)6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が成立しました。同法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。そのなかで、市町村は子ども計画を作成することが努力義務とされているとともに、こども施策の策定・実施・評価に、こども・こどもを養育するも

の等の意見を反映させるための必要な措置を講じることが示されています。

そして、令和5年（2023年）6月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁も発足しています。また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

（児童福祉法改正）

令和4年（2022年）6月成立、令和6年（2024年）4月施行の児童福祉法の一部改正では、児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業などの新設等が示されました。また、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることも示されています。

（こども未来戦略、改正子ども・子育て支援法）

「こども大綱」と同時の令和5年（2023年）6月には、「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和5年（2023年）12月）」を踏まえた「こども未来戦略」が閣議決定されました。戦略では、令和6年度（2024年度）からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援拡充」、「共働き・共育での推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」などの施策が提示されました。

そして、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、改正子ども・子育て支援法が令和6年（2024年）6月に成立しました。具体的には、児童手当の拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創

設、「産後ケア事業」の提供体制の整備などが盛り込まれています。

（改正こどもの貧困の解消に向けた対策推進法、こども性暴力防止法）

令和6年（2024年）6月に改正されたこどもの貧困の解消に向けた対策推進法では、法律名に「こどもの貧困の解消」が明記され、「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと」など、貧困によって生じる具体的な課題が明示されました。また、貧困対策の指標の一つとしてひとり親世帯の養育費受領率の向上が盛り込まれています。

また、同時期に成立したこども性暴力防止法（令和6年（2024年）6月）は、こどもへの性被害を防止する目的として創設され、日本版 DBS 法となりました。令和8年度（2026年度）から、保育所や児童養護施設、障害児施設、学校等において従事する人の犯罪歴を確認し、性犯罪者の就労を事実上制限する取り組みが始まります。

（２）東京都の動向

（東京都こども条例、施策推進連携部会の設置）

東京都は、令和3年（2021年）4月に「東京都こども条例」を施行しています。この条例は、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にすることを理念として掲げ、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めています。また、条例が成立・施行したことを受け、東京都の関係各局で子どもに関する施策を連携して推進するため、令和4年（2022年）4月に「子供・子育て施策推進本部」の下に関係22局で構成する「施策推進連携部会」を設置しました。

（チルドレンファーストな社会の実現）

令和5年度（2023年度）の予算方針として掲げられた「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」に基づき、“東京から少子化に歯止めをかける”として、「018 サポート」（0歳～18歳まで所得制限なしの子ども1人当たり月5千円の支給）、「第二子の保育料無償化」など、様々な施策を展開しています。

そして、「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2023」を令和5年（2023年度）7月に策定し、子どもを取り巻く環境を踏まえた子ども政策の課題と今後の政策強化の方向を示しています。その後、子どもの居場所におけるヒアリングや SNS を活用したアンケートなど多様な手法を活用し、令和6年（2024年度）4月に、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2024」を策定しています。

(3) 世田谷区の社会状況と区の動向

(人口、子どもの人口の動向)

平成7年(1995年)以降、区の総人口は長期的には増加傾向にあり、26年間で約14万人増えて、令和3年(2021年)に92万人を超えました。この人口増加の主な要因として、転入者数が転出者数を上回る「社会増」が続いたことがあげられます。一方、世田谷区の出生数は平成28年(2016年)以降、減少傾向が続いており、令和元年(2019年)以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じています。

しかし、令和4年(2022年)には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、「社会減」となったことから人口減少となりました。その後、令和5年(2023年)以降は「社会増」となりましたが、令和5年(2023年)は「自然減」が上回ったため再び人口減少となり、令和6年(2024年)は「社会増」が「自然減」を上回ったため人口増加となり、総人口は918,141人となっています。

年齢別人口をみると、令和2年(2020年)以降、12歳～17歳、18歳～29歳は増加傾向、6歳～11歳はおおよそ横ばいで変化しています。一方で、0歳～5歳は減少傾向にあり、令和5年(2023年)に40,000人を切り、令和6年(2024年)には37,786人まで減少しています。なお、年齢別に転入・転出者数をみると、令和元年(2019年)以降、20歳代は転入超過にあり、30歳代以降は転出超過にあります。

また、区の世帯構成は、国勢調査によると単独世帯の割合が上昇傾向にあり、平成17年(2005年)の48.2%から令和2年(2020年)には54.1%と半数を超えています。核家族(夫婦と子ども世帯、男親と子ども、女親と子ども)世帯の割合も上昇傾向にあり、平成17年(2005年)の29.7%から令和2年(2020年)には31.1%となっています。

(子ども条例、子ども計画)

世田谷区では、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力をあわせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを掲げ、平成13年(2001年)12月に「世田谷区子ども条例」を23区で初めて制定し、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート(略称：せたホッと)」の設置や児童相談所の設置など、子ども・子育てにかかる支援を前進させてきました。世田谷区の子ども施策の強みは、権利の主体である子どもの視点(子どもの最善の利益)で展開されていることであり、子どもの権利に基づいた施策を実施してきました。

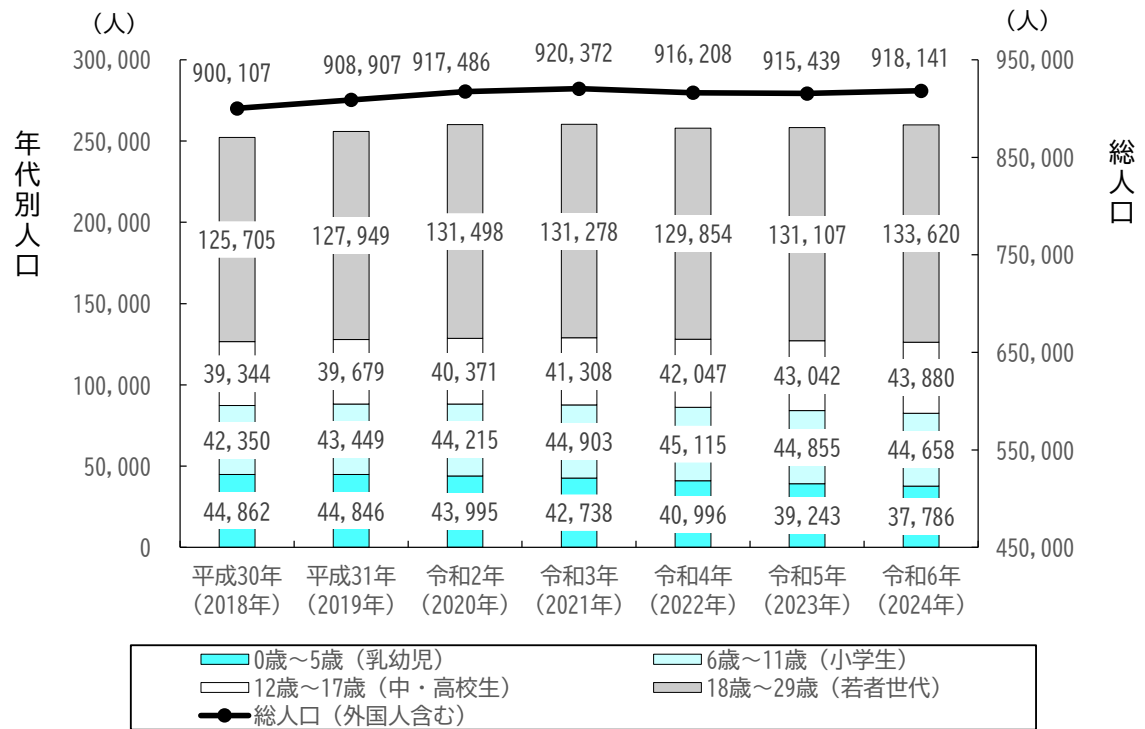
子ども条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、平成17年(2005年)3月に「世田谷区子ども計画」を策定しました。平成27年(2015年)3月には「世田谷区子ども計画(第2期)」を策定し、「世田谷版ネウボラ」の実施・推進等により妊娠期からの切れ目のない支援を進めるとともに、喫緊の課題であった保育待機児童の解消に

向けた保育施設整備や子育てを身近な地域で支えるための子育て支援の充実などに取り組んできました。また、区民とともに今を生きる子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進していく基本姿勢を明確にするため、平成 27 年（2015 年）3 月に「子ども・子育て応援都市宣言」を行いました。

「世田谷区子ども計画（第 2 期）」の策定以降、子どもの貧困の社会問題化、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになるなど、区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境も大きな変容を遂げました。こうした状況の変化に的確に対応し、区の子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進する必要があることから、令和 2 年度（2020 年度）に「世田谷区子ども計画（第 2 期）後期計画」を策定しました。新たに子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包しました。

また、令和 2 年度（2020 年度）以降、育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等、コロナ禍の影響もあり、子どもと子育て家庭をとりまく環境や保護者の働き方が急激に変化したこと、さらに、区における年間の出生数が減少傾向にあることから、令和 5 年（2023 年）3 月に「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」を策定し、事業の需要量の見込みと確保の内容等を見直しました。なお、調整計画では、子どもや子育て家庭をとりまく環境の急激な変化やコロナ禍の影響により新たに生じている課題に迅速に対応し、現在の取組みを一層加速させる必要があるため、第 3 期への展望も見据えて、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」をあわせて定め、施策を実施しています。

■ 年代別子ども人口と総人口の推移 ■



※各年1月1日現在
「住民基本台帳人口 (日本人のみ)」より作成

2 子ども・若者総合計画（第3期）策定の趣旨

（1）策定の趣旨・計画期間

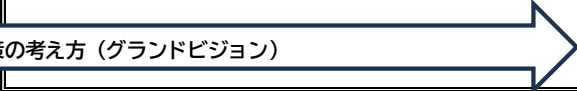
世田谷区では、子ども・若者にかかる個別計画として、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）を期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」と「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を策定しています。令和6年度（2024年度）に計画の最終年度を迎えたことから、新たに子ども・若者にかかる個別計画を定めます。

子どもと若者を取り巻く環境や社会は、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、未だ改善すべき問題が多くあります。また、子どもや若者たちの声を聴く中で、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態が明らかになりました。さらに、国のこども基本法の施行や児童福祉法の改正、区での世田谷区子ども条例の改正に向けた検討等、子ども・若者、子育て政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを引き継ぎつつ、このような状況の変化や課題に的確に対応することを目指し、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画（第3期）」に名称を変更します。

また、これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間とします。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行います。

■ 計画期間 ■

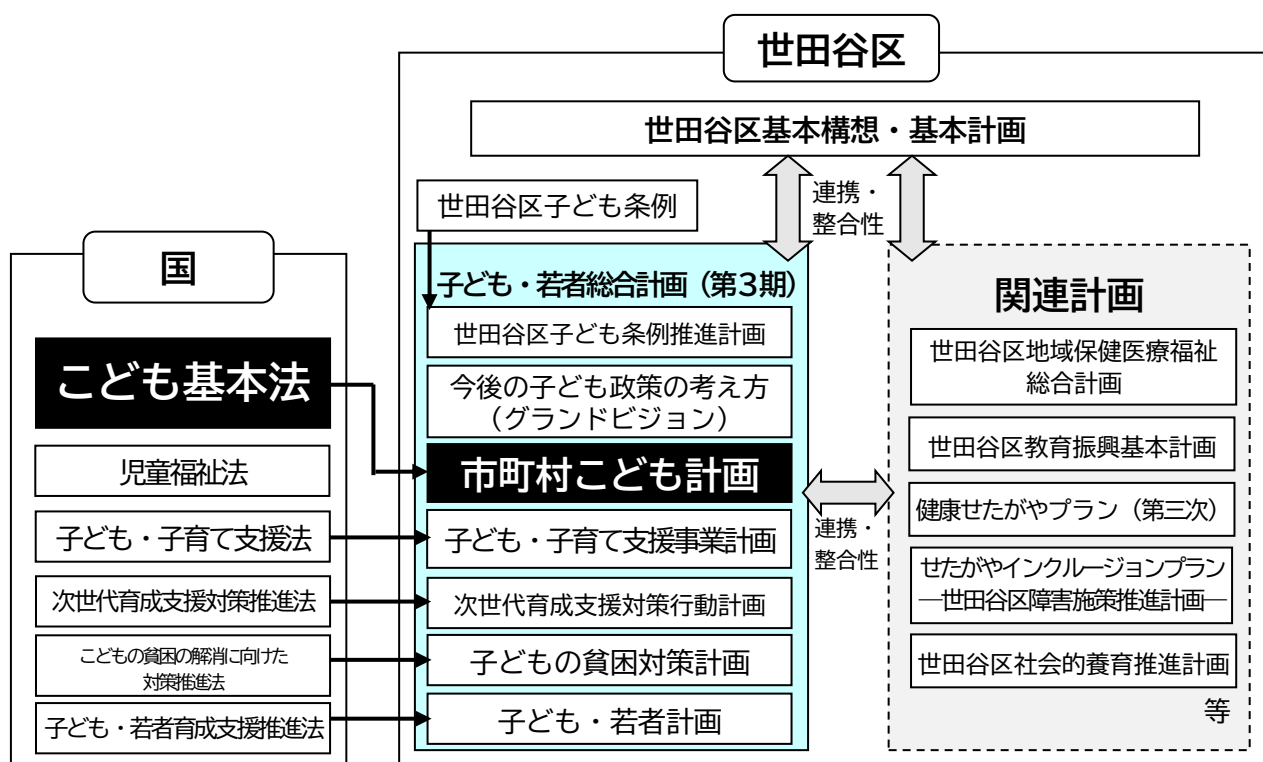
					H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
					2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
子ども・若者の個別計画	世田谷区子ども計画（第2期）（H27～R6）										世田谷区子ども・若者総合計画（第3期） 今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン） 														
						後期計画(R2～R6)																			
						同調整計画																			
						今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）																			
実基本構想	世田谷区基本構想（H25～）																								
	世田谷区基本計画（H26～R5）										世田谷区基本計画（R6～R13）														
	新実施計画 H26～H29					新実施計画（後期） H30～R3					実施計画 R4～R5					実施計画 R6～R9									

(2) 計画の位置づけ

本計画は、世田谷区子ども条例の推進計画として策定します。また、第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置付けるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（令和6年（2024年）6月改正）に基づくこどもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。

同時に、区の上位計画である「世田谷区基本構想」や「世田谷区基本計画」、関連計画である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、「世田谷区教育振興計画」、「健康せたがやプラン（第三次）」、「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―」等との連携・整合性を図っています。

■ 計画の位置づけ ■



3 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、権利の主体である子ども・若者のウェルビーイングを実現するための複数の指標を導入します。

これまで、進捗管理や評価・検証については、子ども・子育て施策は、世田谷区子ども・子育て会議^{※1}、若者施策は、世田谷区子ども・青少年協議会^{※2}で行ってきました。

第3期は、子ども・若者総合計画として策定することから、今後、計画の初年度にあわせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合し（（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議）、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行います。

さらに、新たに、子ども条例の一部を改正する条例の議論を踏まえ、子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関である世田谷区子どもの権利委員会を設置します。

世田谷区子どもの権利委員会は、子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会を仕組みとして位置づけ、（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議、児童福祉審議会、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」等の関係機関とも、定期的に、子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング等のモニタリング調査を実施します。また、世田谷区子どもの権利委員会は、評価・検証結果を踏まえて、区長に対して、政策提言を行います。

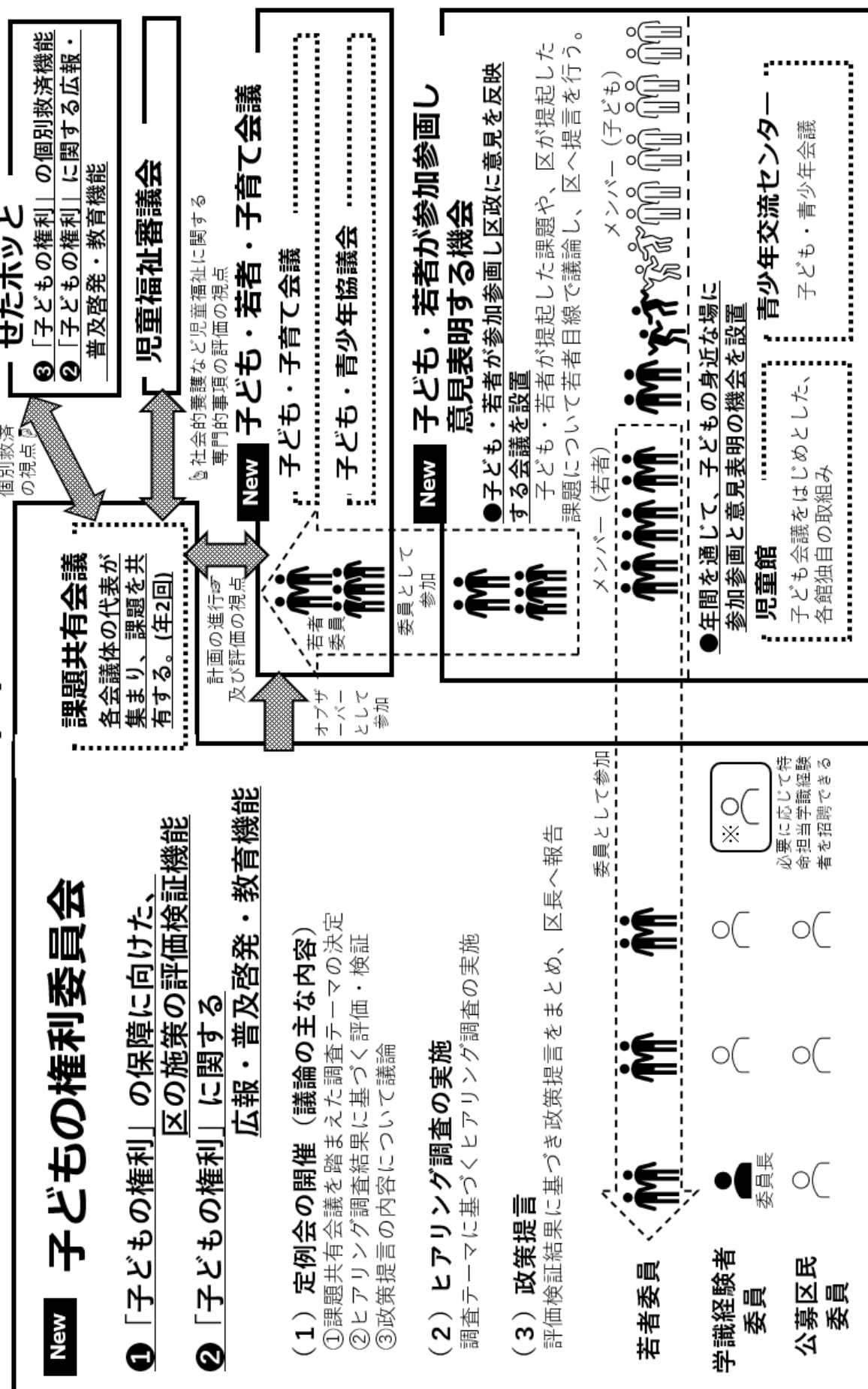
※1 世田谷区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、区の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、学識経験者、保育・幼児教育・子育て支援事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

※2 世田谷区子ども・青少年協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、区議会議員、学識経験者、青少年関連事業関係者、区民及び専門委員（若者を含む）等の委員で構成されています。

「子どもの権利委員会」の設置について(案)



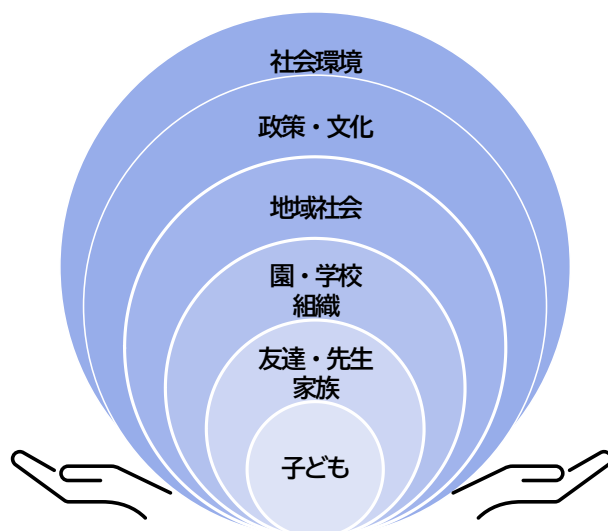
(2) 指標を用いた計画の評価

区の子ども施策は、権利の主体である子どもの視点（子どもの最善の利益）で展開しています。そのため、本計画では策定にあたり、新たに政策の柱ごとに、子ども・若者のウェルビーイング※を実現するための指標を設定し、計画の指標とします。

ウェルビーイング※を実現するためには、子どもが、保護者や家族、友達、先生や保育士、支援者や周囲の大人、幼稚園や保育園、学校や居場所、地域社会や政策・文化、社会環境等、相互が影響を与えあい、子どもにとって、よりよい環境が保障され、その中で発達していくことが必要です。

この指標は、社会環境等の影響も受けるものですが、本計画で推進する政策の柱を通じて、目指す状態、を明らかにするために、子ども・若者、保護者の主観的な評価を指標に設定します。

■子どものウェルビーイングの生態系■



子どものエンパワーメントを支える

※ウェルビーイング(Well-being)…

身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標		現況数値	目標 (R11)	目標 (R16)
①	周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合	74.3%低学年、 76.4%高学年、 67.0%中学生、 75.5%若者	案で定める	案で定める
②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合	77.1%低学年、 76.0%高学年、 69.6%中学生		
③	社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合	29.5%中学生		
④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合	77.4%若者		
⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合	68.0%低学年、 55.0%高学年、 54.7%中学生		
⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合	80.1%就学前児童保護者、 76.3%就学児保護者		
⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる、と思う子どもの割合	87.5%低学年、 80.2%高学年、 74.3%中学生		
⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合	77.8%低学年、 77.7%高学年、 68.8%中学生		
⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合	45.6%若者		
⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合	92.9%若者		
⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合	27.9%若者		
⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合	49.9%若者		
⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合	85.5%低学年、 84.9%高学年、 75.0%中学生		
⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合	59.4%低学年、 68.8%高学年、 74.0%中学生		
⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合	84.2%若者		
⑯	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合	80.6%就学前児童保護者、 82.6%就学児童保護者		
⑰	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合	64.5%就学前児童保護者、 64.2%就学児童保護者		

第2章

子ども・若者を取り巻く環境、 第2期（後期計画）の評価

1 調査結果からみえてきた子ども・若者の状況

（1）小中学生アンケート調査結果から推測される子どもの状況

今回、子どもたちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態が明らかになりました。

	小学生（低学年）	小学生（高学年）	中学生
調査対象	区立小学校に通う児童 1,519人（5校）	区立小学校に通う児童 1,533人（5校）	区内在住の12～14歳の子 ども各年齢1,000人 計3,000人
調査方法	調査依頼文を学校を通じて配布し、インターネットで 回答		調査依頼文を郵送し、イ ンターネットで回答
調査期間	令和5年（2023年）10月2日（月）～10月23日（月）		
回収数 （回収率）	743件（48.9%） 【参考】平成25年度 （2013年度） 1,541件 （学校で配布・回収）	717件（46.8%） 【参考】平成25年度 （2013年度） 1,331件 （学校で配布・回収）	809件（27.0%） 【参考】平成30年度 （2018年度） 1,092件（36.4%） （郵送で配布・回収）
調査項目	基本属性、ふだんの生活、子どもの権利など、子ども の参加・参画・意見表明、放課後の過ごし方、日ごろ の思いや悩み、自由意見		基本属性、ふだんの生活、 学校生活と放課後の過ご し方、将来、子どもの権 利など、子どもの参加・ 参画・意見表明、日ごろ の思いや悩み、自由意見

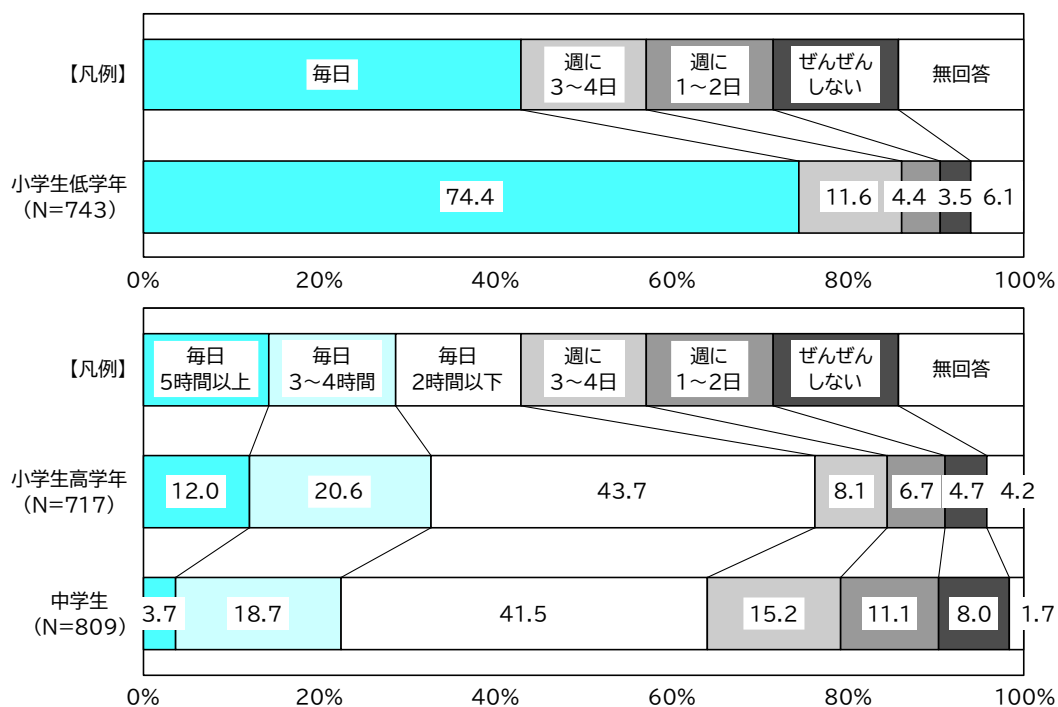
※実施にあたっては、事前に、子どもたちの協力を得て、プレテストを実施。

1) ふだんの活動

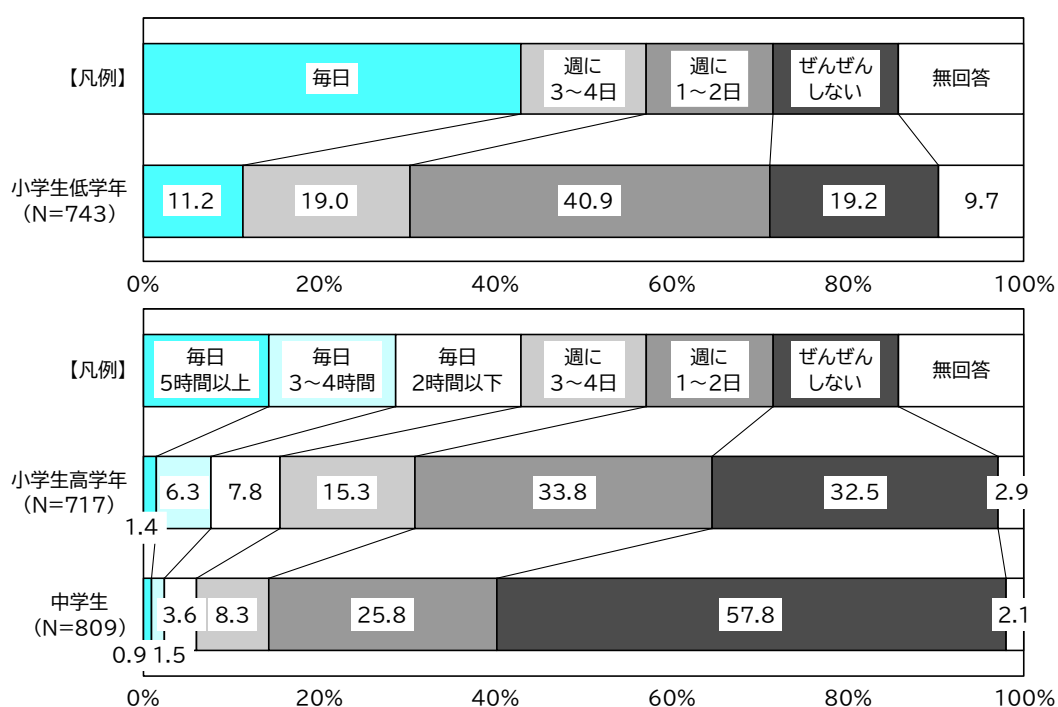
「毎日、勉強をする(学校の授業以外の宿題等)」割合は、低学年 74.4%、高学年 76.3%、中学生 63.9%となっており、高学年では、3時間以上が3割(うち5時間以上が1割強)となっています。

一方で、「毎日、公園などの外で遊ぶ」割合は、低学年 11.2%、高学年 15.5%、中学生 6.0%であり、外で遊ぶ機会が少ない状況です。

■ 勉強をする(学校の授業以外の宿題など)：小学生(低学年・高学年)・中学生 ■



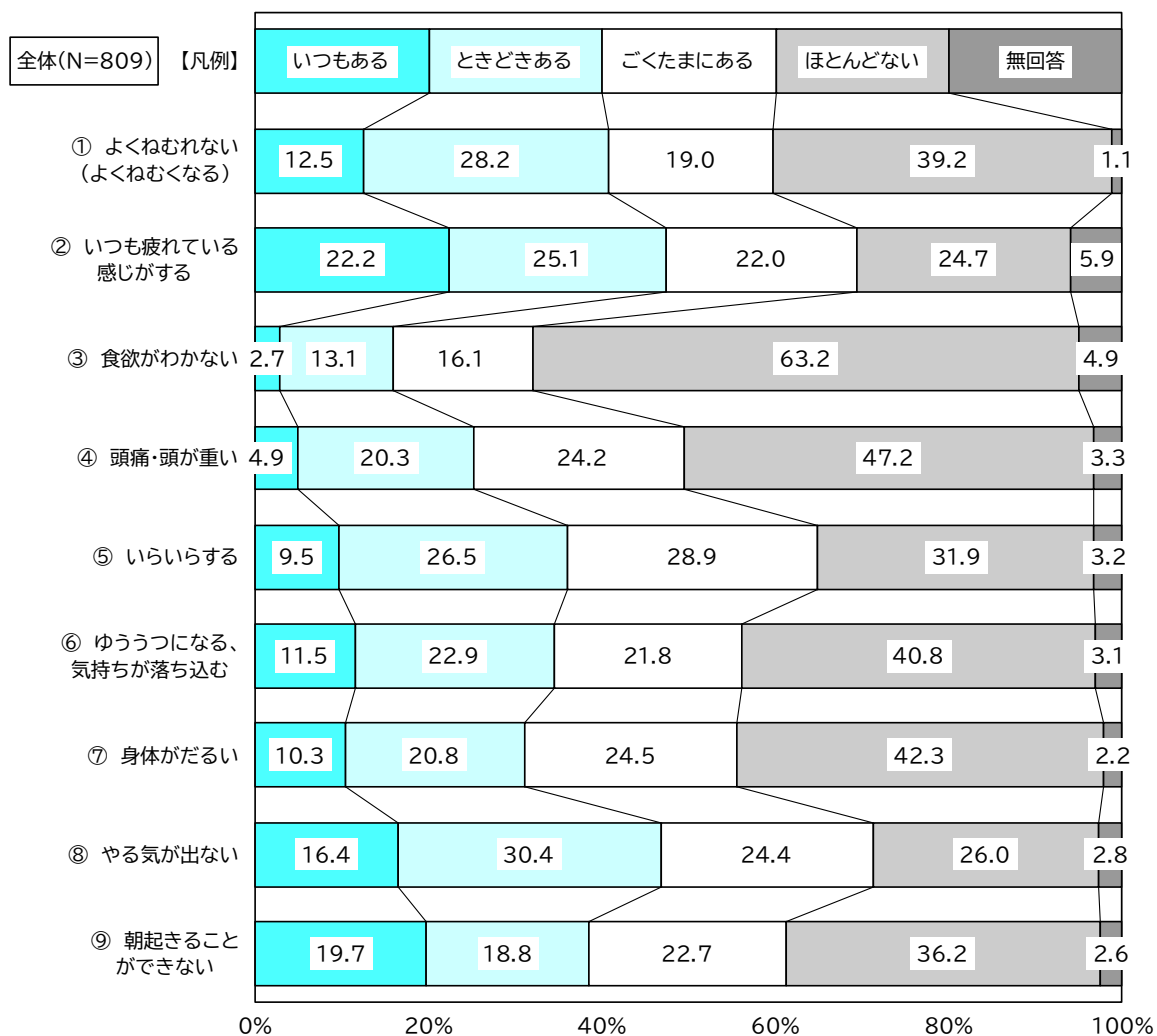
■ 公園などの外で遊ぶ：小学生(低学年・高学年)・中学生 ■



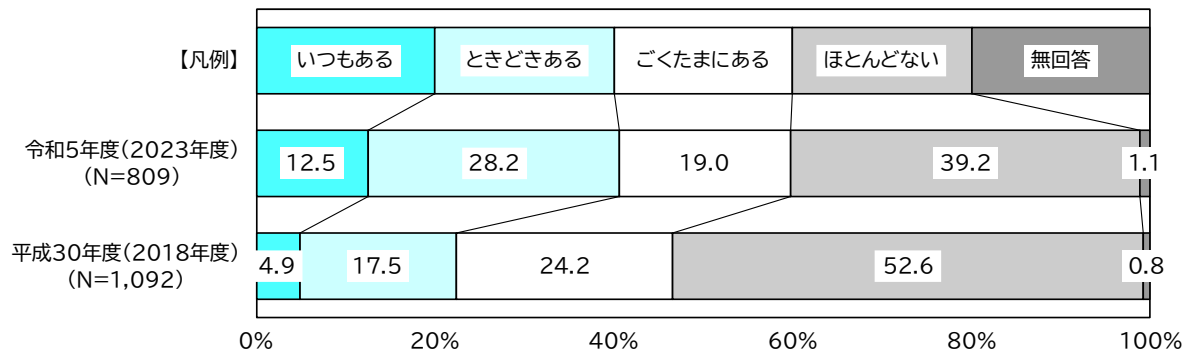
2) 最近の身体や心の調子

中学生に心身の調子を質問したところ、「よくねむれない」割合は6割、「いつも疲れている」割合は7割、「やる気が出ない」割合は7割強にものぼっています。5年前の調査より、「いつもある」割合が増加しています。

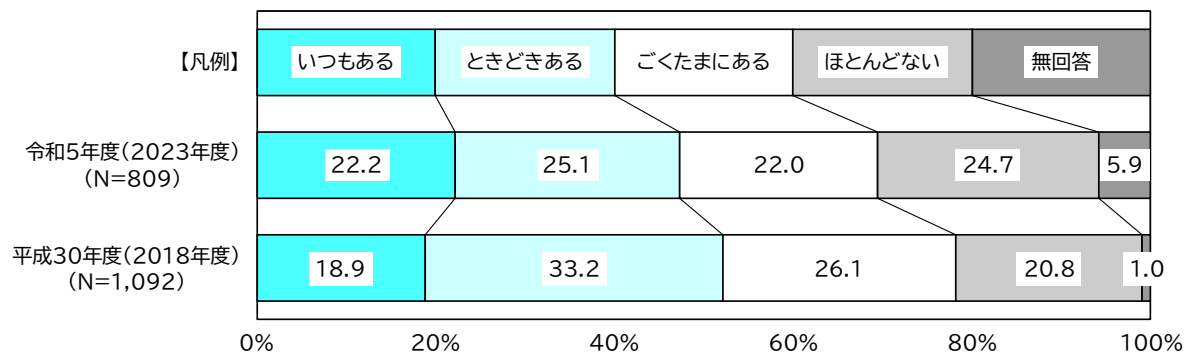
■ 最近の身体や心の調子：中学生 ■



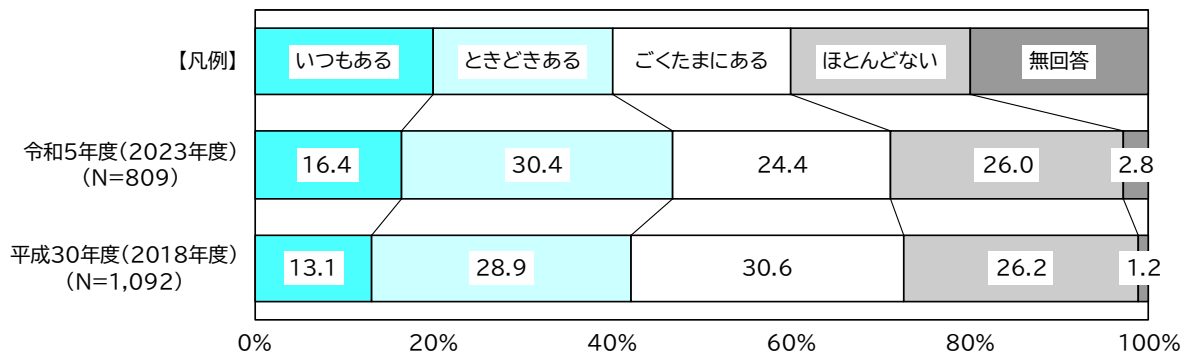
■ よくねむれない（よくねむくなる）：中学生 ■



■ いつも疲れている感じがする：中学生 ■



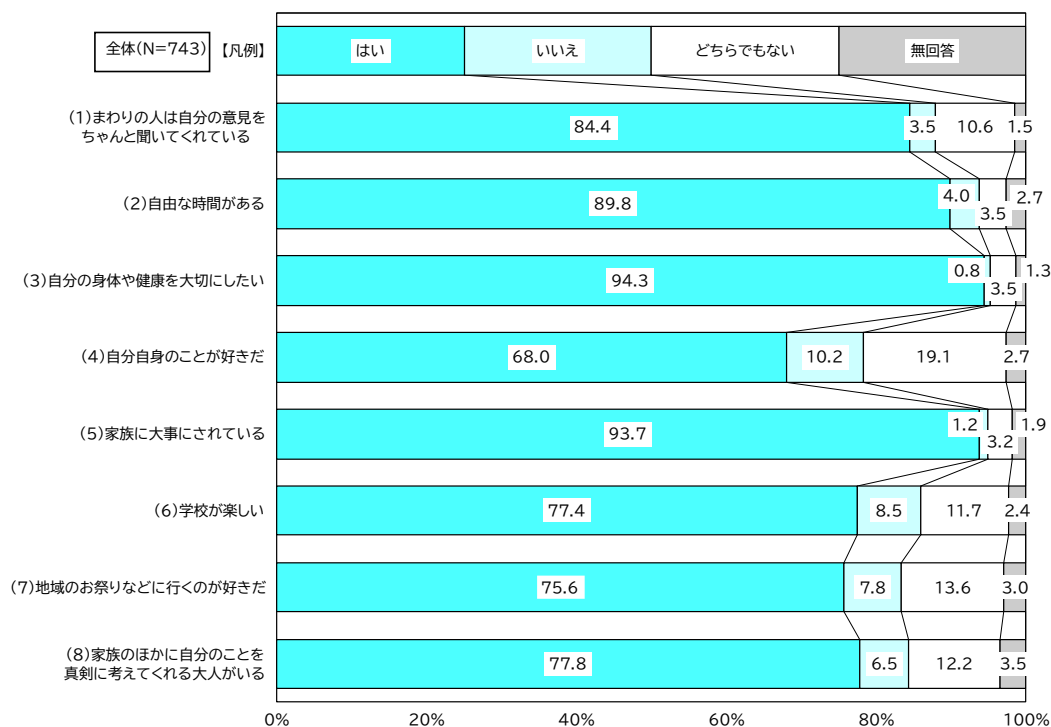
■ やる気が出ない：中学生 ■



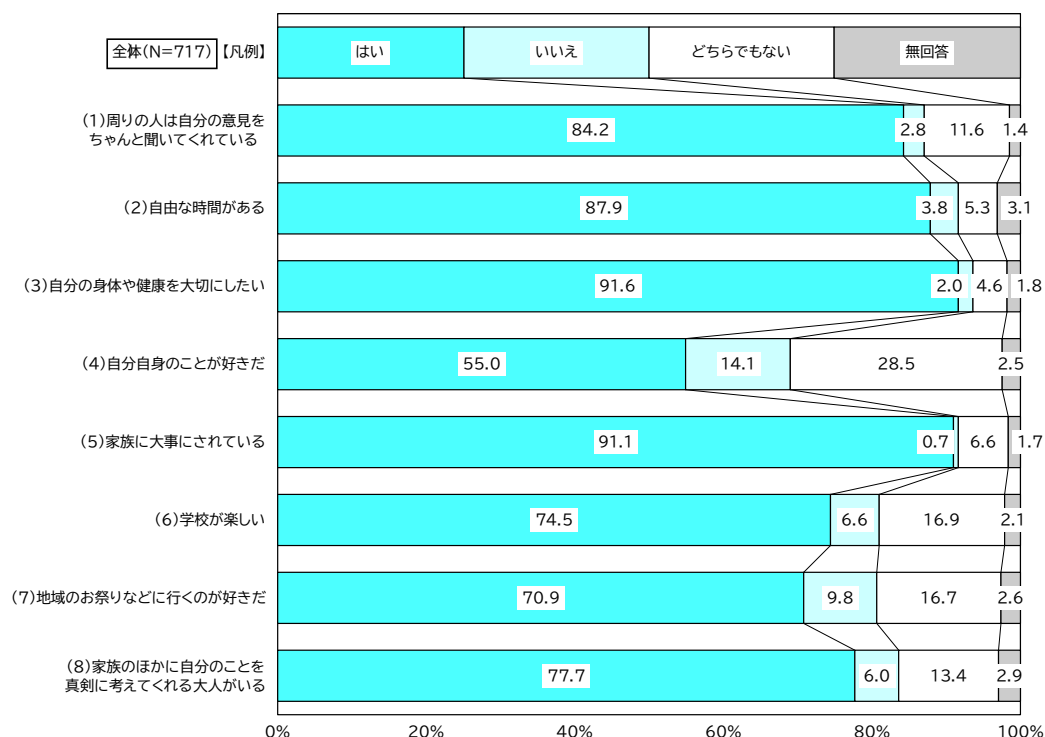
3) 自分への思い、家族と学校、周囲への思い

「自分自身のことが好きだ」と回答した割合は、低学年 68.0%、高学年 55.0%、中学生 54.7%で前回調査から増えたものの、「孤独だと感じる」と回答した割合は、中学生 19.2%で5年前の調査より倍増しています。

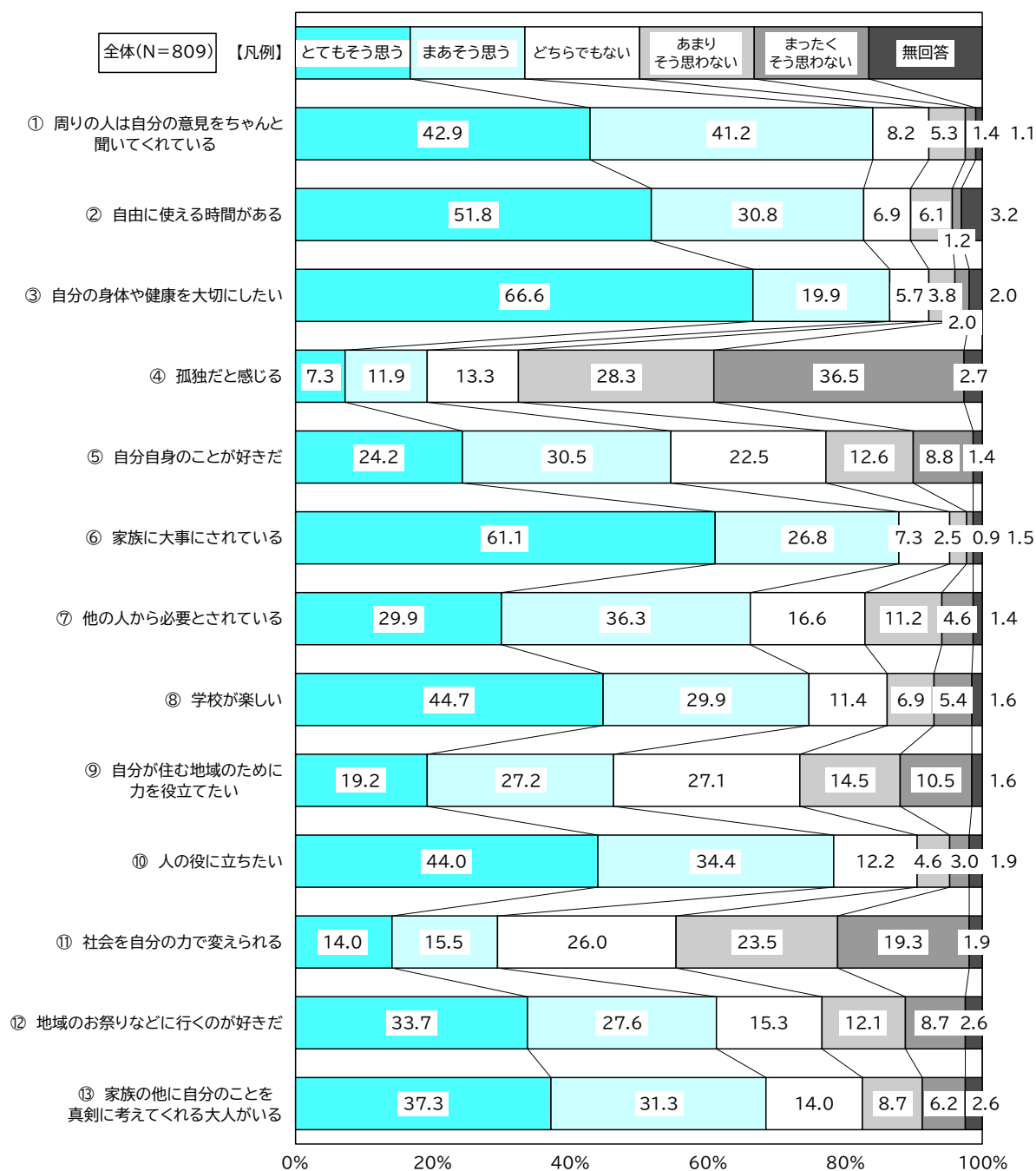
■ 自分への思い、家族と学校、周囲への思い：小学生（低学年） ■



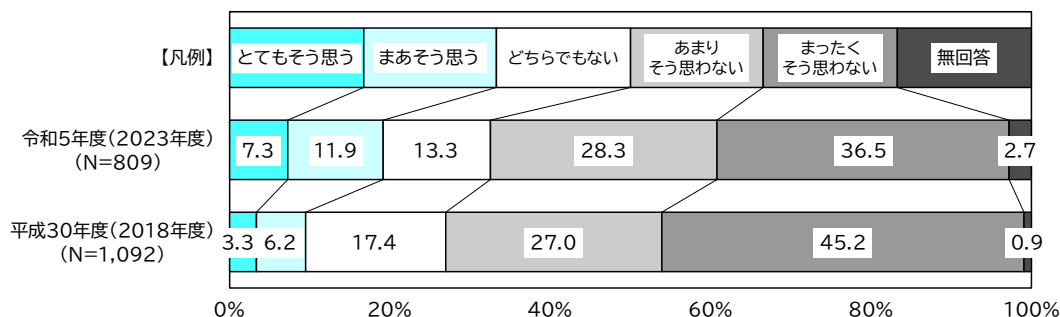
■ 自分への思い、家族と学校、周囲への思い（全体）：小学生（高学年） ■



■ 自分への思い、家族と学校、周囲への思い：中学生 ■



■ 孤独だと感じる：中学生 ■



4) 子どもの権利は守られているか

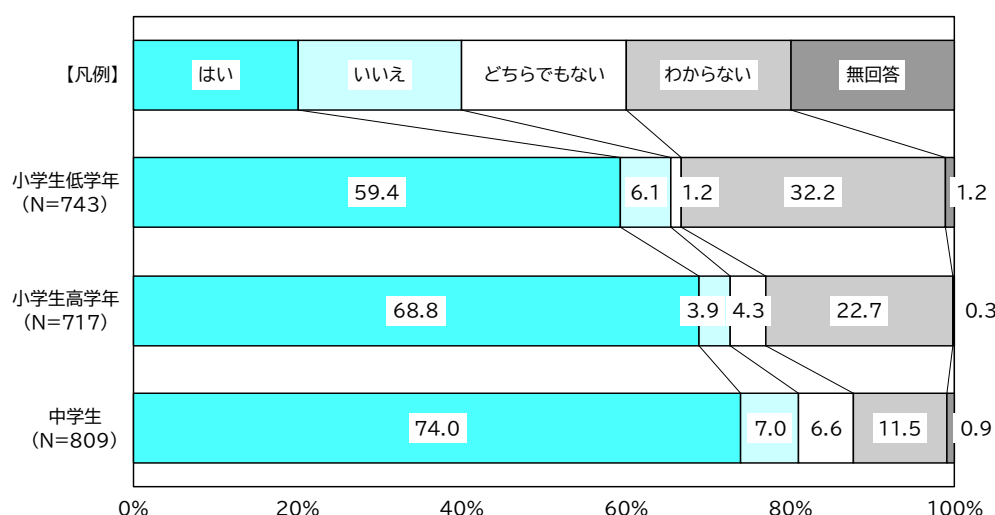
子どもの権利が守られているか、について、次の7つの項目をたずねました。

- ・どんな理由でも差別されない
- ・自分にとって一番よいことは何か、大人と一緒に考えてもらえる
- ・心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている
- ・自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる
- ・おうちの人から叩かれたり、酷いことを言われたりしていない
- ・自分に合った方法で学ぶことができる
- ・やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる

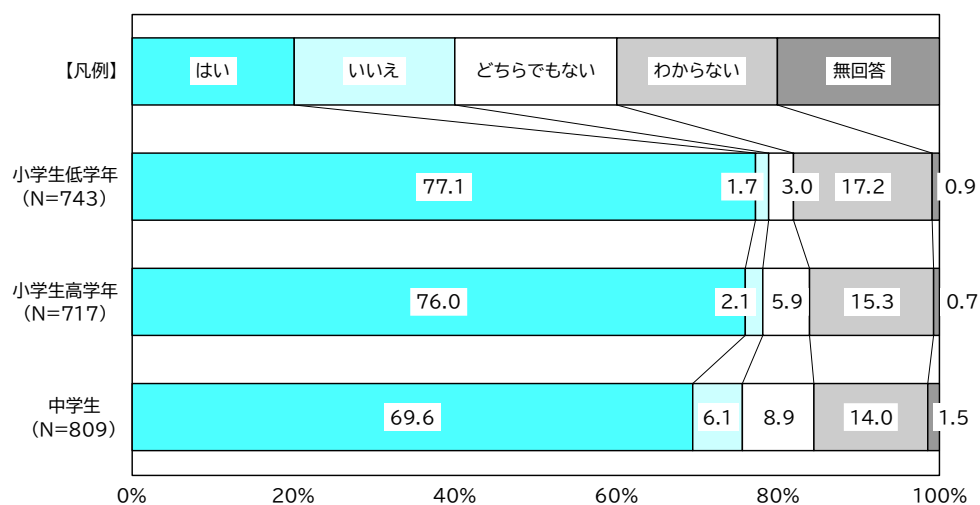
「はい」の割合が、低学年は「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる（87.5%）」、高学年、中学生では、「心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている（高学年 84.9%、中学生 75.0%）」で最も高くなりました。

一方で、「いいえ」の割合が、「おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしない」権利で、低学年 18.0%、高学年 15.9%、中学生 11.1%と最も高い結果となりました。

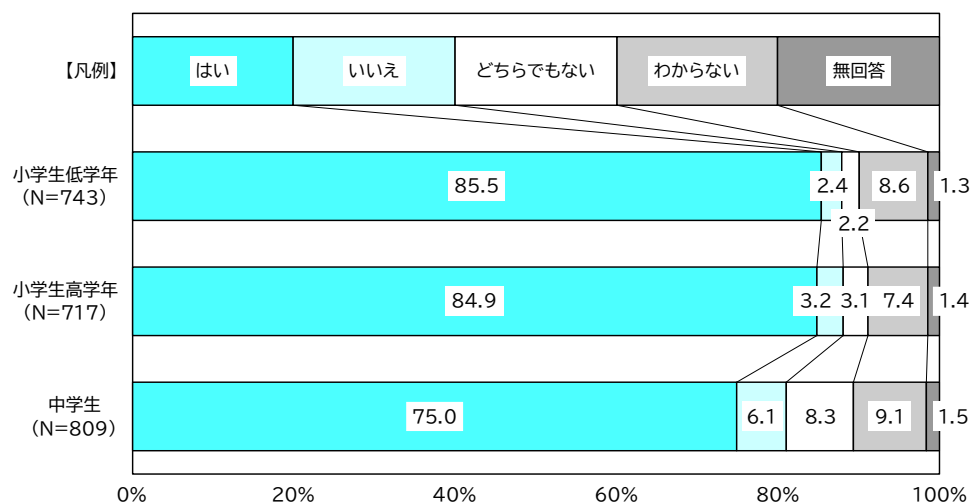
■ どんな理由でも差別されない：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■



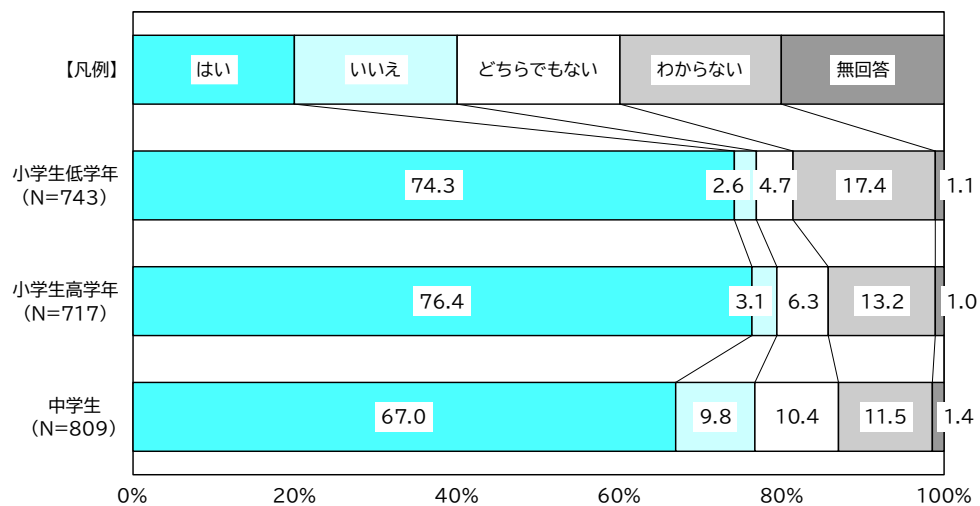
■ 自分にとって一番よいことは何か、大人と一緒に考えてもらえる
：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■



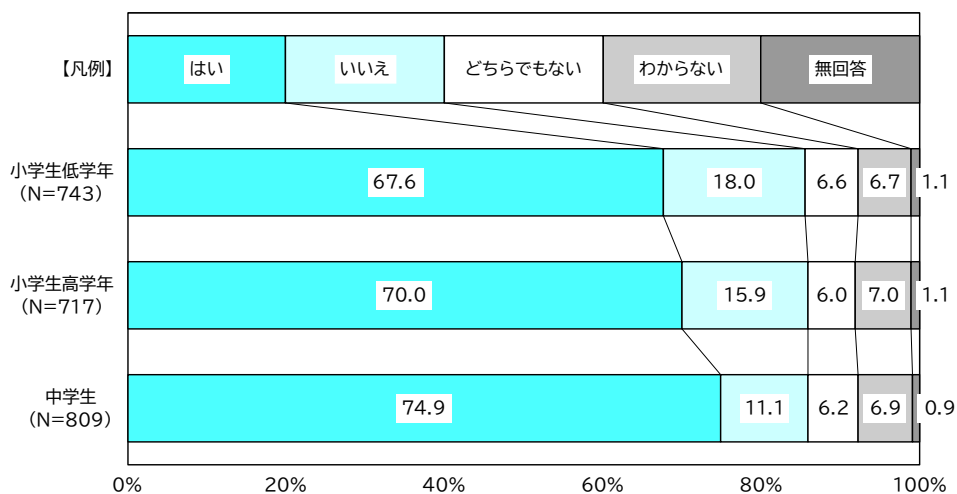
■ 心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている
：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■



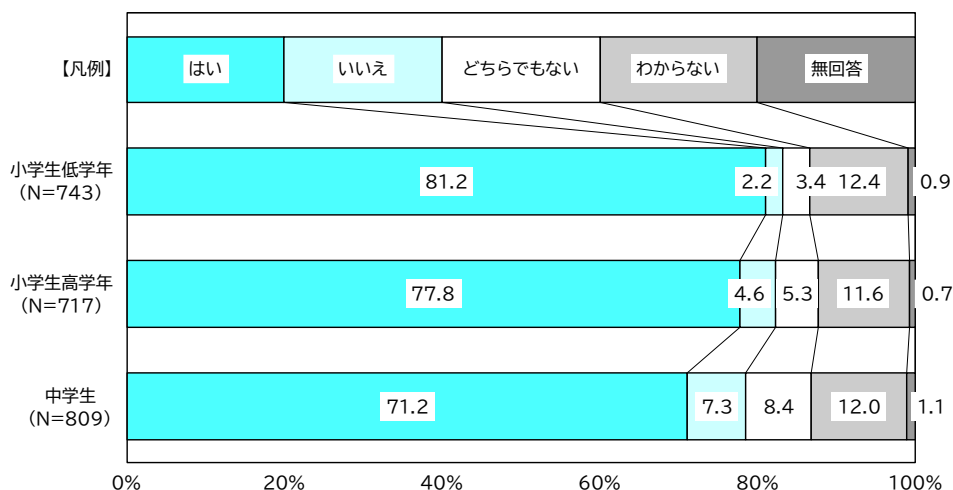
■ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる
：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■



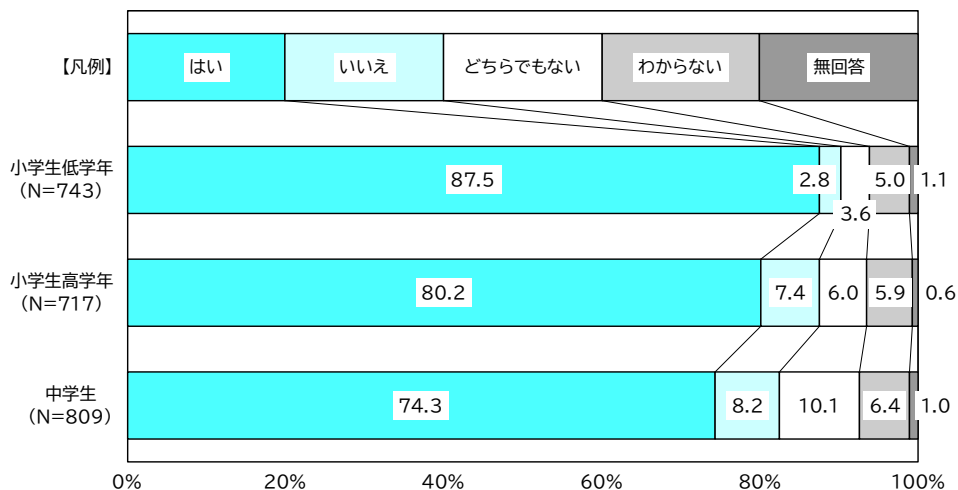
■ おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしていない
：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■



■ 自分に合った方法で学ぶことができる
：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■



■ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる
：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■

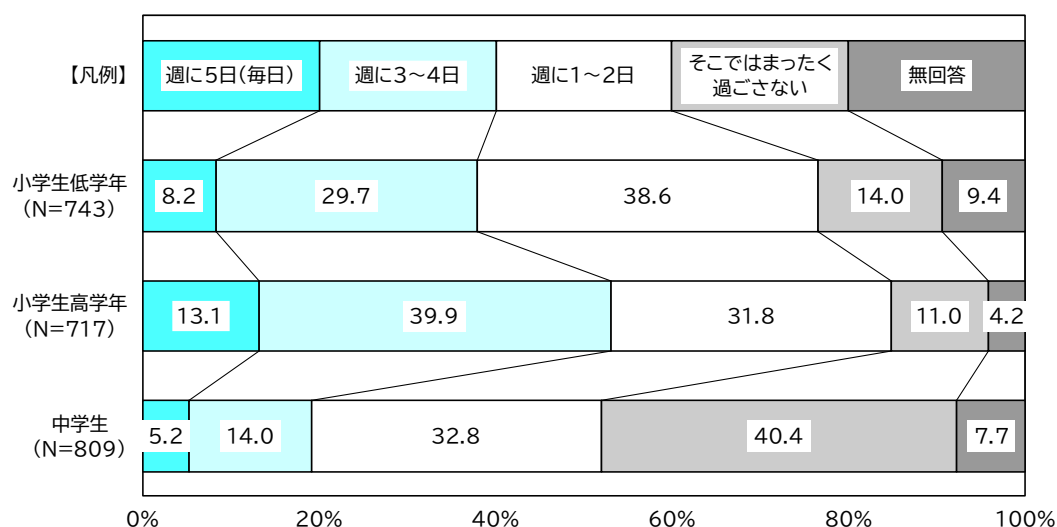


5) 平日の放課後（夕方6時まで）と平日夜間（夕方6～8時）過ごす場所

平日の夕方6時くらいまでの放課後の過ごし方を質問したところ、毎日、「塾や習い事、スポーツクラブ」で過ごしている割合は、高学年で 13.1%（夜間（6時～8時）では、10.0%）にものぼっています。

学年別では小学校6年生が最も高くなっています（夕方6時くらいまで 20.0%、夜間（6時～8時）17.6%）。一方、児童館や公園などの外で過ごす割合が低く、まったく過ごさない割合も高くなっています。

■ 平日の放課後（夕方6時くらいまで）に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生（低学年・高学年）・中学生 ■



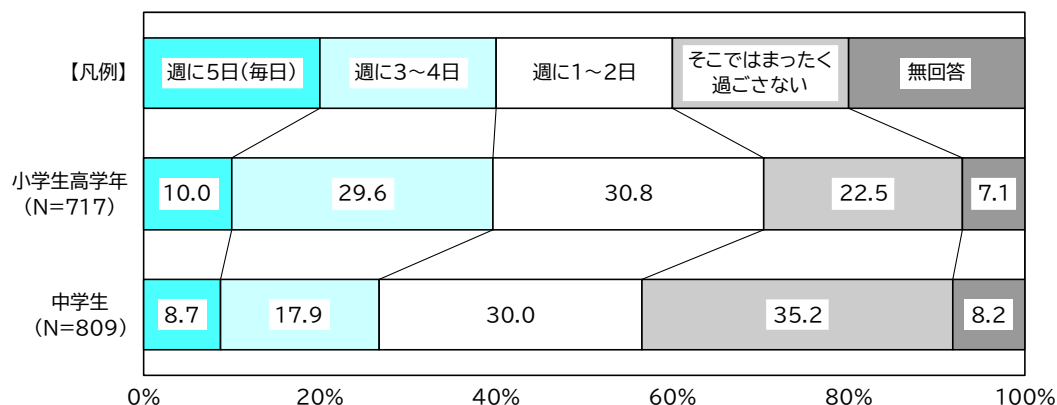
■ 平日の放課後（夕方6時くらいまで）に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生低学年（学年別） ■

				(%)				
				週に5日(毎日)	週に3～4日	週に1～2日	そこではまったく過ごさない	無回答
全	体	(N=743)		8.2	29.7	38.6	14.0	9.4
学年別	1	年 生	(n=224)	7.1	21.0	40.2	18.3	13.4
	2	年 生	(n=241)	6.6	32.0	39.8	12.9	8.7
	3	年 生	(n=275)	10.5	35.3	36.7	11.3	6.2

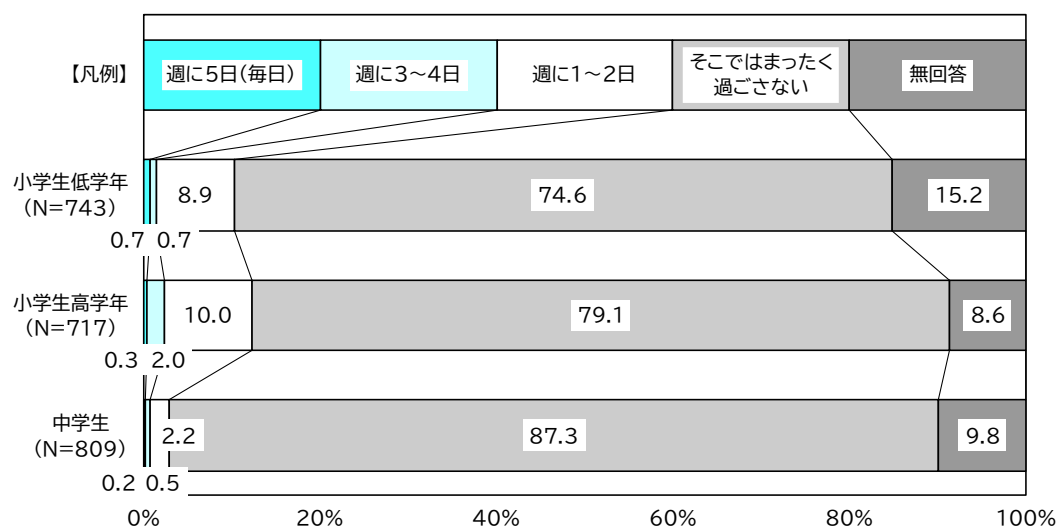
■ 平日の放課後（夕方6時くらいまで）に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生高学年（学年別） ■

				(%)				
				週に5日(毎日)	週に3～4日	週に1～2日	そこではまったく過ごさない	無回答
全	体	(N=717)		13.1	39.9	31.8	11.0	4.2
学年別	4	年 生	(n=265)	10.2	38.5	33.6	13.6	4.2
	5	年 生	(n=205)	8.8	47.8	27.8	11.7	3.9
	6	年 生	(n=245)	20.0	35.1	33.5	7.3	4.1

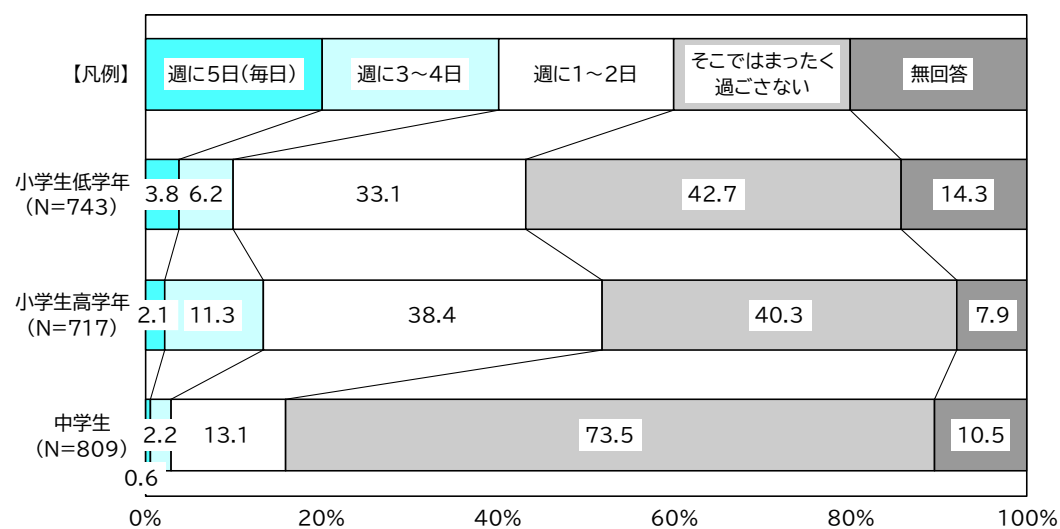
■ 平日夜間(6～8時)に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生(高学年)・中学生 ■



■ 平日の放課後(夕方6時くらいまで)に「児童館」で過ごす頻度：小学生(低学年・高学年)・中学生 ■



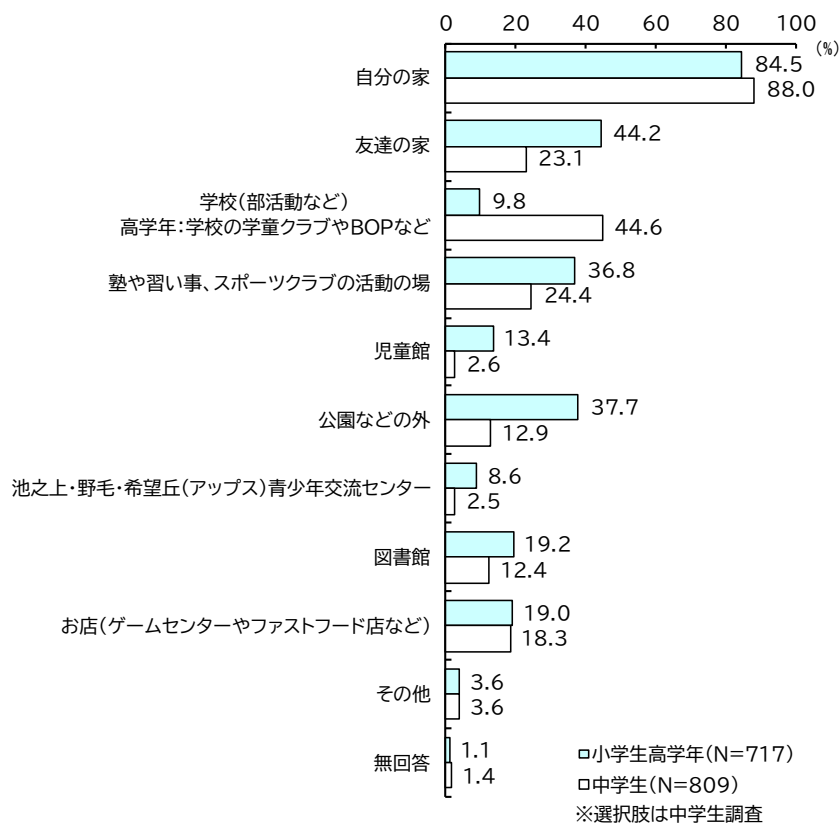
■ 平日の放課後(夕方6時くらいまで)に「公園などの外」で過ごす頻度：小学生(低学年・高学年)・中学生 ■



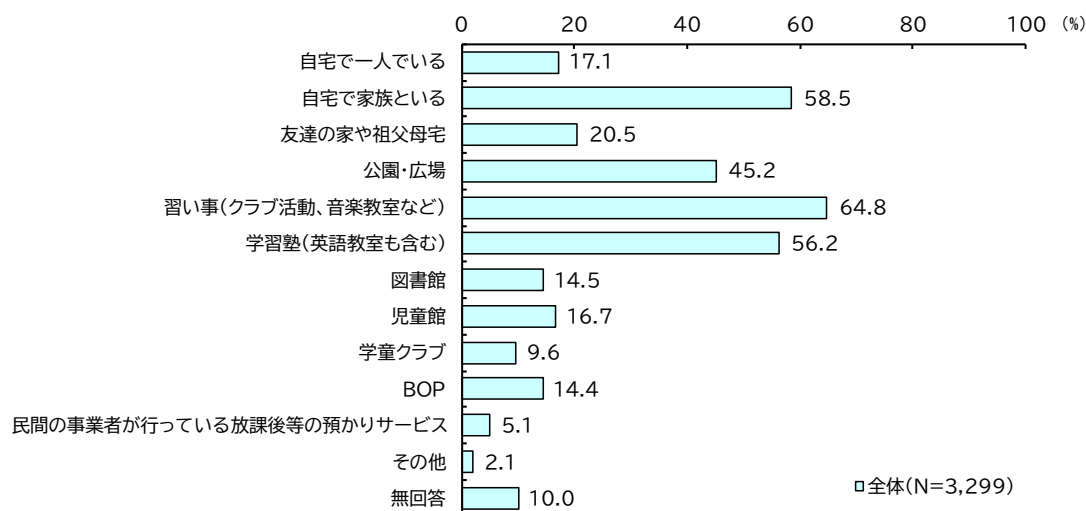
6) 平日の放課後（夕方6時まで）過ごしたい場所

平日の夕方6時くらいまでをどこで過ごしたいか（希望）をたずねたところ、高学年は「自分の家」が8割を超えており、「友達の家」4割強、「公園などの外」4割弱の回答となりました。中学生は、「部活動等」4割強、「塾や習い事等」2割強と続いています。令和4年（2022年）の保護者調査の結果とは異なっています。

■ 平日の放課後（夕方6時くらいまで）過ごしたい場所：小学生（高学年）・中学生 ■



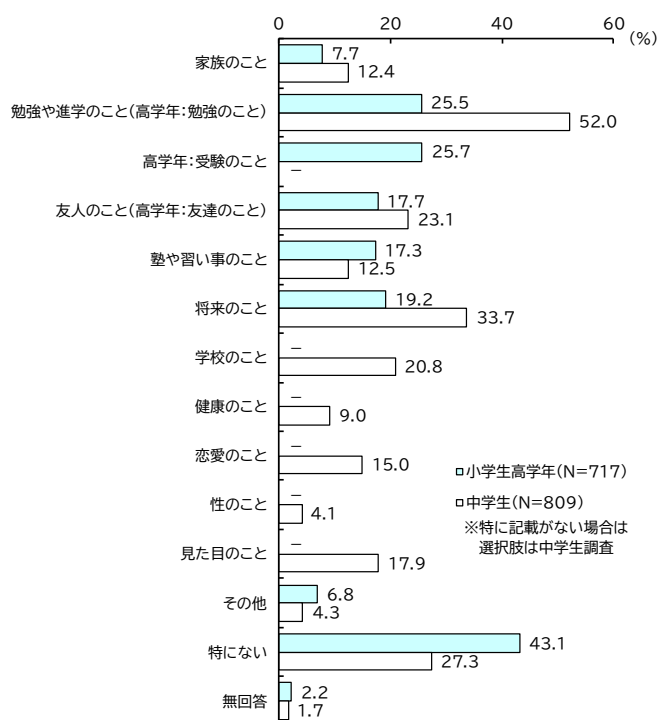
■ 小学生高学年参考比較：世田谷区就学児童保護者調査（令和4年（2022年）） ■



7) 困っていること、悩んでいること、つらいこと

困っていること、悩んでいること、つらいこと、をたずねたところ、「特にない」以外では、勉強や受験、進学や将来のことの悩みが多い結果となりました。

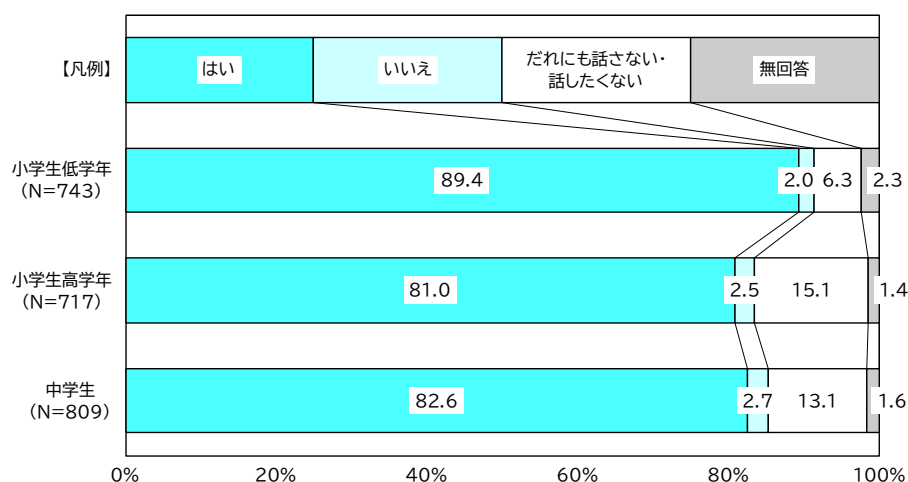
■ 困っていること、悩んでいること、つらいこと：小学生（高学年）・中学生 ■



8) 困っていることや悩み、つらいことがある時に話を聞いてくれる人の有無

困っていることや悩み、つらいことを聞いてくれる人がいる割合は、低学年 89.4%、高学年 81.0%、中学生 82.6%となりました。一方で、「いない」「誰にも話さない・話したくない」割合は、低学年 8.3%、高学年 17.6%、中学生 15.8%となり、「誰にも話さない・話したくない」割合が高くなっています。

■ 困っていること、悩んでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人の有無：小学生(低学年・高学年)・中学生 ■



9) 世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向

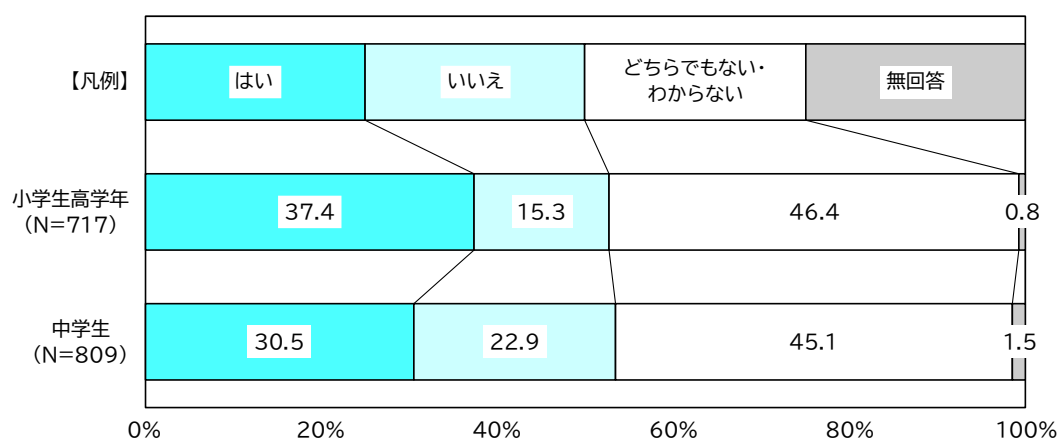
世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向がある人は、小学生高学年では 37.4%、中学生では 30.5%となっています。

学年別にみると、小学生高学年では、学年が上がるほど参加意向が低くなっており、中学生では、3年生で参加意向が高くなっています。

自己肯定感別にみると、自分のことが好きな人は参加意向が高くなっています。

周りの人が意見を聞いてくれるか別にみると、周りの人が意見を聞いてくれると思う人、周りの人が意見を聞いてくれると思わない人どちらも参加意向が高くなっています。

■ 世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向 ：小学生（高学年）・中学生 ■



■ 世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向 ：小学生（高学年）（学年別、自己肯定感別、周りの人が意見を聞いてくれるか別） ■

			(%)			
			はい	いいえ	どちらでもない・わからない	無回答
全 体 (N=717)			37.4	15.3	46.4	0.8
学 年 別	4 年 生 (n=265)		43.4	15.5	40.0	1.1
	5 年 生 (n=205)		37.6	12.7	49.3	0.5
	6 年 生 (n=245)		30.6	17.6	51.0	0.8
自 己 肯定 感 別	自 分 の こ と が 好 き (n=394)		45.9	13.7	39.8	0.5
	自 分 の こ と が 好 き で は な い (n=101)		21.8	18.8	58.4	1.0
	ど ち ら で も な い (n=204)		29.9	16.2	53.4	0.5
れ 聞 が 周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ る か 別	周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ る (n=604)		40.2	14.7	44.5	0.5
	周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ な い (n= 20)		35.0	20.0	45.0	0.0
	ど ち ら で も な い (n= 83)		19.3	18.1	61.4	1.2

■ 世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向
 : 中学生（学年別、自己肯定感別、周りの人が意見を聞いてくれるか別） ■

			はい	いいえ	どちらかわからない	無回答
						(%)
全		体 (N=809)	30.5	22.9	45.1	1.5
学 年 別	1	年 生 (n=279)	28.3	23.3	47.0	1.4
	2	年 生 (n=251)	27.9	22.3	48.2	1.6
	3	年 生 (n=261)	33.7	23.4	41.4	1.5
自 己 肯 定 感 別	自 分 自 身 の こ と が と て も 好 き (n=196)		38.3	21.9	36.7	3.1
	自 分 自 身 の こ と が ま あ 好 き (n=247)		34.4	20.6	43.7	1.2
	ど ち ら で も な い (n=182)		23.6	21.4	53.8	1.1
	自 分 自 身 の こ と が あ ま り 好 き で は な い (n=102)		22.5	29.4	48.0	0.0
	自 分 自 身 の こ と が ま っ た く 好 き で は な い (n= 71)		25.4	26.8	46.5	1.4
見 周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ る か 別	周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ る と と て も そ う 思 う (n=347)		36.6	18.7	42.4	2.3
	周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ る と ま あ そ う 思 う (n=333)		24.6	24.0	50.8	0.6
	ど ち ら で も な い (n= 66)		27.3	25.8	45.5	1.5
	周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ る と あ ま り そ う 思 わ な い (n= 43)		30.2	37.2	32.6	0.0
		周 り の 人 が 意 見 を 聞 い て く れ る と ま っ た く そ う 思 わ な い (n= 11)	36.4	36.4	27.3	0.0

(2) 若者調査結果から推測される若者の状況

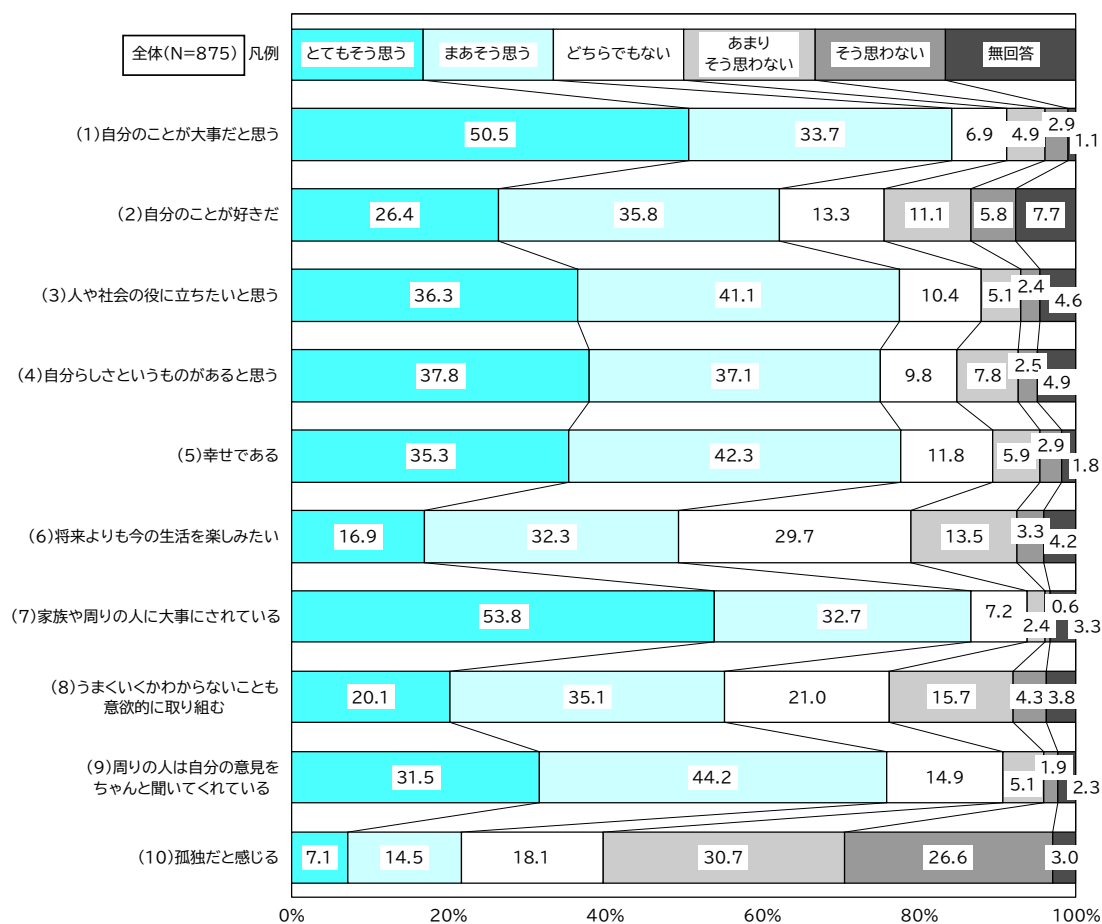
今回、若者の声を聴く中で、多くの若者が進学・就職・結婚・出産などの様々なライフイベントが重なって訪れる時期を過ごしており、将来に対する希望を持っている一方で、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い傾向がみられました。また、自身のニーズにあった地域の居場所や活動の場を十分に持っておらず、主体的に参加できる活動の機会や情報が不足しているという課題が明らかになりました。

	I アンケート調査 (無作為抽出)	II アンケート調査 (若者施設利用者等)	III ヒアリング調査 (若者施設利用者等)
調査対象	区に住民登録のある 15～29 歳の若者のうち、住民基本台帳から抽出した 6,000 人	世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者 500 人	①世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者 ②施設・団体等を運営している職員（支援者）
調査方法	調査依頼文を郵送配布 インターネットによる Web 回答		インタビュー調査（対面）
調査機関	令和 5 年（2023 年）11 月 15 日（水）～12 月 6 日（水）		令和 5 年（2023 年）10 月 26 日（木）11 月 29 日（水）
回収数 (回収率)	875 件（14.6%） 【参考】平成 30 年度(2018 年度) 1,132 件(18.9%) (郵送配布・郵送または Web 回答)	172 件 【参考】平成 30 年度(2018 年度) 103 件 (郵送配布・郵送または Web 回答)	①47 名 ②19 名
調査項目	受け取った施設・団体（Ⅱのみ）、基本属性、ふだんの生活、悩みや相談相手、将来、地域コミュニティ、区の施設（認知・利用状況）、子どもや若者の権利、区への希望		①基本属性、居場所、地域活動への参加・参画、悩み・相談、意見反映、その他（役に立ちたいこと） ②基本属性、居場所、施設利用の促進及び地域活動への参加・参画、意見反映、その他（困りごと、区への要望）

1) 自分への思い

「自分のことが大事だと思う」「人や社会の役に立ちたいと思う」等の回答は7割を超えている一方、「孤独だと感じる」と回答した割合は21.6%で、中学生調査の19.2%より高い結果となっています。

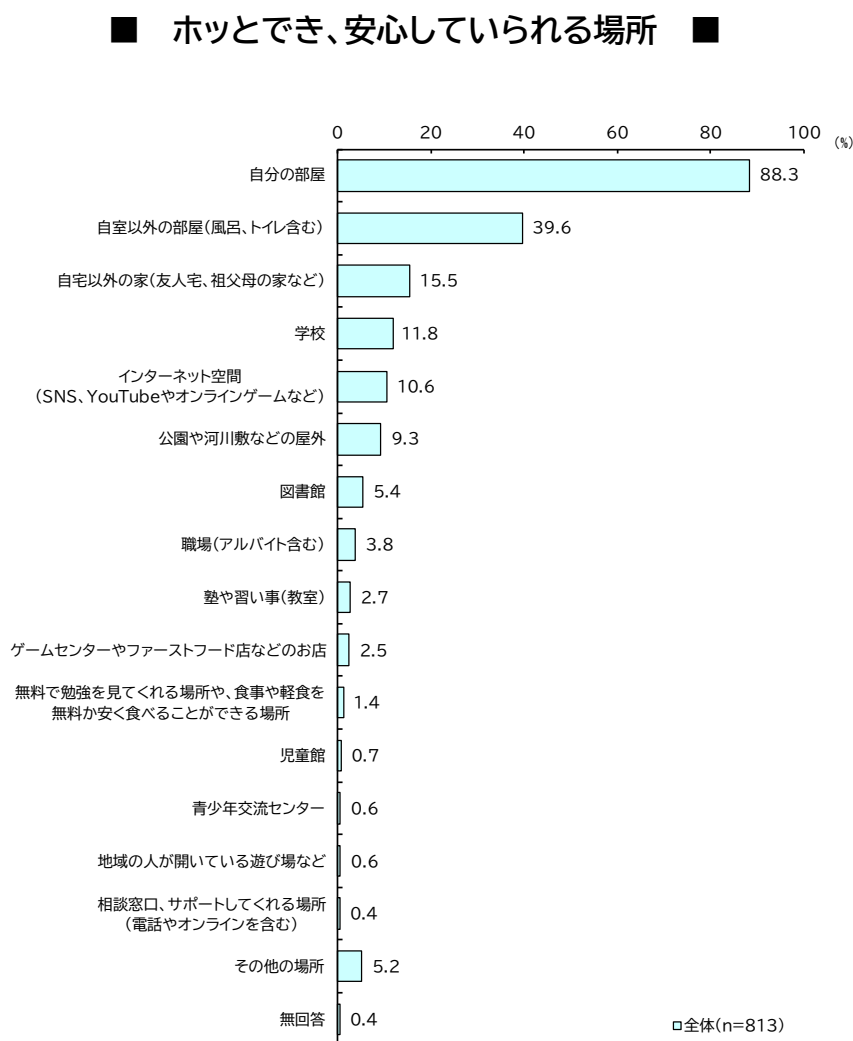
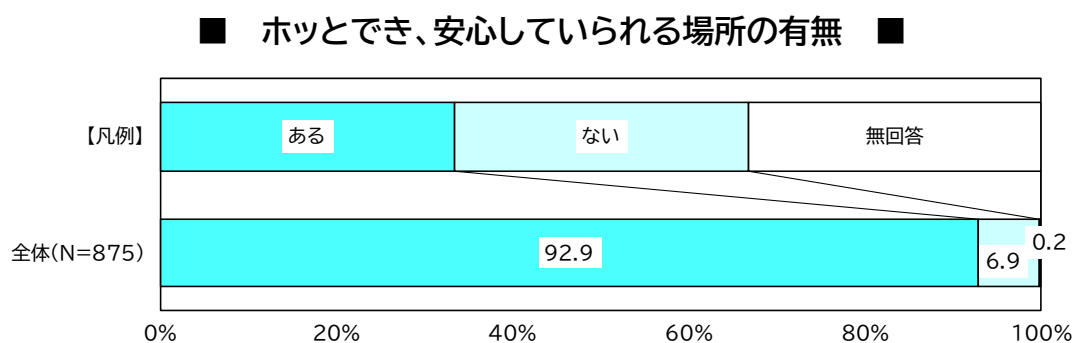
■ 自分への思い ■



2) ホットとでき、安心していられる場所の有無

ホットとでき、安心していられる場所の有無をたずねたところ、9割以上の若者が「ある」と回答しました。

一方で、具体的な場所については、自分の部屋、自室以外の部屋、自宅以外の家（友人宅、祖父母の家など）が多く、地域の中に、ホットとでき、安心していられる場所があると答えた若者は少ない結果となりました。

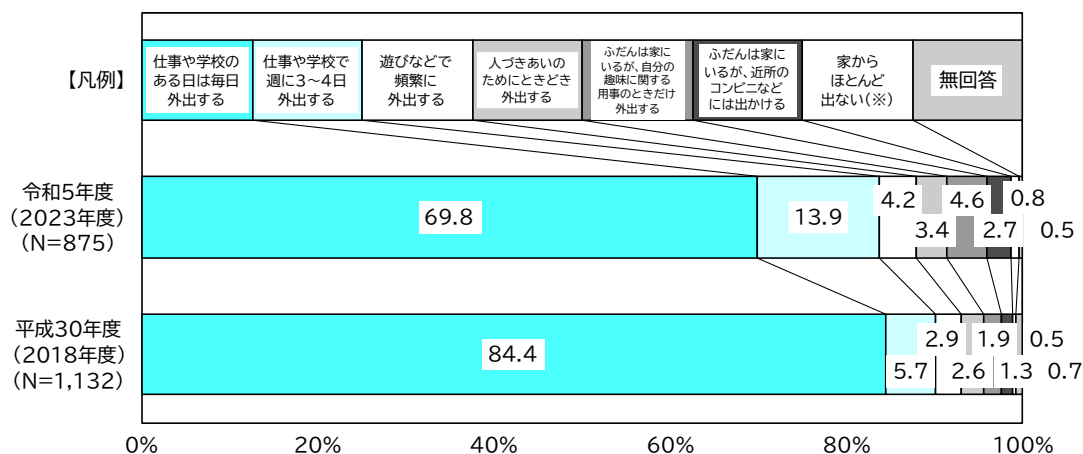


3) 外出頻度

外出頻度をたずねたところ、外出頻度が低い人（ひきこもりがちな人）の割合は8.1%であり、平成30年度（2018年度）（3.7%）より4.4ポイント高くなっています。

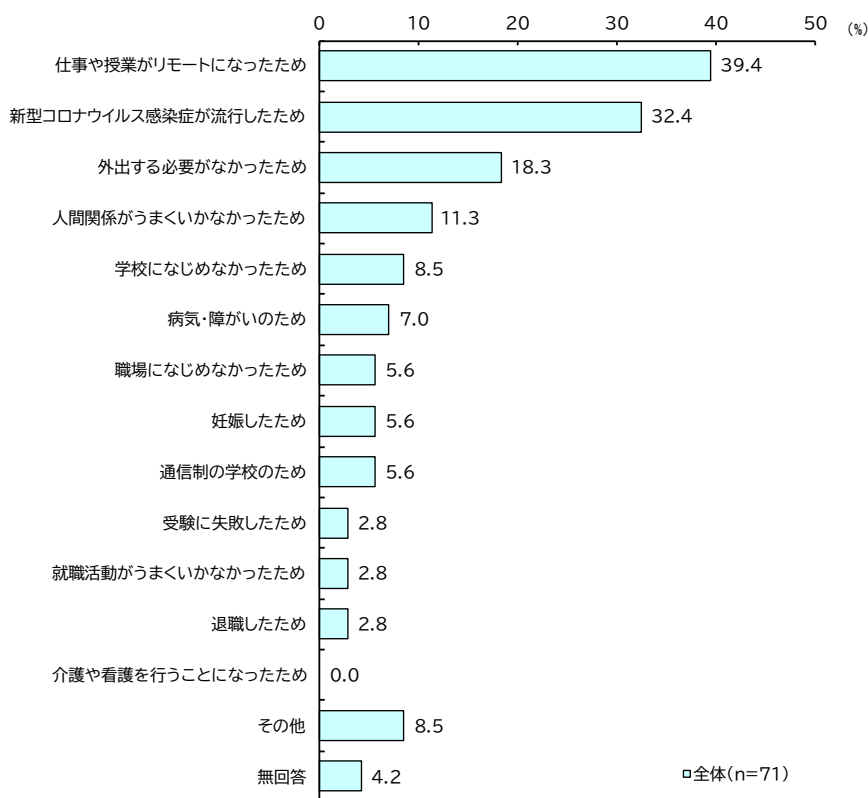
外出しなくなったきっかけは「仕事や授業がリモートになったため（39.4%）」が最も高く、新型コロナウイルス感染症が外出をしなくなった理由に影響を与えている可能性があります。

■ 外出頻度 ■



※平成30年度（2018年度）は、『自室からは出るが、家からは出ない』『自室からほとんど出ない』の合計。

■ 外出しなくなったきっかけ ■

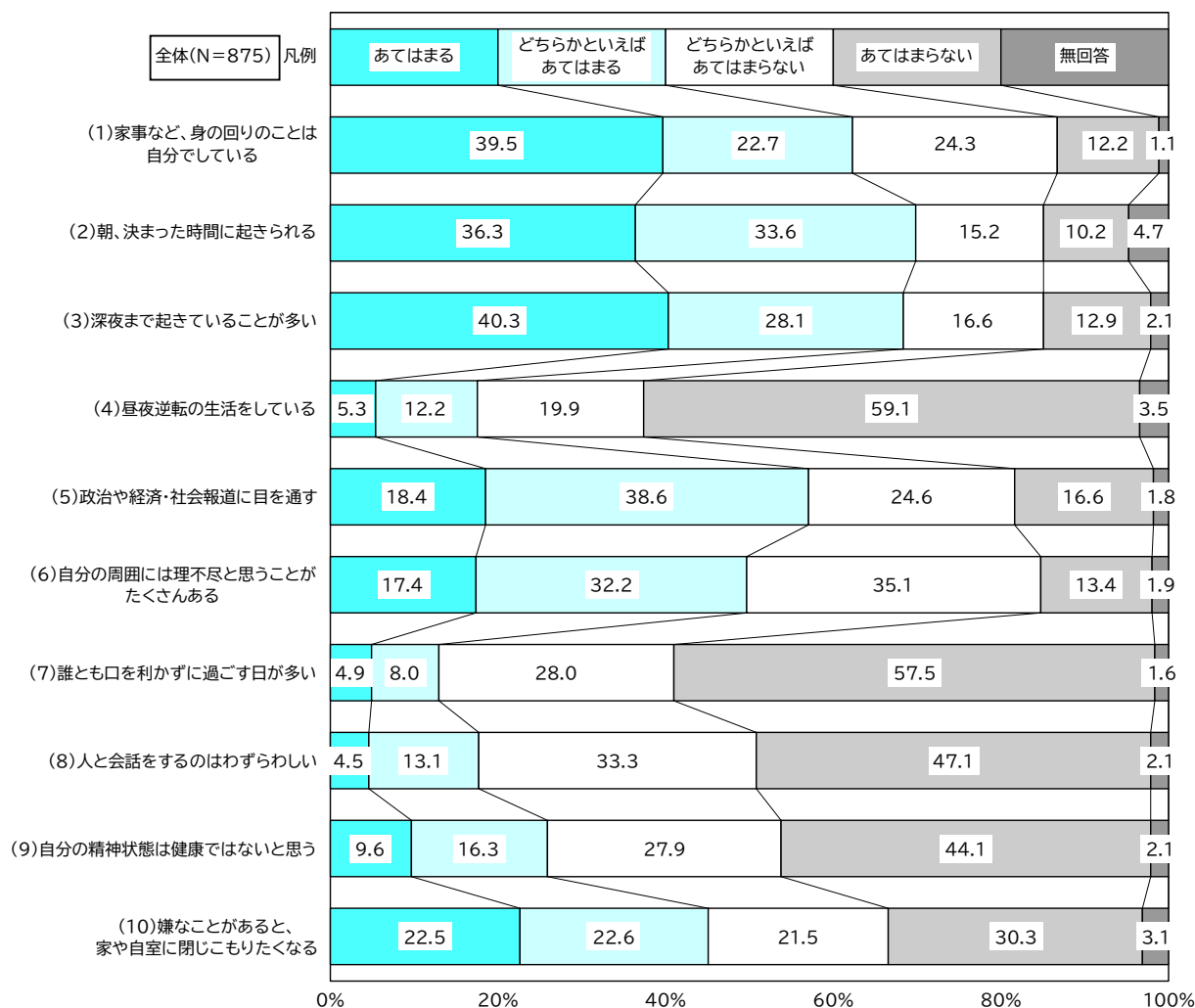


4) 生活習慣、健康状態

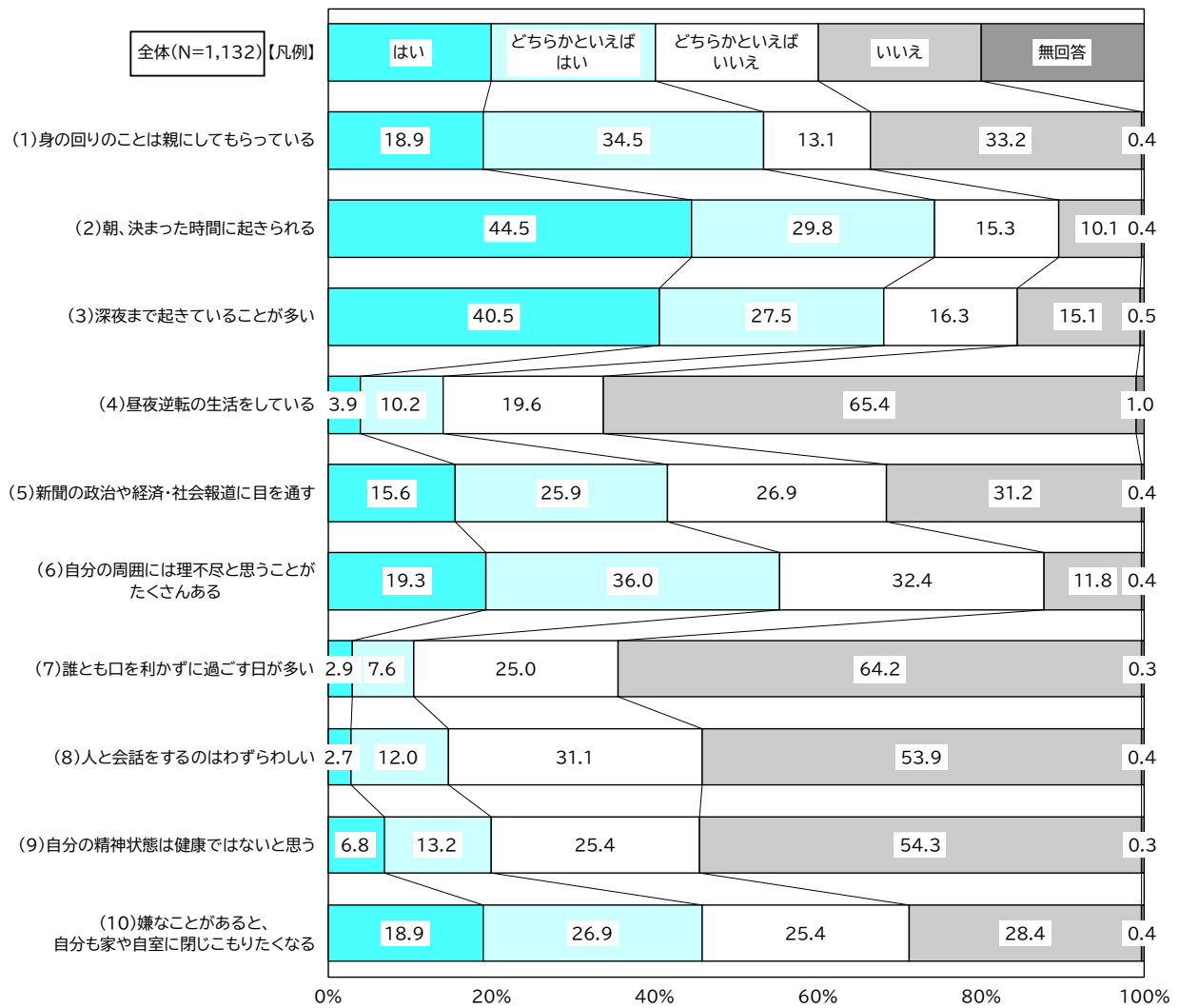
生活習慣、健康状態をたずねたところ、「自分の精神状態は健康ではないと思う」の回答は25%を超えました。

また、「深夜まで起きていることが多い」「昼夜逆転の生活をしている」「政治や経済・社会報道に目を通す」「誰とも口を利かずに過ごす日が多い」「人と会話するのはわずらわしい」「自分の精神状態は健康ではないと思う」の項目が平成30年度（2018年度）調査と比較して高い結果となっています。

■ 生活習慣、健康状態：令和5年度（2023年度）調査 ■



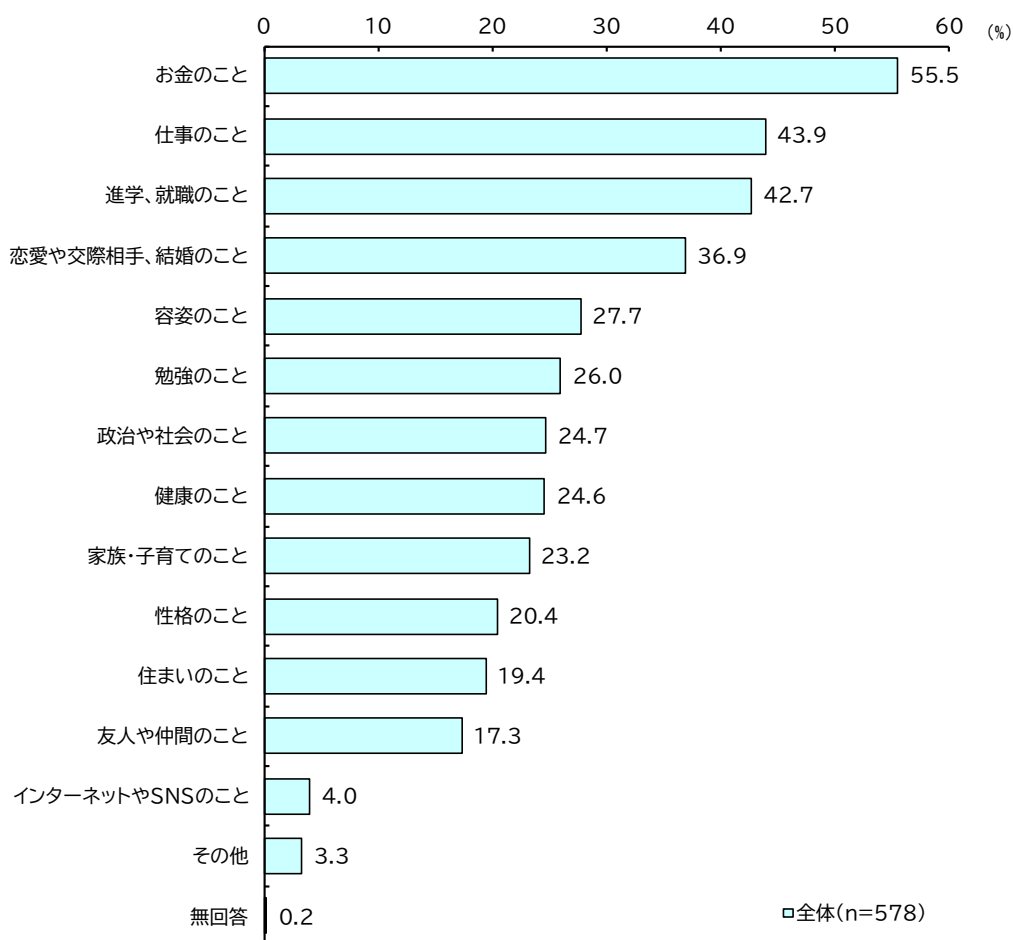
■ 生活習慣、健康状態：平成 30 年度（2018 年度）調査 ■



5) 悩んでいることや心配なこと

悩んでいることや心配なことをたずねたところ、「お金のこと (55.5%)」が最も高く、「仕事のこと (43.9%)」、「進学、就職のこと (42.7%)」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となりました。

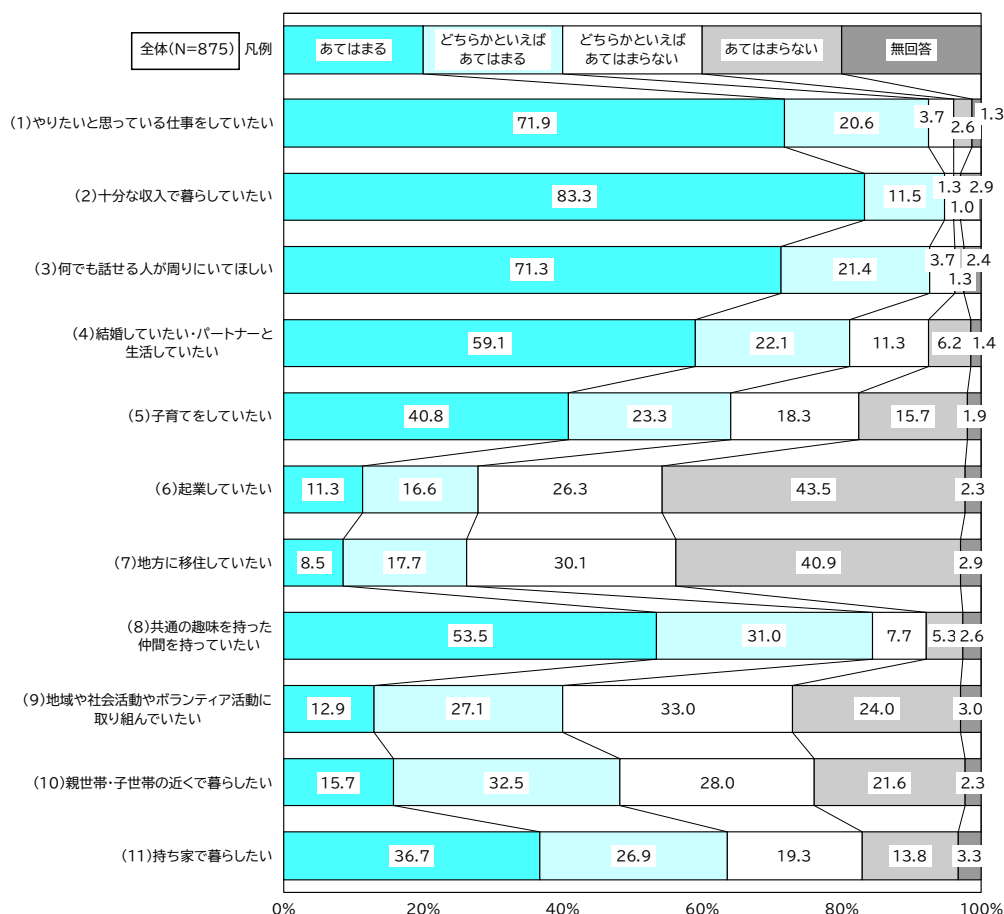
■ 悩んでいることや心配なこと ■



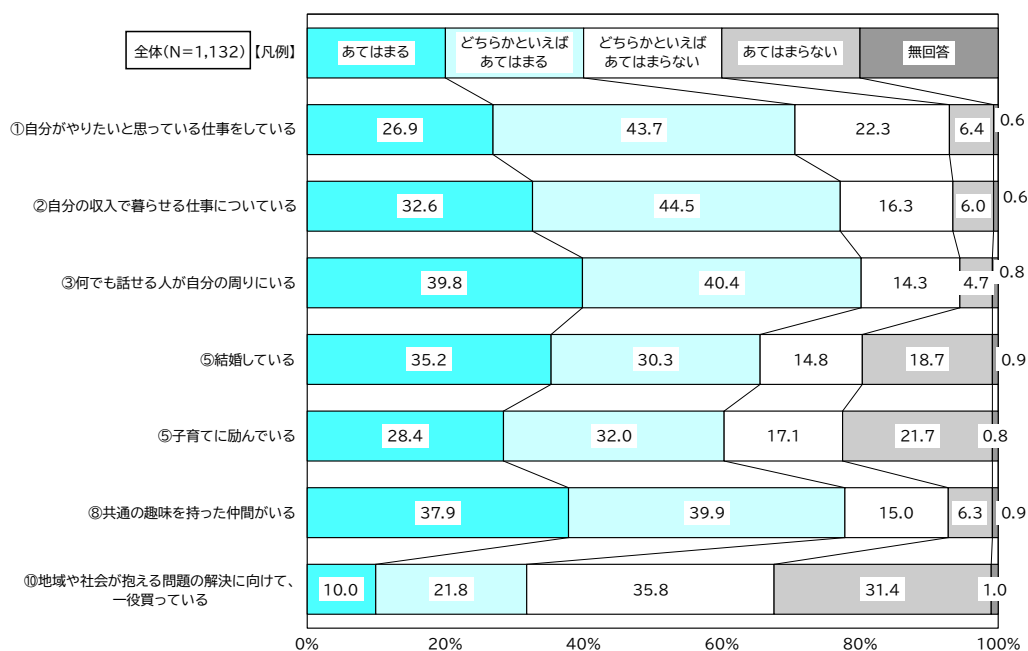
6) 20 年後に希望する暮らし方

20 年後に希望する暮らし方をたずねたところ、前回調査（20 年後の自分のイメージ）と比較して「やりたいと思っている仕事をしていたい（92.5%）」「結婚していたい・パートナーと生活していたい（81.2%）」等、いずれも増える結果となりました。

■ 20 年後に希望する暮らし方 ■



■ 参考比較：平成 30 年度（2018 年度）調査 ■

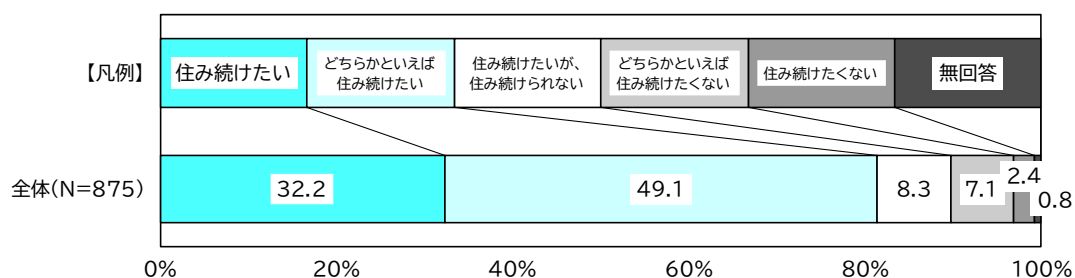


7) 世田谷区への居住継続意向

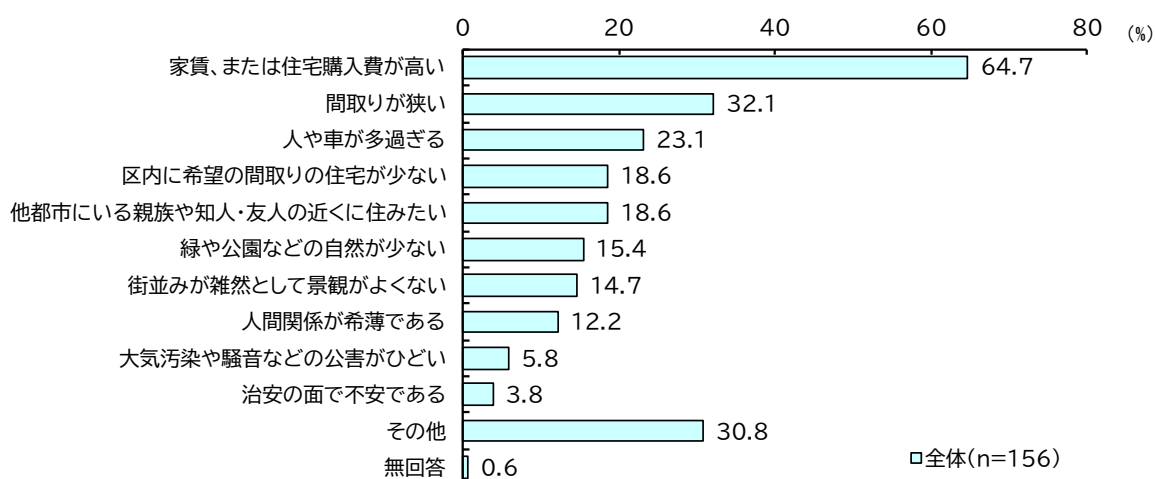
世田谷区への居住継続意向をたずねたところ、「住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」が8割以上と高い結果となりました。

一方、「住み続けたいが、住み続けられない」「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」と回答した人に、住み続けたくない理由についてたずねたところ、「家賃、または住宅購入費が高い（64.7%）」が最も高いという結果となりました。

■ 世田谷区への居住継続意向 ■



■ 住み続けたくない理由 ■

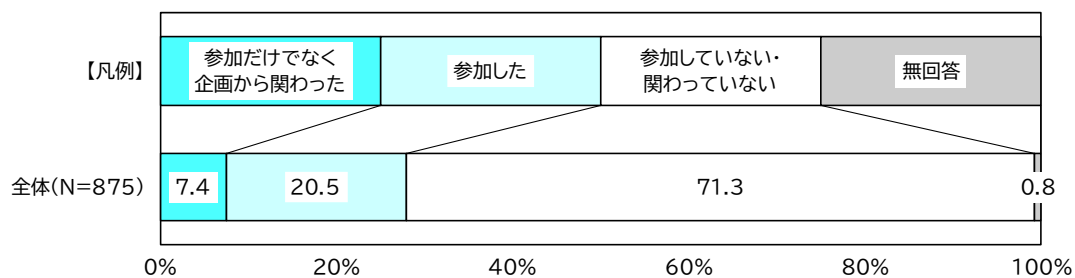


8) 学校や仕事以外の活動参加の有無

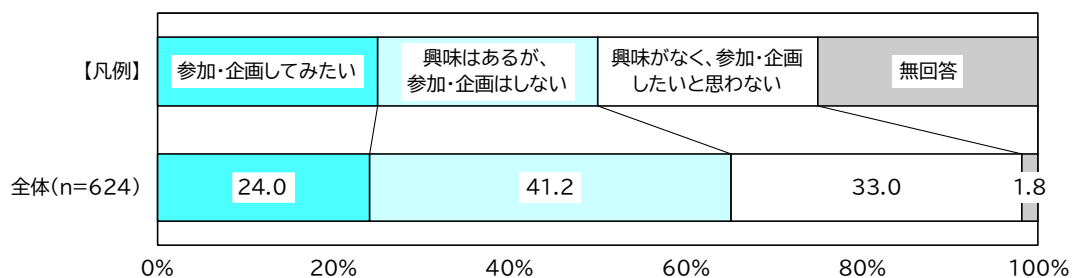
学校や仕事以外の活動参加の有無をたずねたところ、「参加していない・関わっていない」が7割以上と高い結果となりました。

一方、「参加していない・関わっていない」と回答した人に、活動への参加意向についてたずねたところ、6割以上の若者が参加意向や興味は持っているという結果となりました。

■ 学校や仕事以外の活動参加の有無 ■



■ 活動への参加意向 ■



9) 学校や仕事以外の活動への参加条件

学校や仕事以外の活動への参加条件をたずねたところ、現在の就学・就業状況別にみると、生徒・学生は「友人や知人と一緒に活動できる」「進学・就職の際、自己PRにつながる経歴になる」等の割合が、正社員・正規職員より高い結果となりました。

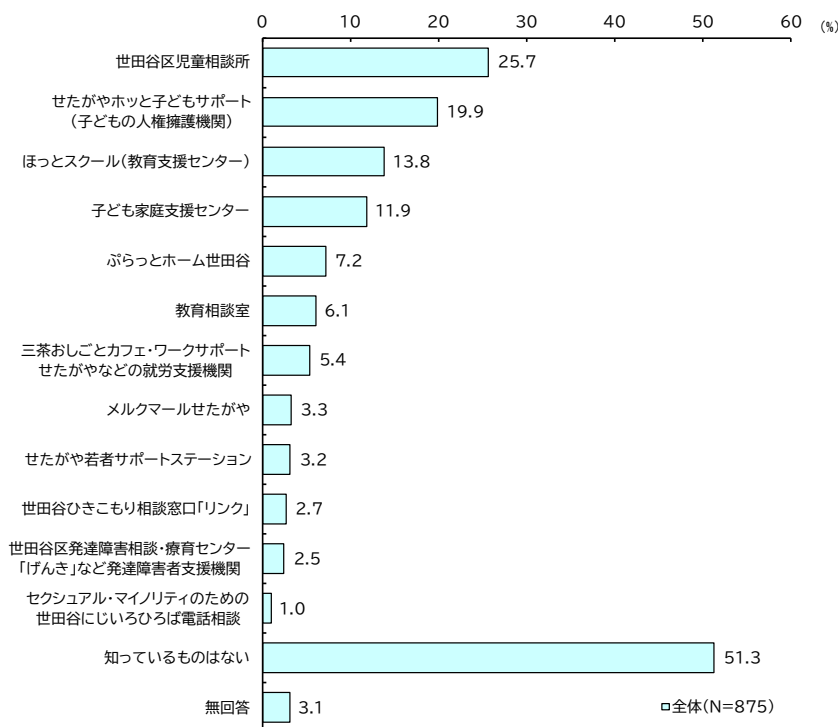
■ 学校や仕事以外の活動への参加条件(全体、現在の状況別) ■

		(%)							
		活動団体の雰囲気がい	能力・スキルが発揮・習得できる	短時間の活動や自分の都合に	収入が得られるまたは活動のため費用がかからない	活動場所までの交通の便がよく、通いやすい	普段関わることがない人との出会いがある	様々な情報が得られる	友人や知人と一緒に活動できる
全	体 (N=875)	46.1	44.8	41.6	36.0	33.8	32.5	30.2	26.1
現在の状況別	生徒・学生 (n=422)	49.3	51.2	40.5	33.9	34.1	31.5	31.0	33.2
	正社員・正規職員(自営業を含む) (n=359)	41.8	39.0	42.6	36.5	33.7	34.0	28.4	19.8
	契約社員など非正規職員 (n= 23)	39.1	34.8	39.1	43.5	17.4	30.4	26.1	13.0
	パート、アルバイト (n= 46)	47.8	39.1	43.5	47.8	39.1	26.1	32.6	23.9
	専業主婦(夫) (n= 5)	0.0	20.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	無職(求職中の人を含む) (n= 14)	57.1	50.0	35.7	35.7	35.7	57.1	42.9	7.1
	その他 (n= 4)	100.0	25.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	25.0
		社会や地域への貢献度が高い	自己PR・就職の際、つながる経歴になる	地域の人から感謝される	自分の意見が活動内容に反映される	学校の授業・ゼミの単位や評価につながる	その他	参加・企画から関わりたいと思わない	無回答
全	体 (N=875)	25.8	23.2	13.0	10.6	9.3	2.4	9.9	2.1
現在の状況別	生徒・学生 (n=422)	29.1	40.0	15.4	13.5	19.0	1.7	5.9	2.1
	正社員・正規職員(自営業を含む) (n=359)	22.8	5.8	10.3	8.1	0.0	2.5	13.6	2.2
	契約社員など非正規職員 (n= 23)	21.7	8.7	8.7	4.3	0.0	4.3	21.7	4.3
	パート、アルバイト (n= 46)	21.7	13.0	13.0	10.9	2.2	6.5	10.9	0.0
	専業主婦(夫) (n= 5)	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	無職(求職中の人を含む) (n= 14)	35.7	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	7.1	0.0
	その他 (n= 4)	25.0	75.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0

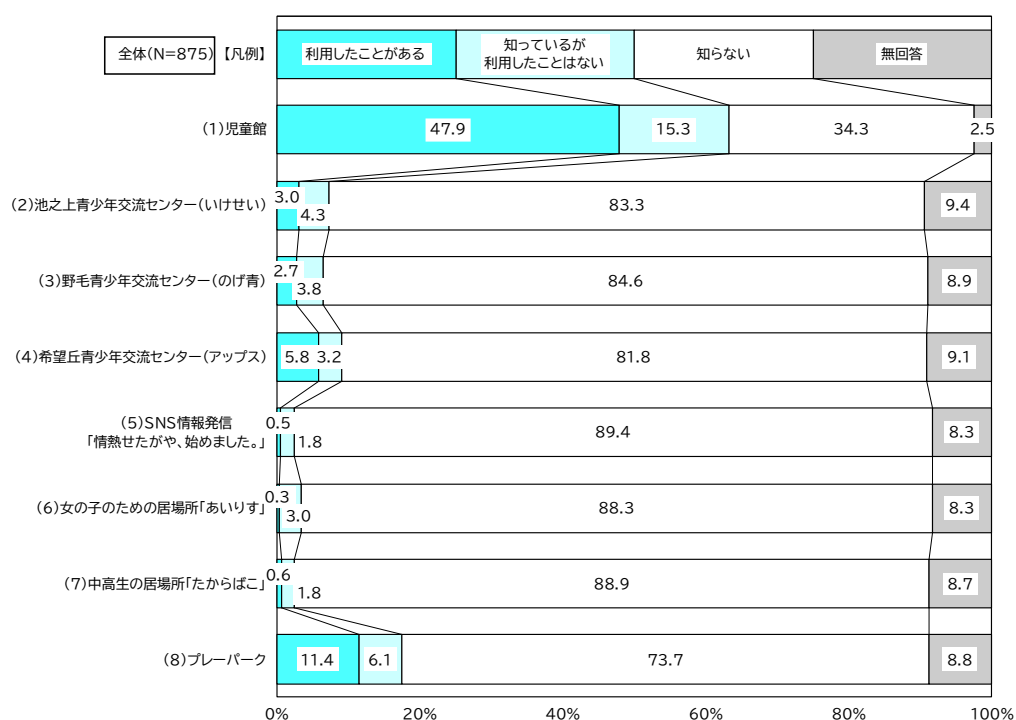
10) 区施設の認知状況・利用状況

区施設の認知状況・利用状況をたずねたところ、相談機関について「知っているものはない」は5割を超える結果となりました。若者関連施設についても多くの施設について「知らない」が8割を超える結果となりました。

■ 世田谷区の相談機関の認知状況 ■



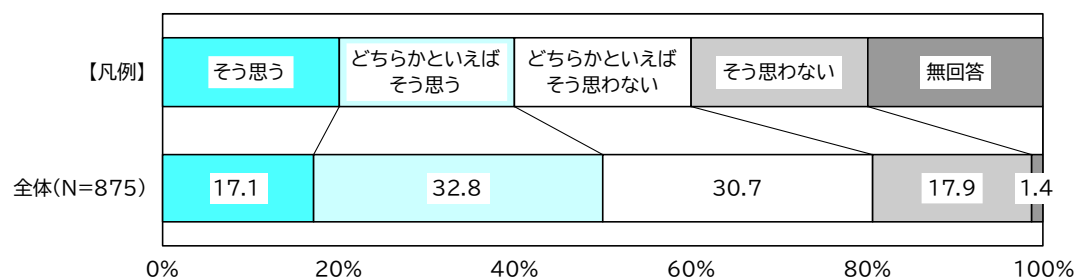
■ 若者関連施設の利用状況 ■



11) 世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無

世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無をたずねたところ、伝えたいと思う人と、伝えたいと思わない人が半々に分かれる結果となりました。

■ 世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無 ■



2 計画全体の指標

「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」では、計画全体の進捗の評価・検証を行うことを目的として、子どもの視点と保護者の視点、地域の子育て力の向上を測る視点から、次の（１）～（３）の指標を設定しました。

（１）子どもの指標

子どもの指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」については、令和5年度（2023年度）は、小学校低学年では68.0%、小学校高学年では55.0%、中学生では54.7%となっています。平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、小学校低学年、中学生では、好きだと思う割合が高くなっており、自己肯定感が高まっているといえます。小学校高学年では大きな変化はありません。

中学生の指標である「住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合」については、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、肯定的な回答が低くなっており、地域に貢献したいという意識が低くなっているといえます。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)
自分のことが好きだ と思う子どもの割合	小学生(低学年)	54.0%	51.1%	68.0%
	小学生(高学年)	54.6%	57.2%	55.0%
	中学生	39.4%	48.4%	54.7%
住んでいる地域のために、自分の力を役 立てたいと思う子どもの割合（中学生）		46.8%	54.7%	46.4%

（２）保護者の指標

保護者の指標である「子育てについて楽しいと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.1%、就学児童（小学生）保護者では75.8%となっています。就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者どちらも平成25年度（2013年度）から大きな変化はありません。

「世田谷区を子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.6%、就学児童（小学生）保護者では82.6%と8割を超えています。その割合は、就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者ともに、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）にかけて高くなっていま

す。

		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
子育てを楽しんでいる保護者の割合	就学前児童保護者	80.2%	79.1%	80.1%
	就学児童(小学生)保護者	75.1%	77.6%	75.8%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	73.2%	73.9%	80.6%
	就学児童(小学生)保護者	76.5%	78.2%	82.6%

(3) 地域の指標

地域の指標である「地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合」については、令和4年度(2022年度)では携わる意向がある(計)の割合は、就学前児童保護者では64.5%、就学児童(小学生)保護者では64.2%となっています。その割合は、就学前児童保護者では、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)にかけて低くなっています。就学児童(小学生)保護者では、大きな変化はありません。

			平成 30 年度 (2018 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合	就学前児童保護者	すでに携わっている	1.5%	0.5%
		ぜひ携わりたい	16.7%	14.9%
		携わってもよい	50.9%	49.1%
		携わる意向がある(計)	69.1%	64.5%
	就学児童(小学生)保護者	すでに携わっている	3.2%	1.1%
		ぜひ携わりたい	13.6%	13.7%
		携わってもよい	49.2%	49.4%
		携わる意向がある(計)	66.0%	64.2%

3 子ども計画（第2期）後期計画の評価

（1）子育て家庭への支援

【評価対象の内容】

大項目	中項目	小項目
1 子育て家庭への支援	（1）身近なつどい・気軽な相談の場の充実	①子育て中の親子の身近なつどい・気軽な相談の場の充実 ②就学後の子どもを育てる保護者が気軽に相談できる場や機会の充実
	（2）身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化	①児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化 ②児童館の機能強化 ③児童館の再整備
	（3）妊娠期から地域につながる取組みの推進 ～世田谷版ネウボラの推進～	①相談支援の充実 ②支援につながる仕組みの充実 ③地域で子育てを支える環境づくり
	（4）子どもと親のこころと体の健康づくり	①子どもと親のこころと体の健康づくり ②思春期のこころと体の健康づくり ③食育の推進 ④歯と口の健康づくり
	（5）子育て力発揮への支援	①親の学びの支援 ②親がリフレッシュできる場・機会の充実

【総括】

- おでかけひろばの新規整備は、コロナ禍の影響により新規整備の中断を余儀なくされましたが、制限をつけながらも、おでかけひろばを開設し、子育て家庭同士のつながりを確保しました。また、調整計画及び「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」により、おでかけひろばをより身近な場所（ベビーカーや子どもが歩いて15分）に整備することを定め、整備を進めました。
- 就学後の子どもを育てる保護者が気軽に相談できる場や機会を充実させるために、児童館での乳幼児の子育て支援から継続して気軽に相談ができるよう、相談支援とともに乳幼児期からの関係づくりに取り組みました。今後は、相談の場の確保だけでなく、新たな保護者とのつながりをどう広げていくか検討していく必要があります。
- 令和5年度（2023年度）から、ネウボラ・チームに「地域子育て支援コーディネーター」を加え、定期的なネウボラ会議の実施等により、連携を強化しました。今後は、情報連携や情報共有の有効な手段について検討する必要があります。また、妊娠期からの切れ目ない支援のために、ネウボラ・チームと産科医療機関との連携は必須であるため、引き続き、訪問等を実施し、顔の見える関係を構築していく必要があります。
- 妊娠期から支援につながる仕組みとして、ネウボラ面接や両親学級等の機会を捉えて、おでかけひろばの周知を図るなどの取り組みを進めることができました。調整計画及

び「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」により、妊娠初期から1歳までの子育て家庭へアプローチする事業の充実を図り、情報が届きにくい等、身近な地域子育て資源や支援につながるきっかけを持てなかった家庭等にも伴走し、母子保健と連携しながら、資源や支援つなぎ、取り組むことができました。妊娠期からおでかけひろば等につながる機会は増えてきたものの、さらに取組みを充実させていくとともに、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭に対する見守りや孤立防止、情報が届きにくい家庭への周知等の取組みを強化する必要があります。

○子どもと親のこころと体の健康づくりの取組みとして、令和5年（2023年）1月から、妊活や不妊治療を行っている当事者や家族等に寄り添った専門家による相談事業を新たに開始しました。また、不妊や不妊治療への理解促進を目的としたオンラインによる講演会も実施しました。今後も、出産に向けた相談支援体制の充実を図るとともに、妊娠前からの健康管理等についても気軽に相談できる環境を整えていく必要があります。

○親がリフレッシュできる場・機会の充実として、令和4年度（2022年度）から、私立保育園で一時保育の要件を緩和し、子育て不安や育児疲れの解消を目的とした預かりを充実しました。また、区立保育園では、これまで0歳児の受け入れや受け入れ枠の拡大、子育てに不安のある家庭の受け入れ等を進めてきており、子育て家庭への支援の充実に取り組みしました。引き続き、保育士の確保が課題となることから、保育士確保策等を含め、園支援の強化が必要です。

○理由を問わないほっとステイの利用を促進することができましたが、稼働率に差があるため、平準化することと、認証保育園などの一時預かりとの連携が課題となっています。ファミリー・サポート・センター事業については、コロナ禍では、感染症拡大防止の観点から援助内容を縮小したため、保護者のニーズに全面的に答えられたとはいいがたい状況にありました。引き続き、利用ニーズを満たすために援助会員の確保と質の確保に、取り組む必要があります。

（2）教育・保育の充実

【評価対象の内容】

大項目	中項目	小項目
2 教育・保育の充実	（1）子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の受け皿確保	①子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備 ②子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の推進 ③災害時や緊急時におけるセーフティネットの構築
	（2）教育・保育の質の向上	①教育・保育の質を支える仕組みの構築 ②乳幼児期の教育・保育の充実 ③幼保小連携の促進 ④教育・保育に携わる人材の確保・育成 ⑤保護者の教育・保育等の選択への支援 ⑥「区立保育園の今後のあり方」に基づく取組み

【総括】

- 私立保育園を中心に保育施設の整備を進めた結果、令和2年度（2020年度）から3年間、保育待機児童を解消することができました。しかしながら、令和5年度（2023年度）から再び、保育待機児童が発生しています。私立保育園の急増と就学前人口の急激な減少により、既存施設に欠員が増加しており、運営支援が課題となっています。また、定員弾力化の解消を含めた定員の適正化を進める必要があります。
- 多様な保育について、保育園での休日保育や延長保育の長時間化、私立保育園における一時保育の要件緩和、区内私立幼稚園での預かり保育への区独自補助により、取り組みを充実しました。コロナ禍を経た保護者の働き方の変化や多様化により、休日保育のニーズが高止まりしている一方、長時間の延長を希望しない家庭が増加しています。また、理由を問わない預かりを望む声も多く、今後の保護者ニーズを的確にとらえ、在宅子育て家庭を含めた支援の充実をはかる必要があります。
- 教育・保育の質の向上に向けて、巡回訪問、指導検査の強化、保育の質ガイドラインにもとづく保育の質の維持向上に取り組みました。しかしながら、令和2年（2020年）から区内保育施設で不適切な保育や重大事故が続いており、改めて保育施設への支援の重要性が高まっています。令和5年度（2023年度）から実施している保育園と顔の見える関係構築を目指し、巡回訪問を地域担当制にするなど、保育園への支援体制強化を継続するほか、保育の質ガイドラインに、子どもの権利や地域子育て支援の視点を充実させるよう改訂に取り組む必要があります。
- 人材の確保・育成に向けて、オンラインによる相談会を実施する等、人材不足の中においても、区内保育施設では国基準を超える保育士等の配置ができているなど、一定の成果が見られました。一方で、保育士資格取得をめざす学生の減少もあり、保育人材は不足しており、人材確保の取り組みを継続する必要があります。保育士は他自治体との人材の取り合い状態が続いているほか、国や都の補助制度の存続が見えないなど、制度の維持や財源確保等が課題となるため、既存制度の存続や保育士の処遇改善について、引き続き、国や都へ働きかけを行う必要があります。
- 幼稚園教諭の人材確保支援や研修支援により、教育・保育の質の確保・向上に取り組み、子どもの健全な成長を支える体制の構築に努めました。預かり保育の拡充、要配慮児童の増加等により、幼稚園教諭の需要は増加しており、さらなる人材確保策や研修内容の見直し、教職員の研修受講時間の確保が課題となっています。

(3) 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート

【評価対象の内容】

大項目	中項目	小項目
3 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援	①要保護児童・養育困難家庭の早期支援の充実 ②継続支援・生活支援のための子育て支援サービスの充実とケースマネジメントの強化 ③地域支援体制の構築 ④子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備 ⑤家庭養育を優先した社会的養護の推進
	(2) 配慮が必要な子どもの支援	①配慮が必要な子どもの早期支援の充実 ②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実 ③途切れのない支援の実施 ④医療的ケアが必要な子どもへの支援
	(3) 生活困難を抱える子どもの支援 ～子どもの貧困対策の推進～	①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的負担の軽減のための支援 ⑤支援につながる仕組みづくり
	(4) ひとり親家庭の子どもの支援	①子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実 ②子育てや就労等の横断的な情報提供・相談機能の充実 ③子どもの生活安定に向けた支援の充実 ④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実
	(5) 悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援	①ニーズに応じた相談機能の充実 ②子どもの居場所の拠点整備

【総括】

○児童館を中核とした見守りネットワークとの連携として、支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実に向け、子ども家庭支援センターや児童相談所をはじめ、地域の子育て支援団体など様々な地域資源との連携体制の強化を図りました。ハイリスクの子どもへの支援スキルの向上のための児童館職員の人材育成手法について検討するとともに、地域資源との連携を一層強化し、地域全体で支援の質を向上させていく必要があります。

○産後ケア事業は、令和5年（2023年）4月より至誠会第二病院での産後ケア（ショートステイ）を開始し、令和5年（2023年）10月より産後1年未満の母子を対象とするアウトリーチ型を開始しました。コロナ禍で稼働が落ちた年度もありましたが、現在は、年々稼働が上昇しています。区立産後ケアセンターを中心に需要は増加しており、希望日程で利用することができない状況が恒常的に続いています。今後、国の動向等も踏まえ、産後ケア事業の果たすべき役割と事業の方向性を検討する必要があります。

ります。

- 1歳6か月児健診後のフォローグループは、時機を逸せず必要なときに必要な支援に繋げることが可能な事業を実施し、支援者の連携・協力のもと、当事者・家族が感じる生活上の悩み・不安に寄り添った支援を図ることができています。乳幼児健診をはじめとした母子保健事業の機会を捉えて、発育・発達に不安を持つ保護者に対する早期支援を実施する必要があります。
- 医療的ケア児や家族が安心して日常生活を営めるように、看護師などの担い手支援、研修や医療的ケア連絡協議会などを通じた関係機関連携、相談支援従事者の育成や世田谷区医療的ケア相談支援センターの整備、医療的ケア児を受け入れる障害児通所施設への助成等に取り組みました。医療の進歩等により、区内の医療的ケア児者は増加傾向にあるため、引き続き、看護師などの担い手支援・確保、研修や医療的ケア連絡協議会などを通じた関係機関連携、医療的ケア児を受け入れる施設の整備・充実を図る必要があります。
- 子どもや周りの大人へヤングケアラーについての普及啓発を行うことにより、相談につながりやすい環境づくりを進めました。また、教育をはじめ、庁内横断的に構成したヤングケアラー・若者ケアラー支援連絡会・勉強会において支援の検討や情報交換を行ったことから、各分野においてヤングケアラー支援に対する理解を深めることができました。学校・福祉事業者・児童館・青少年交流センター等の各関係機関において、子どもの周囲に日常的にいる大人の気づきの感度を上げ、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援につなげられるよう更なる普及啓発を図るとともに、各関係機関が連携して支援に取り組む必要があります。

(4) 質の高い学校教育の充実

本節は「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」に基づき推進する取組みを掲げています。令和4年(2022年)3月に「第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画」が策定されたため、後期計画の内容が変更になっています。なお、教育委員会では「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において年度毎に評価を行い、必要に応じて次年度の事業の見直しに取り組み、計画の着実な推進につなげています。

(5) 子どもの成長と活動の支援

【評価対象の内容】

大項目	中項目	小項目
5 子どもの成長と活動の支援	(1) 子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実	①成長に応じた放課後等の居場所の確保 ②外遊びの機会と場の拡充 ③文化・芸術にふれられる機会の充実 ④スポーツの機会と場の充実 ⑤読書に親しむ環境づくり ⑥子どもの成長を支える職員等のスキルの向上と地域の子育て力の向上
	(2) 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	①子どもが主体的に活動できる場・機会の充実と支え手の確保・育成 ②子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識の醸成

【総括】

- 子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会について、外遊び事業の充実に向け、啓発イベントやネットワーク会議を実施する等連携体制の強化を図ってきました。また、令和4年（2022年）3月には羽根木プレーパークリーダーハウスを整備したほか、令和7年（2025年）3月に予定している砧地域プレーパークの整備に向け、ワークショップ等を通じて気運醸成や設計内容の調整等を進めています。今後は、小中学生アンケート結果から、外遊びの展開が停滞している状況を踏まえ、区内における外遊びを活性化していくために、プレーパークやプレーカーなどの外遊びに関連する各事業の実施・有機的な連携について整理・再構築を行うとともに、外遊び推進委員の役割を踏まえたうえでの育成や配置について検討する必要があります。
- 子どもの地域・社会への参加・参画の機会について、児童館でのティーンズプロジェクトや子ども夢プロジェクト、ティーンズカーニバル事業の開催を通じて、小学生から中高生世代までが主体的に取り組むことができる企画を地域の協力を得ながら充実させることにより、自己肯定感と自己有用感を育み、世代間の交流や地域への参加等へつなげました。また、子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識の醸成として、児童館での子ども企画事業の充実など子どもの声を基盤とした参加・参画の取組みや新BOPでの放課後児童健全育成事業の運営方針を踏まえた環境づくりに取り組みました。今後は、こども基本法の理念や子ども条例の改正の議論を踏まえ、子ども参加・参画の取組みを一層充実させていく必要があります。

(6) 子どもが育つ環境整備

【評価対象の内容】

大項目	中項目	小項目
6 子どもが育つ環境整備	(1) 地域の子育て力の向上	①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域人材の確保 ②共助の取組みや自主的な支援活動の推進とネットワーク形成の支援
	(2) 社会環境の整備	①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安全・安心 ③子どもを生み育てやすい環境の整備
	(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成	①子どもの権利への意識の醸成、子どもの権利学習の推進 ②子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実

【総括】

- 世田谷子育てメッセの開催、子ども基金のメニュー化、児童館地域サポーターの発掘・連携促進、子育て活動団体等への助成や子ども・子育てつなぐプロジェクト等により、地域の子育て力や子どもや子育てに対する地域の理解・協力の気運の向上をはかりました。今後は、より一層の寄附文化の醸成に向けた、子ども基金についての広報活動の強化等の取組みや新たな使途の検討が必要です。また、児童館地域サポーターの確保の方策について、検討する必要があります。
- 子ども医療費助成の高校生相当世代までの拡大、令和5年度（2023年度）からのすべての出産児を対象とした出産費用の一部助成の拡充、令和5年（2023年）10月から認可保育所等での第2子無償化ならびに認可外保育施設利用支援事業における多子世帯負担軽減の拡充、令和6年度（2024年度）からの一時預かり利用者負担軽減事業等を実施し、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組みました。今後は、複雑化する補助や助成の制度を、区民にとってわかりやすく利用しやすい内容にまとめ、周知する必要があります。
- 子どもの権利学習、リーフレット配布による子ども条例の周知、カードによるせたホットの周知、令和2年度（2020年度）からの児童相談所の区移管を機会に、せたホットが、より緊密に様々な関係機関と連携する等、子どもの権利を守る仕組みを強化しました。今後は、小・中学校の授業で実施する権利学習、区職員や学校教員向けの権利学習を検討する必要があります。また、子ども条例の認知度にも課題があり、令和7年（2025年）4月施行を目指している改正子ども条例に合わせ、掲載内容を分かりやすく更新し、子どもを含む区民にわかりやすい周知に取り組む必要があります。

4 若者計画の評価

【評価対象の内容】

大項目	中項目	小項目
若者計画	(1) 若者の交流と活動の推進	①若者の交流と活動の場の充実 ②青少年交流センターと児童館の連携
	(2) 生きづらさを抱えた若者の支援	①支援につながりやすい仕組みづくり ②多機関で連携した支援
	(3) 若者が地域で力を発揮できる環境づくり	①地域での若者の参加・参画の推進 ②若者の活動を支えるネットワークの強化
	(4) 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援	①若者の主体的な活動、参加・参画の機会を広げるための支援 ②安定・継続した情報発信の仕組みづくり

【総括】

- 若者支援として、若者の交流と活動の推進、生きづらさを抱えた若者の支援、若者が地域で力を発揮できる環境づくり、若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援を推進しています。
- 若者の交流と活動の推進については、新型コロナウイルス感染症により、青少年交流センター等において一部制限を設けての運営を余儀なくされましたが、制限緩和により若者の主体性を育むプログラムが充実してきています。今後、地域との関わりの強化や、ユースリーダー事業のさらなる充実を図り交流を活性化させることで、若者が地域で活躍できる循環の仕組みを充実させる必要があります。また、青少年交流センターと児童館の連携強化や地域団体等で実施されている若者の居場所との連携を進め、若者自身がニーズに応じて居場所を選択できる環境づくりが必要となります。
- 生きづらさを抱えた若者の支援として、メルクマールセタがやにおいて訪問相談や定期的な出張相談会の開催、問合せフォームの設置等、来所が困難な方も相談しやすい環境づくりを充実させるとともに、若者サポートステーションとの連携を円滑に進めました。今後、より相談しやすく、支援につながりやすい環境の整備や、つながり続けられる支援体制の充実が必要となります。また、令和4年度（2022年度）にひきこもり相談窓口「リンク」開設に伴うメルクマールセタがやにおける対象年齢の上限撤廃により、年齢で途切れることのない支援体制の構築を進めました。家族も含めた世帯の複合的課題に、子ども・若者支援協議会等を通じ、多機関が重層的に関わる支援体制の強化が必要となります。
- 若者が地域で力を発揮できる環境づくりについては、子ども・青少年協議会の若者委員の増員やモデル事業における評価・検証を進めるとともに、多くの若者が利用する施設等を紹介する情報誌を充実させました。今後、各会議体へ安定して若者を登用できる仕組みづくりを進めるとともに、若者や若者を支援する団体に向けたより効果的・効率的な情報発信や団体との連携構築を推進する必要があります。

○若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援として、『情熱せたがや、始めました。』の活動において区及び委託事業者によるサポートを強化することで、若者が主体的に活動できる環境づくりを進めました。対面活動を含めたメンバー間の連携強化を通じて、より若者に届く情報発信の充実や安定・継続した組織構築に引き続き取り組む必要があります。

5 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度(2020年度)～6年度(2024年度))

(1) 教育・保育事業

子ども・子育て支援法では子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられており、世田谷区では子ども計画(第2期)後期計画に内包するかたちで、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その後、子どもの人口の増加を背景に、令和4年度(2022年度)に見直しを行い、子ども・子育て支援事業計画調整計画を策定しました。

子ども・子育て支援事業計画調整計画における確保の内容(目標事業量)、達成状況は次のとおりです。

◆ 幼稚園、認定こども園教育標準時間利用

	目標		実績			
	令和6年度(2024年度) (R7.4)		令和2年度(2020年度) (R3.4)		令和5年度(2023年度) (R6.4)	
	1号認定	2号認定 幼児期の 学校教育の 希望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の 学校教育の 希望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の 学校教育の 希望が強い
特定教育・ 保育施設	1,781		1,907		1,958	
新制度に移行 しない幼稚園	9,965		9,900		9,545	
区外利用－ 区内利用	636		636		602	
確保総計	12,382		12,443		12,105	

◆ 保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業

	目標			実績					
	令和6年度(2024年度) (R7.4)			令和2年度(2020年度) (R3.4)			令和5年度(2023年度) (R6.4)		
	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定
	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳
特定教育・ 保育施設	1,633	6,477	10,980	1,587	6,261	10,689	1,601	6,440	10,921
地域型 保育事業	89	269	7	90	267	10	88	271	6
認可外 保育施設	308	946	247	347	1,127	295	274	899	240
計	2,030	7,692	11,234	2,024	7,655	10,994	1,963	7,610	11,167
確保総計	20,956			20,673			20,740		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

			目標	実績	
			令和6年度 (2024年度)	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者支援事業		基本型・特定型（ヶ所）	11	11	11
		母子保健型（ヶ所）	5	5	5
延長保育		人数	5,579	5,261	5,383
一時 預かり 事業	幼稚園による 一時預かり	人日数	471,418	387,899	373,466
	その他の 一時預かり	一時預かり（人日）	218,780	179,410	194,856
		ファミサポ（人日）	32,360	9,334	20,097
		合計（人日）	251,140	188,744	214,953
ファミリー・サポート・センター事業<就学児> （子育て援助活動支援事業）		人日数	13,367	1,963	5,123
学童クラブ事業 （放課後児童健全育成事業）		人数	9,058	7,861	8,962
ショートステイ事業 （子育て短期支援事業）		人日数	3,861	3,285	1,703
ひろば事業 （地域子育て支援拠点事業）		人日数	428,210	393,210	413,210
		箇所数	74	67	69
養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育支援訪問事業）		件数	306	361	339
		委託事業者数	29	28	29
病児・病後児保育		人日数	26,100	23,100	25,200
乳児期家庭訪問事業 （乳児家庭全戸訪問事業）		対象人数	6,441	6,153	6,003
		委託訪問指導員数	54	41	54
		嘱託訪問員数	5	5	5
妊婦健診事業		確保内容	都内契約医療機関にて実施	都内契約医療機関にて実施	都内契約医療機関にて実施

6 子ども・子育て会議の評価・検証及び課題整理

(1) 子どもの権利に関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①子どもの意見表明・反映、参加・参画の仕組みと環境づくり	・ 世田谷区子ども・青少年協議会には大学生は参加しているが、中学生以上の子どもが参加する常設の会議体の設置が必要である。政策への提言を可能とし、多様な背景を持った子ども・若者が議論できるとよい。 ・ 中学生アンケート結果では「社会を変えられる」と回答した割合が減っている。この割合を上げるには、乳幼児期から子どもが、自身の周りのことを変えられるという実感と経験を得ることができる環境づくりが必要である。自由回答からは、「自分のことをもっと尊重してほしい、個人としてしっかりと認めてほしい」という想いが聞こえてきた。子どもの声をしっかりと聴いて受け止められること自体が子どもの権利である。
②子ども関連施設での子どもの権利の実現(支援の質の確保)	・ 区では教育・保育の質の向上のため、多様な取り組みを行っているが、子どもの権利の保障と実現に関する職員の質の向上は、区が責任をもって関わる必要がある。子どもの権利を学ぶゆとりと学習の場を区が継続的に保障する取り組みが必要である。学習した職員のもとで、日常的に、子ども一人ひとりが権利を体験することが、子どものウェルビーイングである。 ・ 子どもたちは、生活や遊びの中で、自分自身の興味・関心を追求し、充実感や満足感を味わう。これらの自発的活動を積み重ね、子どもの自己肯定感が育まれる。その実現のために、支援の質を向上する必要がある。 ・ 多様な方法で地域に施設を開いていくことが大切である。地域の方が、日常的に子どもたちの様子を見ることができることで、誰にとっても安心できる施設につながる。そのための支援を検討する必要がある。
③保護者も含めた大人への子どもの権利の意識醸成・働きかけ	・ 区では、子どもの権利擁護・意識の醸成のため、多様な取り組みを行っているが、低学年ほど親からひどいことをされたと回答した割合が高い傾向がある。保護者への働きかけがとても重要である。子どもは自身の力で育っていく主体であり、子どもの中にある力の素晴らしさを保護者に伝えていくことは、家庭という身近な場での子どもの意見表明権の保障につながる。 ・ 保護者の地域社会からの孤立、子育てのストレスが子どもへのマルトリートメントの現認となる可能性を考慮し、子どもだけでなく保護者自身も多様な他者とつながりあえる方策が必要である。 ・ 子どもたちの声が聞こえる地域づくりを推進し、世代を超えて子育てを社会化していく、というスタイルを打ち出す必要がある。
④子どもの遊び	・ 小学生アンケート結果から、外遊びをする低学年の子どもがとても少ないことが分かる。その一方で自由意見には、外遊びをする機会や公園を求める声が多い。区では、外遊びの機会と場の拡充を推進しているが、更なる環境整備と保護者への意思啓発が必要である。

(2) 妊娠期から乳幼児の施策に関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①乳幼児家庭への支援の充実	- 区では、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、子育て家庭への支援として、身近なつどい・気軽な相談の場の充実、身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化などを行っているが、子育て家庭の孤立化や子育て支援のサービス化が進む中で、すべての乳幼児家庭を対象とした予防型の多様な訪問事業を充実させる必要がある。訪問事業などの利用等を通じて出会った人が保護者を地域の場合や支援につなぐことが重要である。 - 両親学級に参加する保護者の意向をみると、産後ケア事業に対するニーズが非常に高いため、充実の検討が必要である。
②乳児期に孤立する子育て家庭への乳幼児教育・保育施設等での支援	区では、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の受け皿を確保するため、多様な保育を推進しているが、国の「こども誰でも通園制度」を見据え、孤立する子育て家庭への支援に向けた保育施設等の位置づけを考える必要がある。また、様々な支援に関する情報を保護者へ届ける方法の検討が課題である。
③子ども関連施設の連携強化	配慮が必要な子どもの支援については、早期の段階からの支援・連携が重要であり、幼保小連携の促進を図っている。また、子どもを中心に職員同士が互いを理解し、日常的に交流しあえる学び合いの機会を増やす必要がある。
④保護者の学びの機会の拡充	- 区では、乳幼児教育センターで家庭教育・子育て支援講座「すくすくコンパス」等を実施しているが、オンラインも含めて参加者も多く、関心が高くなっている。このような講座にオンデマンドで参加できる環境や、児童館・おでかけひろばなどで学べる機会があるとよい。 - 乳幼児期のみならず、学齢期においても、子どもの声を聴く子育ての大切さを保護者が、継続的に学べる機会を拡充する必要がある。

(3) 学童期以降、若者施策に関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①学童期・思春期・若者期の居場所づくり	- 児童館や青少年交流センターなど、様々な居場所を提供しているが、アンケートの結果から、子ども・若者は、単にほっとできたり、ゆっくりできたり、遊べるというだけでなく、学習をしたり、何かを学ぶことができる居場所を求めていることが分かった。学齢期以降の子ども・若者を対象とした居場所が少なく、子ども・若者が身近なところに権利が守られた居場所を持てる環境をつくる必要がある。 - 中学生アンケートの結果から、回答者の4割を超える子どもたちが区立以外の中学校に通っていることがわかった。また、小学生高学年のアンケートの結果では、勉強時間がとても長い子どももいれば、動画を見ている時間が長い子どももあり、時間の使い方が極端に分かれていることもわかった。子ども・若者同士が、学校や年齢等に関わらず、交流できる場所があれば、お互いを補い、関係を築くことができるのではないかな。

①学童期・思春期・若者期の居場所づくり（続き）	・ 中学生アンケートの結果から、「孤独を感じる」と回答した割合がかなり増えている。他者と交流するための時間と環境づくりをどうしていくのかを考えていく必要がある。 ・ アンケートの結果から、自己肯定感を持ちにくい、家族と一緒にいてもくつろげないと答えている子どもにとってはインターネット空間が救いになっていることが読み取れる。一方、インターネット空間は様々な危険と隣り合わせになっている状態でもあり、どのように対策が必要なのか考える必要がある。
②困難を抱えている子ども・若者への支援や支援を届かせる仕組みづくり	・ アンケートの自由回答からは、話を聞いてほしいといった声が多く、区では、世田谷若者総合支援センターなど生きづらさを抱えた若者の支援を目的とした機関が設置されているが、子ども・若者の相談場所の増加、より相談しやすい窓口への工夫が必要である。そしてソーシャルワーク等の教育を受けた専門職の配置ができるとよい。 ・ さらに、支援者等が困難を抱えている子ども・若者を発見するためのアウトリーチ型支援、地域連携・庁内連携やネットワークの強化、伴走型支援等に取り組む必要がある。また、発達に課題のある子ども・若者が適切な支援につながる取組みが必要である。 ・ 中学校卒業後の支援が少なく、特に高校中退等への支援が必要である。
③情報が届きにくい子ども・若者（区立小中以外に通う子どもや高校生、大学生）に届ける取組みの充実	・ アンケートの結果から区立以外の学校に通う子どもは、小学校で1割、中学校で4割となっている。また、高校生以上は区と接点を持つことが難しく、カバーできているとは言い難い。区のイベントや施設利用等において、これらの非カバー層をどれだけ取り込むことができるかが、施策の持続可能性の上でも重要である。施策へのアクセシビリティの確保と公平性・実効性の面から、DXも含めた取組みを推進する必要がある。
④子ども期の時間を大切にすることの意識の醸成	・ 子ども自身が塾や習い事に忙しく、興味あることを楽しんだりする自由な時間が減ってきている。時間（過ごし方）を子ども主体で考えることを意識づけるための取組みが必要である。 ・ 地域や社会全体で子どもの時間（過ごし方）に対する価値観を変えていかないといけない。休息も含めた何もしない時間は、子どもにとって、大事な時間であることを広く伝えていく必要がある。
⑤若者が安心して住み続けられる環境づくり	・ 子育てが始まると、居住費が高くて、広い住居を求めて区外に出てしまう現状がある。若者世代が、働きながら住み続けられ、子育てができる環境を目指す必要がある。 ・ ここで焦点を当てる若者期とは、中学や高校、大学や専門学校に在籍、もしくはそれらの学校を卒業後、結婚や子育てに入るまでの者のことである。居場所について、疲れた時に一人になってホッと一息つける自分の部屋などはあるが、楽しいことや嬉しいこと、辛かったことなどを対面で気兼ねなく話し、共有できるという意味での居場所は限られている。こうした居場所づくりを進めるなどを通して、若者の社会的孤立と向き合う必要がある。 ・ 若者の意見を聴きながら、若者とともに、必要な支援をつくり出すなど、一人ひとりの若者が生き方や人生の選択肢の幅を増やしていくことができるようになる施策に取り組む必要がある。

(4) 子ども・子育てを支える地域社会（子育ての社会化）や基盤づくりに関すること

分類	評価・検証及び課題整理
① 情報や施策へのアクセシビリティ	保護者や子ども、若者が、情報や施策に容易にアクセスできる方策の検討が必要である。
② 施策の面的な広がり拡充の推進	- これまで区の子ども・若者、子育て施策は、充実してきた。今後は、子育て世帯と子ども・若者の行動半径を考慮し、その範囲に子ども・若者施設が存在するよう、拠点施設（幹）と複数のミニ施設（枝）を組み合わせたり、その施策をつなぐ機能を置く等、区全域で面的な広がり確保するための工夫が必要である。また、地域的な偏りなく、どこに居住していても同じ施策を享受できるような工夫も必要である。 - 既存の施設に、複数の機能やコンセプトの施設を複合化させるなどして、コスト抑制をはかりながら、面的な広がり確保する必要がある。
③ 「社会的マルトリートメント※」をなくすための働きかけ	前倒しの教育、課金システム的な受験のしわ寄せ等により、子どもの主体的な活動と、それを支える地域における市民性の育みが阻害されていると感じる。地域の人々が、子どもや子育て家庭に対して、具体的に関わる仕組みを構築すべきである。
④ ボランティアや多世代とともに進める地域・居場所づくり	- 子どもの居場所づくりとボランティアは、親和性が高い。区では、子育て活動団体等への助成を行っているが、ボランティアと子どものよい関係づくりや、地域で子どもの応援団を増やしていく視点が大切である。 - 中学生が授業で保育園を訪問するなど小さな子どもたちと関わって育つと、その後のボランティアにつながりやすい。子どもに関するボランティアの循環を作っていく具体的な支援ができるとよい。
⑤ 未だ改善すべき潜在的な課題	区では、子ども家庭支援センターと児童相談所を一元的に運用し、子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備している。しかし、顕在化している子ども・若者、子育て家庭の課題は、未だ氷山の一角であり、生きづらさを抱える子ども（乳児、幼児、児童、思春期、青年期、若者）や保護者が広範に存在している。その課題に対して、誰が（どの組織・機関）、どのような課題認識をもって、どのように取り組むのか様々な具体的な施策を拡充しながら、更に取り組む必要がある。

※ 「社会的マルトリートメント（不適切な関わり）」

みんなが持っている価値観が対象を傷つける行為を正当化しているために、みんなが気づかずに、よいことのつもりで不適切なことをしてしまっていること、また、見すごしてしまっていることを示す言葉です。〔一般社団法人ジェイズ HP より〕

7 子ども・青少年協議会の評価・検証及び課題整理

(1) 若者の交流と活動に関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①若者の交流と活動の場	・ 居場所を必要としている方に情報が届くよう周知・広報を行う必要がある。(学校でのチラシ配布等) ・ 学齢期以降の子ども・若者を対象とした居場所が少なく、子ども・若者が身近なところに権利が守られた居場所を持てる環境をつくる必要がある。 ・ 小さな子どもたちと関わって育った中高生は、大学生ボランティアにつながりやすい。そのような循環を作っていく具体的な支援ができるとよい。 ・ 若者がふらっと出入りして集うことができ、交流・活動できる場(若者サロン)があるとよい。
②地域での若者の参加・参画	・ 生きづらさを抱えた若者と活発な若者の交流など、多様な若者同士の関係づくりの視点も必要である。 ・ 若者支援者・団体、居場所スタッフ、行政職員等の交流を活発に行う必要がある。 ・ 若者の意見の政策反映について、計画の中に位置付ける必要がある。ユースカウンシルは参加のハードルが高いため工夫が必要。一部の人だけが参加する形式より、たくさん会議体があり、いろんな若者が参加できる形式のほうがみんな活発な議論ができるのではないかな。 ・ 豊かな体験を通して、日ごろからの関係づくりをすることが大切。(子ども・若者と一緒につくるイベント等) ・ 若者が社会に関わるしくみづくりができるとよい。若者が母親や乳幼児と触れ合う機会など。つながりが生まれ、将来の子育てのイメージもできる。

(2) 生きづらさを抱える若者に関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①生きづらさを抱える若者への支援	・ 中高生のうちから相談支援先の情報を周知・広報する必要がある。 ・ 相談に行くことへのうしろめたさ、周囲の目を気にする様子がまだ見られる。早く相談に行くことができ、しんどくなったら休んでも、また仕事を始められる支援が必要である。 ・ 不登校、学校に行けていないことに対する偏見が親を含めてまだある。社会的理解や、親・家族、学校の理解促進のための働きかけが必要である。 ・ 相談に来てくれる親、講演会に参加してくれる方だけでなく、広く一般に理解を広める必要がある。 ・ 当事者になる前に知識や情報が届くよう、周知・啓発をする必要がある。 ・ 誰もが利用できる場につながっていない子ども・若者への見守りやアプローチの方法が少なく、子ども・若者へアウトリーチして、働きかけ、様々な居場所につなげる必要がある。

①生きづらさを抱える若者への支援（続き）	子ども・若者が相談しやすい窓口の工夫や広報のみならず、支援者等が困難を抱えている子ども・若者を発見するためのアウトリーチ型支援、地域連携・庁内連携やネットワークの強化、伴走型支援等に取り組む必要がある。
----------------------	---

（３）ライフプランに関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①生活の安定と多様な働き方	- 子育てが始まると、居住費が高くて、広い住居を求めて区外に出してしまう現状がある。 - 若者世代が、働いて、住み続けられ、子育てできることを目指す必要がある。 - 結婚はしたいが、収入が不安定で自分一人が生活するだけで精一杯の方も多い。地域や企業におけるキャリア形成支援の体制づくりができるとよい。 - フリーランスなど、就労しない（雇用されない）という選択肢も含めた多様な働き方の支援する必要がある。 - 障害施策と連携し、障害の有無にかかわらず、希望する結婚をあきらめないよう支援できるとよい。
②多様な経験、出会いの機会	- お金や経済、詐欺やブラックアルバイト等について学ぶ場、機会の提供ができるとよい。 - 子ども・若者がロールモデルについて触れ、ライフプランを考えるきっかけづくりの取組みができるとよい。

（４）若者を支える地域社会や基盤づくりに関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①福祉と教育の連携	- 福祉と教育の連携、教育計画との関係性の見える化ができるとよい。 - 地域と学校の連携による、学校生活への支援が必要。地域で手が空いている方たちに、研修をしたうえで、学校に入って先生のサポートをしてもらう取組みができるとよい。 - 様々な支援者（包括支援員、学校支援員、SSW、学校生活サポーター等）を効果的・効率的につなげるしくみをつくり、学校側も支援を気軽に使えることが大事。 - 子どもの権利条約について、学校の先生に対する教育も必要。 - 中学生世代の議論が抜けないようにする必要がある。 - 教育振興基本計画で触れられている、学校改革、インクルーシブ教育との接続を強く意識したものになるとよい。
②人材確保・育成	- 子どもの支援と大人の教育は同時に考える必要がある。 - 若者を様々な専門機関や地域につなげていく、統合的人材や部署が必要ではないか。

第3章 基本方針

1 目指すまちの姿

第1期、第2期は、目指すべき姿を「子どもがいきいきわくわく育つまち」として、すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指してきました。

世田谷区基本計画（令和6年(2024年)3月策定）では、区政が目指すべき方向性のひとつとして「子ども・若者を中心に据える」を掲げ、子ども・若者一人ひとりを大人とともに地域を一緒につくる主体として位置づけ、子どもが社会の真ん中にいると実感できる地域づくりを目指し、取組みを進めています。

第3期で定める「目指すまちの姿」とは、子ども条例に基づき、まちの主役である子ども・若者が、地域社会に参画した地域社会の将来像であることから、子ども条例検討プロジェクトで、子ども参画のもと、子どもたちとともに、決めました。

■ 目指すまちの姿 ■

みんなが 自分らしく チャレンジでき
笑顔になれるまち

2 計画の目標

区は、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が保障され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指し、計画を推進してきました。

しかしながら、不登校、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、子ども・若者の自死等、子どもの権利や健やかな育ちが侵害されている現状があります。さらに、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、子どもと若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くあります。

さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ（競争的な社会のもとでの教育虐待（ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される）やしつけ等）、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態が明らかになりました。

これら子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりすることは、子どもやその周囲だけの責任では決してありません。子どもの権利の保障は、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲の大人が育った環境（子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったこと）等の相互作用によるものであり、区を含めた地域社会の責任として捉え、今一度、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支えあうことを明確にします。

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことを目指します。

■ 計画の目標 ■

子どもが権利の主体として、一人ひとり※²の健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング※¹)な今を生き、明日からもよい日と思える※³社会を実現する。

※1 「ウェルビーイング (Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2 「一人ひとり」

…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

※3 「明日からもよい日と思える」

…主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の間も含みます。「将来」や「未来」という言葉は、「未来の宝」という大人側の想いが想像されるため、使用していません。

3 計画を貫く4つの原則

本計画の推進にあたっては、第2期計画の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での、「3つの視点」として掲げた「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を改め、新たに、本計画における「計画を貫く4つの原則」を定めます。政策及び施策を実施するにあたっては、この4つの原則を踏まえます。

(1) 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

(2) 子ども・若者の意見表明と参加・参画

年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。

※声…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

(3) 多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、支える。

(4) 子ども・若者ととともにすすめる地域社会づくり

子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で、互いを尊重しながら、育っていける地域社会をつくる。

4 子ども・若者政策と少子化対策の関係性

現在の少子化は、経済的要因・心理的要因・環境的要因等、複数の要因が絡まっており、その対策には子どもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革や子育ての社会化等も含み、国、都、区市町村、民間企業等がそれぞれの役割の下、連携しながら取り組みを推進する必要があります。

区は、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体として、世田谷版ネウボウを中心とした妊娠期からの子育て支援、区民に寄り添った切れ目ない施策を強化していくことに重点を置き、事業者を含むすべての区民とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do 真ん中」の実現に取り組んでいます。

最も身近な自治体として、区民の多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要であることから、本計画の目標である「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」ことによって、「世田谷で子育てしやすい」「子育てし続けたい」と実感できる区民を増やし、社会増及び自然増により持続可能な人口構成になることで、区として「希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷」を実現し、国、都の少子化対策に資することにつなげていきます。

第4章 政策の柱

子どもが権利の主体として、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現するために、子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でその育ちと子育てを支えるための取組みを推進することを主眼に「政策の柱」を定めます。

妊娠期からの子どものライフステージを通じて、基本的な生活基盤の安定と、家庭や学校、地域で、あたたかく応答的な関係性や、居場所があること等、ポジティブな体験を重ねることは、すべての子どものウェルビーイングの基盤となります。

小中学生アンケート調査の結果からも、〈周囲の人が自分の意見をちゃんと聞いてくれている〉、〈家族に大事にされている〉、〈学校が楽しい〉、〈地域のお祭りなどに行くのが好き〉、〈家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる〉という複数の体験や実感が、自己肯定感に影響することが推測される結果でした。

さらに、こうした体験は、虐待・ネグレクト・家庭内での困難やいじめ等の逆境的体験がある子どもたちの傷つきの影響を緩和する可能性があります。その観点からも、子どもを取り巻く多様なコミュニティ※¹の中で、信頼できる人々との関わりや体験を、子どもの権利に根差して保障することが必要です。

区は、事業者を含む区民とともに、子どもの生活するあらゆる場において、子どもの権利が当たり前で保障される社会をつくり出します。その基盤として、妊娠期から乳幼児期において、すべての子どもが安定したアタッチメント※²を形成できる環境を整えます。そして、子どもや若者、子育て家庭（保護者）が、ライフステージを通じて多様なコミュニティ※¹とつながり、さまざまな人と出会うことのできる環境をつくり出します。

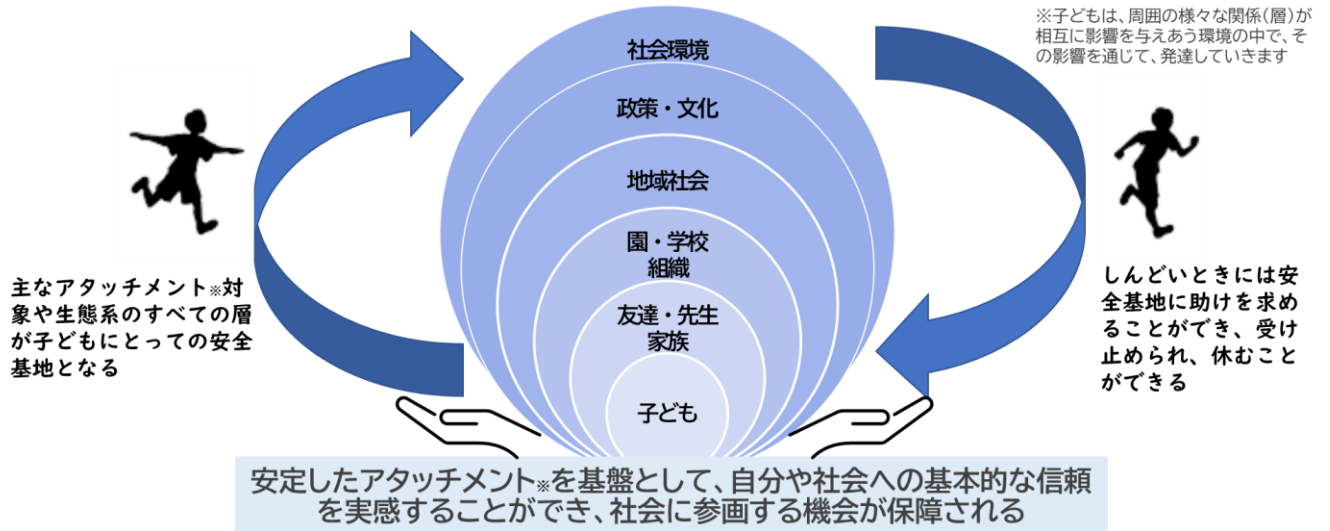
自分らしさが肯定されて、自分自身の声を受け止められ、応答的で安心のできる関係や環境を基盤にして、豊かに遊び、意見を表明し、社会に参画し、挑戦できるポジティブな体験を増やし、さまざまな生き方を選択できる機会をつくり出します。

※¹コミュニティ…これまでの地域行政における地域・地区など場所や圏域としての意味に止まらず、子どもや若者、子育て家庭が紡ぐ日常的なつながりや人間関係(対面的な関係に加え、インターネット空間における関係性も含む)を意味する。

※² アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

子どものウェルビーイングの生態系:安心の輪

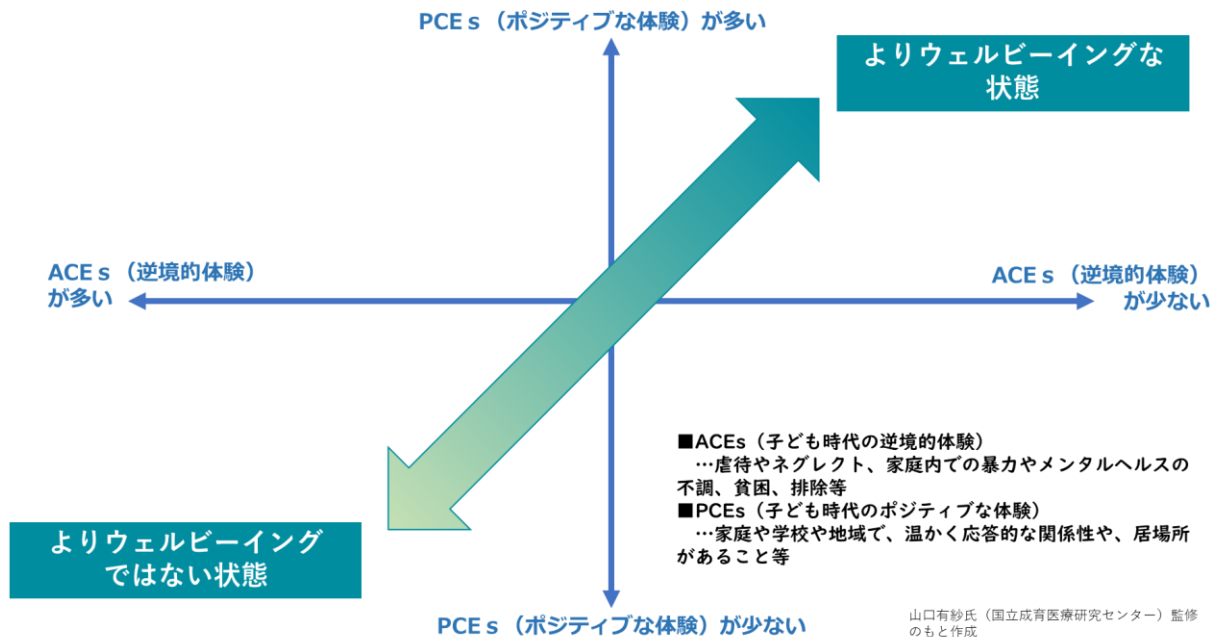
子どもを取り巻くすべての層とライフステージを通じて、「基本的な生活基盤の安定」と「安全で安心できる応答的な関わりや体験」が保障され、継続することを目指す



※アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

山口有紗氏(国立成育医療研究センター) 監修のもと作成

子どもを取り巻くすべての層で ACEs(逆境的体験)を減らし・癒し、PCEs(ポジティブな体験)を高める



山口有紗氏(国立成育医療研究センター) 監修のもと作成

■ACEs(子ども時代の逆境的体験)

…虐待やネグレクト、家庭内での暴力やメンタルヘルスの不調、貧困、排除等

■PCEs(子ども時代のポジティブな体験)

…家庭や学校や地域で、温かく応答的な関係性や、居場所があること等

7つの政策の柱と子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

政策の柱		子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標	
1	子ども・若者の参加・参画をすすめる、子どもの権利が保障されるまち(地域)を実現します	①	周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合
		②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
		③	社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合
		④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合
2	乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます	⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合(小学校低学年のみ)
		⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合
3	子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります	⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合(再掲)
		②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合(再掲)
		⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合
		⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合
4	若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります	④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合(再掲)
		⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合
		⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合
		⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合
5	子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります	⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合
		⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合(再掲)
		⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合
		⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合
6	人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます	⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合
		⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合(再掲)
		⑯	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合
7	子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります	⑰	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合
		⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合(再掲)

1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、大人とともに地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変えていく主体者です。

急激な社会状況の変化の中で、これまで以上に地域や社会の課題の多様化・複雑化が進んでいます。この課題に向き合うには、子ども、若者とまわりの大人が互いを尊重しながら対話を重ね、それぞれのアイデアや考えを持ち寄り、解決したり、新たな価値をつくっていける地域社会を実現する必要があります。

その実現のために、日常の関わりや地域社会等の様々な場面での取組みをさらに充実し、子ども・若者一人ひとりが、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される周囲との応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者が、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と実感できる地域社会を実現します。

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
安心して、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされていると感じている	① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている	② 自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
子どもが、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と感じることができている	③ 社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している	④ 人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

【施策の概要】

- ◆ 日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり※と地域・社会への参加・参画の推進 ※うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わり、自己を形成するための支援等
- ◆ 子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築
- ◆ 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進
- ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ
- ◆ 子育ての社会化、地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

2 乳幼児期の支援を通じて、 子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

乳幼児期の子どもが、健やかに成長（育ち）するとともに、心も、身体も、周囲との関係も、心地よく満たされ、自分のことが好き、と実感できる社会を実現する必要があります。

そのためには、子どものウェルビーイングと成長を支えるとともに、子どもが保護者と安定したアタッチメント※が形成できるような環境を整えるなどの子どもの育ちの土台づくりも重要です。

区は、乳幼児期の子どもの健やかな成長と育ちの土台づくりのために、子どもや子育て家庭の状況を把握し、それぞれのニーズに沿った教育・保育事業や子ども・子育て支援事業をきめ細かく展開します。

また、子どもの育ちに関わるすべての関係者（施設・事業）が、専門性を活かしながら、子どもの権利を主体にした支援を行えるよう、質の確保と向上に取り組みます。

これらの取組みにより、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図ります。

※アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか（アタッチメント対象）」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている	⑤ 自分のことが好きだ、と思う子どもの割合（小学校低学年のみ）
保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている	⑥ 子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合

【施策の概要】

- ◆ 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実
- ◆ 子どもの権利を主体とした教育・保育の質を守り、高めるための支援
- ◆ 子どもの健やかな育ちに関わる専門人材の確保・育成
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ、学びの機会の充実
- ◆ 幼稚園や保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

3

子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

区ではこれまで、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごし、育つことができる環境づくりに取り組んできました。

その一方で、児童虐待相談件数の増加や遊び場の減少、子ども自身が自由に使える時間を十分に持てない状況など子どもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」、「参加する権利」をはじめとした子どもの権利を全ての子どもが実感できる環境整備が以前にも増して重要となっています。

そのために、子どもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、児童館をはじめとした居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもが遊んだり、くつろいだり自由に過ごすことができたり、意見を言いやすい環境を整え、その取組みを地域に広げていきます。

これらの取組みにより、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現します。

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標	
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている（再掲）	再 ⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている（再掲）	再 ②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
子どもが安心して過ごせる場所があり、行くことができ、子どもにとって安心できる関係がある	⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合
	⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

【施策の概要】

- ◆ 子どもに身近な相談支援・見守りネットワークの強化
- ◆ 子どもの権利の拠点の充実
- ◆ 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実
- ◆ 外遊びの機会と場の拡充
- ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ（再掲）

4

若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立※を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要となっています。

そのため、地域全体で一人ひとりの若者の悩みや葛藤に寄り添い、支え、互いにつながり合うことができるよう、若者と社会をつなぐ取組みや様々な支援機関・地域団体等の連携強化が必要です。

また、若者にとって身近な地域のなかで安心して過ごせる居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を拡充します。さらに、若者が過ごすあらゆる場面において、若者の意見を受け止め、尊重し、ともに考えることで、若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取組みを進めます。

これらの取組みを通して、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現します。

※様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標	
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している（再掲）	再④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合
	⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合
若者が身近な地域のなかで、安心して過ごせる居場所がある、知っている	⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合
若者がやりたいことにチャレンジしたり、多様な経験を重ねることができる機会が充実している	⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合
若者が日ごろから意見を尊重されていると実感し、希望をもって自分の意見を伝えたいと思っている	⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

【施策の概要】

- ◆ 若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実
- ◆ 若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参加・参画の推進

5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

すべての子ども・若者が、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と実感でき、自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりをすすめる必要があります。

そのためには、子ども・若者が、心身ともに豊かに育つことができるために、様々な課題や個別ニーズに応じて必要な支援が受けることができるよう施策を充実するとともに、子ども・若者が抱える悩みや困難に、身近な周囲の大人が気づいたり、サポートにつなげることができるネットワークづくり等に取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、本来持っている力が発揮できるよう、ウェルビーイングな状態にあることを実現します。

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標	
子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と感じることができる	再	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合
	⑧	
	⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合
	⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合
	⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合

【施策の概要】

- ◆ 子どもの貧困対策
- ◆ ひとり親家庭への支援
- ◆ 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援
- ◆ 発達・発育を支える体制の整備・充実（医療的ケア児への支援や施設整備等）
- ◆ ヤングケアラー支援
- ◆ 何らかの困難や孤独感、生きづらさを抱えた若者への支援

6

人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

妊娠期から、子育て支援と福祉、医療、地域とが連携しながら、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を中心に、子育て家庭を切れ目のない支援に取り組んできました。

しかしながら、コロナ禍を経て、地域の見守りや支えあいのコミュニティの希薄化に拍車がかかり、家族の核家族化や子育て世代の減少等もあり、妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務になっています。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを踏襲し、子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組みます。また、妊娠期も含めて、地域につながりながら子育てするための仕掛けや、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供・支援、アウトリーチによる支援を充実します。

これらの取組みにより、子どもとその保護者が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現します。

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標	
保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている（再掲）	再 ⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合
保護者等が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく子育てしている	⑩	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合
	⑪	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合

【施策の概要】

- ◆ 伴走型相談支援体制の強化（児童福祉法改正への対応）（こども家庭センター・地域子育て相談機関、地区における見守りネットワーク）
- ◆ 相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援やつながる仕組み、情報や支援を届ける取組みの充実
- ◆ 妊娠期から地域につながる取組みの推進
- ◆ 保護者の学びの支援
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ（再掲）

7

子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

令和2年度（2020年度）に児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

一方で、令和5年度（2023年度）の区の児童虐待相談対応件数は、3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

そのために、家庭への養育環境の支援に取り組むとともに、代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標	
子どもが、安心して暮らせている、と感じることができる	再 ⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合

【施策の概要】

- ◆ 予防型の児童相談行政の推進
- ◆ 家庭養育を優先した社会的養護の推進
- ◆ 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

第5章

計画の内容 ○体系

大項目	中項目
1 乳幼児期の子どもの 育ちの土台づくりと 成長の支援	(1) 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実 (2) 教育・保育の質を守り、高めるための支援
2 子どもの 参加・参画と 成長・活動の 支援	(1) 子どもが意見を表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実 (2) 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進 (3) 子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化 (4) 子どもの権利の拠点の充実 (5) 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 (6) 子ども期からのこころとからだの健康づくり
3 若者が力を 発揮できる 環境づくり	(1) 若者が力を発揮できる環境の充実 (2) 若者自身がライフプランを描き実現するための支援
4 妊娠期からの 切れ目のない 子育て支援	(1) 妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～ (2) 保護者の子育て力をともに支えるための支援
5 支援が必要な 子ども・若者・ 子育て家庭 のサポート	(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援 (2) 配慮が必要な子どもの支援 (3) 生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～ (4) ひとり親家庭の子どもの支援 (5) 悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援
6 福祉分野と教育分野 が連携した子ども・ 若者への支援	(1) 福祉分野と教育分野の連携強化 (2) 「共に学び、共に育つ」教育の充実
7 子ども・若者の 成長を支える 地域社会づくり	(1) 子ども・若者、子育てに関わる人材の確保及び育成、支援 (2) 子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実 (3) 地域の子育て力への支援 (4) 子ども・若者、子育てを支える基盤

小項目
①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保 ②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実 ③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援
①教育・保育の質を守る取組みの推進 ②子どもの育ちの土台づくりのための教育・保育の充実 ③幼稚園や保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化
①身近な場所で子どもが意見表明し、参加・参画できる機会の充実 ②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築
①子どもの権利に関する意識醸成、権利学習の推進 ②子どもの権利擁護の取組みの充実
①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化
①子どもの権利の拠点の充実
①成長に応じた放課後等の居場所の確保 ②外遊びの機会と場の拡充 ③文化・芸術、スポーツや読書に親しむことができる環境づくり
①こころとからだの健康づくり ②思春期世代に向けたリプロダクティブヘルス／ライツ周知啓発の実施
①若者の交流と活動の場の充実 ②地域での若者の参加・参画の推進 ③若者に向けた文化・情報の発信
①生活の安定と多様な働き方への支援 ②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出
①身近なところで人や支援につながる場の充実 ②伴走型相談支援の強化 ③人や支援につながるための仕組みの充実 ④就学後の子どもを育てる保護者が身近なところで相談できる場や機会の充実
①保護者の学びの支援 ②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実
①予防型の児童相談行政の推進 ②地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実 ③家庭養育を優先した社会的養護の推進
①配慮が必要な子どもへの連携した途切れのない支援の実施 ②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実 ③医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実
①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的負担の軽減のための支援 ⑤支援につながる仕組みづくり
①つながる情報提供、相談機能の充実 ②子育て・日常生活における多面的な支援の充実 ③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実 ④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実
①ヤングケアラーへの支援体制の充実 ②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援 ③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援
①多機関が連携した支援体制の強化
①インクルーシブ教育の推進・特別支援教育の充実 ②教育相談・不登校支援の充実
①子育て支援に関わる人材の確保・育成 ②教育・保育に携わる人材の確保・育成 ③子ども・若者の成長と自立を支える職員等のスキルの向上と地域の子育て力の向上
①子育てに関する情報を届けるための情報発信 ②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化
①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり ②ともに支えあう取組みや自主的な支援活動の推進とネットワーク形成の支援
①子ども・子育てにやさしいまちづくり ②子ども・子育て家庭の安全・安心 ③妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実

1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

(1) 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実

現在の取り組み

- ・ 保育待機児童解消対策として、既に事業決定している保育施設の整備や認可外保育施設等からの移行支援に取り組む一方、保育待機児童に影響のない地域や年齢の定員弾力化の解消等に取り組んでいます。
- ・ 令和3年度（2021年度）に今後の認定こども園に関する施策の方向性について検討しましたが、人口動向や既存施設の状況等の課題を考慮し、引き続きの検討としています。
- ・ 子どもの育ちを支えるために、多様な保育（延長保育、休日保育、年末保育、一時預かり、病児・病後児保育等）に取り組んでいます。また、令和6年度（2024年度）から、都の事業を活用した就労要件等を問わない未就園児の定期的な預かり事業を実施し、在宅子育て家庭の支援の充実に取り組んでいます。さらに、区立・私立保育園では、子育て相談、地域交流事業、産前・産後家庭の支援等の事業にも取り組んでいます。
- ・ 私立幼稚園等における幼児教育の充実として、教育時間前後及び三季休業中の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）、区独自制度、園独自制度）に取り組んでいます。また、教育環境の向上及び経営の健全化に関する事業に対する助成を行い、教育環境の充実に取り組んでいます。
- ・ 区立幼稚園においては、平成26年（2014年）8月に作成した「区立幼稚園用途転換等計画」を見直し、令和4年（2022年）7月に「区立幼稚園集約化等計画」を作成しました。本計画に基づき、区立幼稚園の集約化に取り組んでいます。

課題

- ・ 就学前人口は減少しているものの、保育に対する利用意向は高い状況が続いており、一部の地域や年齢で保育待機児童が生じています。一方で、定員に欠員が生じている保育施設もあり、保育需給に偏在が生じています。今後の保育の需給状況の推計を踏まえ、保育の質を確保しながら既存保育施設の更なる活用など保育定員の確保策に取り組む必要があります。
- ・ 私立幼稚園は幼児減少等により、入園児が減少しており、教育環境の充実、向上及び経営の健全化に関する事業に対して運営支援を行う必要があります。
- ・ 区立幼稚園等の円滑な集約化・機能充実に向けて、必要な園舎の改修等や条例・規則改正などの手続き等に取り組むとともに、保護者や地域住民、関係団体に丁寧な説明を行うことが必要です。また、集約化後も安定した園運営ができる体制整備をしていく必要があります。
- ・ 認定こども園については、今後の人口の動向や保育・教育のニーズ、既存施設の状

況等を踏まえ、施策の方向性を引き続き検討する必要があります。

- ・子育てが配偶者やパートナーだけで行われている現状があり、子どもが多様な関わりの中で、安定したアタッチメントを形成しながら育っていけるよう、子どもと子育て家庭を支える施策の充実が必要です。また、保護者の働き方の変化や多様化により、休日保育のニーズが高止まりしている一方、長時間の延長保育を希望しない家庭が増加していることから、保護者のニーズの変化を踏まえた多様な保育を提供する必要があります。令和8年度（2026年度）から、新たに「こども誰でも通園制度」の開始が予定されており、未就園児の定期的な預かり事業の利用対象者と重複することから、国や都の動向を注視し、対応を検討する必要があります。
- ・保護者の働き方が多様化する中、多様な保育ニーズに対応するため、区内私立幼稚園の預かり保育の実施園数、実施時間のさらなる拡充を図る必要があります。
- ・区立保育園は、公設の児童福祉施設であることを鑑み、在宅子育て家庭を含めた、すべての子育て家庭に対するセーフティネットの役割を果たす必要があります。また、子育てに困難を抱える家庭への支援強化に向け、区立保育園における緊急保育の充実を図る必要があります。

目指す状態

- ・子どもの育ちを支えるための質の高い教育・保育が、需要量見込みに対応できる供給量を確保できている。
- ・子どもが多様な関わりの中で、安定したアタッチメントを形成しながら育っていけるよう、在宅子育て家庭も含め、保育施設や幼稚園等で、専門性を活かしながら、多様な教育・保育や子育て支援が提供され、子どもとその家庭を支える環境が整っている。
- ・区立保育園が、地域における身近な子どもの育ちのセーフティネットとしての役割を果たしている。また、他の保育施設で保育が困難になった際、支援の体制が維持され、災害時や不測の事態においてもセーフティネットが機能している。

施策展開の柱建て

- ①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保
- ②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実
- ③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援

(2) 教育・保育の質を守り、高めるための支援

現在の取り組み

- ・ 子どもの人権および子どもの安全に配慮した保育を徹底するため、「区立保育園における保育のあり方検討会」、「保育施設への支援・指導のあり方検討会」及び「認可外保育施設の重大事故検証委員会」での提言を基に、再発防止策を講じるとともに、区の保育施設への支援・指導について、検討・実施しています。
- ・ 「世田谷区保育の質ガイドライン」と紐づけた「子どもの人権チェックリスト」により、区立保育園ではセルフチェックを実施するとともに、園内で結果を共有し、研修等に活用しています。また、区立以外の保育施設に対して「子どもの人権チェックリスト」の周知を行っています。
- ・ 私立・区立保育園園長と区との会議を実施しており、保育現場の声を取り入れながら、保育の質の向上に取り組んでいます。また、保育実施者以外の第三者の視点による質の確保及び地域保育ネットワークによる質の向上に取り組んでいます。
- ・ 区ホームページに保育施設における虐待（不適切な保育）や重大事故等の通報に関するページを開設し、利用者などの区民に広く周知するとともに、相談に対して速やかな対応を図り、不適切な保育の防止に努めています。
- ・ 「巡回支援相談」の名称を「保育サポート訪問」に変更し、より専門的な観点で関わりを持つことにより、虐待（不適切な保育）をはじめとする各保育施設での課題を的確に捉えつつ、迅速に対応し、保育の質の向上に取り組んでいます。
- ・ 児童相談所設置市事務として、また子ども・子育て支援法に基づき、保育施設をはじめとする児童福祉施設及び認可外保育施設等への指導検査を実施するとともに、ホームページへの結果の公表等を通して保育の質の向上に取り組んでいます。
- ・ 区における就学前の子どもの教育・保育について、施設の種別や設置主体の違いを超えて、区内教育・保育施設が共有すべき基本的な方針として「世田谷区教育・保育実践コンパス」を策定し、普及に取り組んでいます。また、保護者向けの「せたがやコンパスガイド」を活用し、保護者への共有にも取り組んでいます。
- ・ 令和6年（2024年）3月に策定した「教育振興基本計画」に基づき、乳幼児教育支援センターにおいて、大学連携、文化芸術体験事業、学び舎の仕組みを活用した幼保小の連携接続支援、アプローチ・スタートカリキュラムの実施及び改訂に向けた取り組みなどにより、乳幼児期における教育・保育の充実に取り組んでいます。

課題

- ・ 区内保育施設で虐待（不適切な保育）や重大事故が続いており、改めて、保育施設への支援の重要性が高まっています。令和5年度（2023年度）から実施している支援体制の強化を継続するほか、策定から10年を迎える「世田谷区保育の質ガイドライン」の改訂作業を行い、子どもの権利や地域子育て支援の視点を充実させる必要があります。

- ・ 指導検査や運営支援について、関係機関の更なる情報の共有化を行い、迅速かつ継続的に保育施設への指導・支援を行う必要があります。
- ・ 「世田谷区教育・保育実践コンパス」を踏まえ、各種事業を展開するとともに、区内教育・保育施設における「実践コンパス」の共有化を図る必要があります。また、「コンパスガイド」の普及啓発により、保護者等に対して区の教育・保育に関する想いや考え方を共有していく必要があります。
- ・ 乳幼児教育支援センターの各事業について、効果的な事業展開を行い、事業成果の効率的な共有化方法等について検討する必要があります。さらに、区内の乳幼児教育・保育関係者の情報共有・意見交換の場において、多角的な意見を有効に機能させることが必要です。
- ・ 学び舎の参加施設の拡充について、教育委員会が一体となり幼保小連携の促進をサポートしていく必要があります。国の「架け橋プログラム」等を踏まえ世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムの改訂及び共有化の促進を図る必要があります。

目指す状態

- ・ すべての教育・保育施設において「子どもの命」が守られた環境が整えられているとともに、「子どもの育ちの土台づくり」のための質の高い教育・保育が提供されている。
- ・ 「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化が進み、各事業が効果的に展開されている。また、「コンパスガイド」の普及啓発により、保護者等に区の教育・保育に関する想いや考え方が共有されることで、教育・保育施設に対する信頼感が高まる。
- ・ 乳幼児教育支援センターにおける各事業を通じて、事業成果が共有化され、区の教育・保育が充実する。
- ・ アプローチ・スタートカリキュラム(改訂版)や学び舎の連携促進、専門人材派遣の活用による幼保小連携が円滑に行われ、子どもが安心して小学校生活を送れている。

施策展開の柱建て

- ①教育・保育の質を守る取組みの推進
- ②子どもの育ちの土台づくりための教育・保育の充実
- ③幼稚園や保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

2 子どもの参加・参画と成長・活動の支援

(1) 子どもが意見を表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実

現在の取組み

- ・ 児童館や青少年交流センターをはじめとした、子どもの居場所や活動の場では、年齢や育ちにあわせて様々な場面や機会では、子ども・若者の声を聴き、主体的な参加・参画を促すための取組みを行っています。
- ・ 子どもが歩いて行ける身近な場に意見を表明できる機会を創出するため、各地域で子ども・青少年会議を実施しています。
- ・ 小学生・中学生・若者アンケート調査、子ども・若者ヒアリング、せたがや子ども・若者の声ポスト（インターネットアンケート）、などの様々な手法により、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者を取り巻く現況と課題を把握しています。
- ・ 中学生・高校生世代の子どもによる、子ども条例検討プロジェクトを実施し、子どもたちの声も反映して、子ども条例の改正や、計画策定に向けた検討を進めています。

課題

- ・ 子ども・若者が、日常的に、自分の意見や考えを聴いてもらえている、と実感できることは、様々な参加・参画の場や機会での意見表明や、参加意向の土台となります。そのためにも、こども基本法の理念や子ども条例の改正の議論を踏まえ、身近な場所で、日常的に、子どもが参加・参画する取組みを一層充実させていく必要があります。
- ・ 子ども・若者が、安心して意見を述べるができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、どのように反映されたか、されなかった場合の理由も含めて、フィードバックする必要があります。一方で、令和5年（2023年）小中学生アンケート調査結果では、世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向は、「どちらでもない・わからない」が半数近い結果となっており、子どもたちにとって、そのような機会が身近でなかったり、十分ではないことも、参加意向に影響していると考えられます。
- ・ 子どもたちにとって、区の施策に意見を表明し、参加・参画する機会をより身近なものにするため、さまざまな機会において子ども若者の参加・参画のもとで、その意見を区の施策に反映していく必要があります。

目指す状態

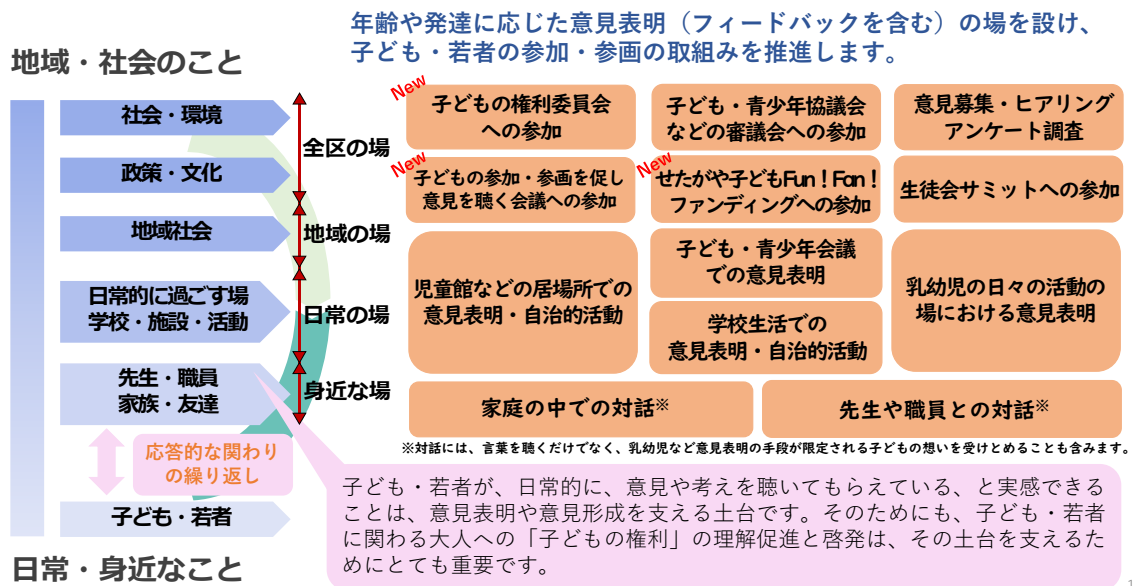
- ・ 子どもが意見を表明し、参加・参画する場や機会を充実させ、身近で日常的な場面においても、「子ども自身が意見を受けとめ、その意見が反映されている」と実感できる環境が整っている。

- ・ 子ども・若者が、安心して意見を表明することができる場や機会に参加・参画し、その意見が区の施策に反映され、反映されなかった理由も含めて、子どもたちにフィードバックされ、その過程が社会全体に発信されている。

施策展開の柱建て

- ①身近な場所で子どもが意見表明し、参加・参画できる機会の充実
- ②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築

【世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像】



(2) 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進

現在の取組み

- ・ 子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」では、いじめや虐待など子どもの権利侵害に関する相談を受け、必要な支援等を行い、救済と問題解決に取り組んでいます。また、子どもの権利擁護の理解促進を図るため、これまでの小中学生への出張授業の他、児童館においても子どもの権利学習の取組みを開始するとともに、教育委員会と連携した教員への研修（中堅教諭必修研修）に加え、区職員を対象とした研修（研修担当課との共催研修）を実施しています。
- ・ 令和5年度（2023年度）から、保護者向けに乳幼児期の子どもの権利について考える「子どもの権利意識啓発プロジェクト」を立ち上げ、区立・私立保育園の保護者へ4コマ漫画を掲載したリーフレットを配信し、子どもの権利の理解促進に努めています。
- ・ 令和4年（2022年）改正児童福祉法を踏まえ、意見表明等支援事業等の児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みについて、実施しています。

課 題

- ・ 子どもが意見を表明し、参加・参画する上で、意見形成は欠かせないものであり、その過程を支えるための支援や安心して意見を述べることができる環境づくりは、とても重要です。子どもが、安心して豊かに日常生活を過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、保護者も含めて、子どもの権利保障の理解者となる大人を増やしていく必要があります。そのために、小・中学校の授業で実施する権利学習、区職員や学校教員向けの権利学習を検討する必要があります。
- ・ 令和5年（2023年）小中学生アンケート調査結果からも、子ども条例や子どもの権利に関する認知度に課題があり、令和7年（2025年）4月施行を目指している改正子ども条例に合わせ、掲載内容を分かりやすく更新し、子どもを含む区民にわかりやすい周知に取り組む必要があります。また、せたホッと周知についても、子どもが理解しやすい、対象年代別の周知用カードの作成に取り組む必要があります。
- ・ セタホッと相談業務について、今後は、相談はがきの学校常設等、全ての子どもがより相談しやすい環境の整備に取り組む必要があります。
- ・ 意見表明等支援事業等の児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みについて、令和6年（2024年）4月からの運用状況を適切に把握し、評価検証を実施していく必要があります。令和4年（2022年）改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、意見表明等支援事業や子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度等の新たな取組みを通じ、子どもの権利擁護の取組みを一層推進していく必要があります。

目指す状態

- ・ 子どもに関わる大人が、子どもの権利について十分理解を深め、子どもたちとの対話やかかわりの中で、子どもを権利の主体として尊重することができる。
- ・ 子どもも大人も子どもの権利を知り、子どもの権利の意識が醸成され、子どもの権利が文化としてまちに根付いている。
- ・ 大人も子どもの権利を理解し、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもの最善の利益を第一に、事業や施策が実施されている。また、子どもの権利の侵害があった時には、せたホッとが関係機関と協力・協働し、その救済に向けて取り組んでいる。

施策展開の柱建て

- ①子どもの権利に関する意識醸成、権利学習の推進
- ②子どもの権利擁護の取組みの充実

(3) 子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化

現在の取組み

- ・ 子どもが地域の中で遊びや体験を通じて健やかに成長するために、児童館が子ども家庭支援センター等と連携しながら、地区における子どもの見守りの拠点や身近な相談支援機関としての役割を担い、様々な地域資源とともに子どもの成長を支える環境整備に取り組んでいます。
- ・ 令和5年度(2023年度)より開始した地区における四者連携(まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会及び児童館)の取組みを通じて、子どもや子育て家庭を見守るネットワークの充実や地域資源の開発を進めています。
- ・ 児童館が有する「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させて一体的に運営し、合わせて、児童館職員の人材育成や支援力向上に取り組んでいます。
- ・ 地区における子どもの身近な相談や見守りの中核の役割を担うため、1地区1児童館を基本に、令和16年度(2034年度)までに33館を目標に(現在25館)、未整備地区への児童館の整備を進めています。

課題

- ・ 地域のつながりの希薄化が課題となる中、児童館が拠点となり、地域関係者や活動団体、相談支援機関等とのネットワークを拡充し、身近な地区における子どもの見守りの目を一層広げていく必要があります。
- ・ ハイリスクの子どもへの支援や子育て支援におけるスキルの向上を図るため、児童館職員の研修体系の再構築など育成手法の検討が必要となっています。
- ・ 地区の四者連携においては、各地区の好事例等を共有し、児童館が連携に加わる意義を確認しながら、全体的な底上げを図る必要があります。

目指す状態

- ・ 児童館が、身近な地区における相談支援や見守りネットワークの中核的役割を担い、多様な地域資源との連携・協力を一層進めることにより、切れ目のない支援や見守りが強化され、子どもが安心して生活ができている。

施策展開の柱建て

- ①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化

(4) 子どもの権利の拠点の充実

課題

- ・ 児童虐待の相談対応件数の増加や自殺する子どもの数の増加など、子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中、全ての子どもにとって、子どもの権利擁護が図られ、権利を実感することができる場として、「居場所」を持つことはとても重要となっています。
- ・ 子どものニーズに対応した遊び場や居場所が子ども自身の行動範囲の中で不足しているほか、子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない状況が見受けられます。
- ・ 日常の場面において子どもの権利を全ての子どもが実感できる居場所（子どもの権利の拠点）の充実と子ども自身が居場所を選択できる環境づくりに向け、児童館がコーディネート機能を担い、居場所間の連携強化や子どもへの同行支援を率先して行うことで地域全体の居場所の質の向上を図っていく必要があります。
- ・ 大規模災害などの非常時こそ子どもの権利が守られることが心の回復の観点からも重要であり、避難所等における子どもの遊び場の確保など非常時の子どもの居場所づくりに関して検討を進めていくことが重要です。

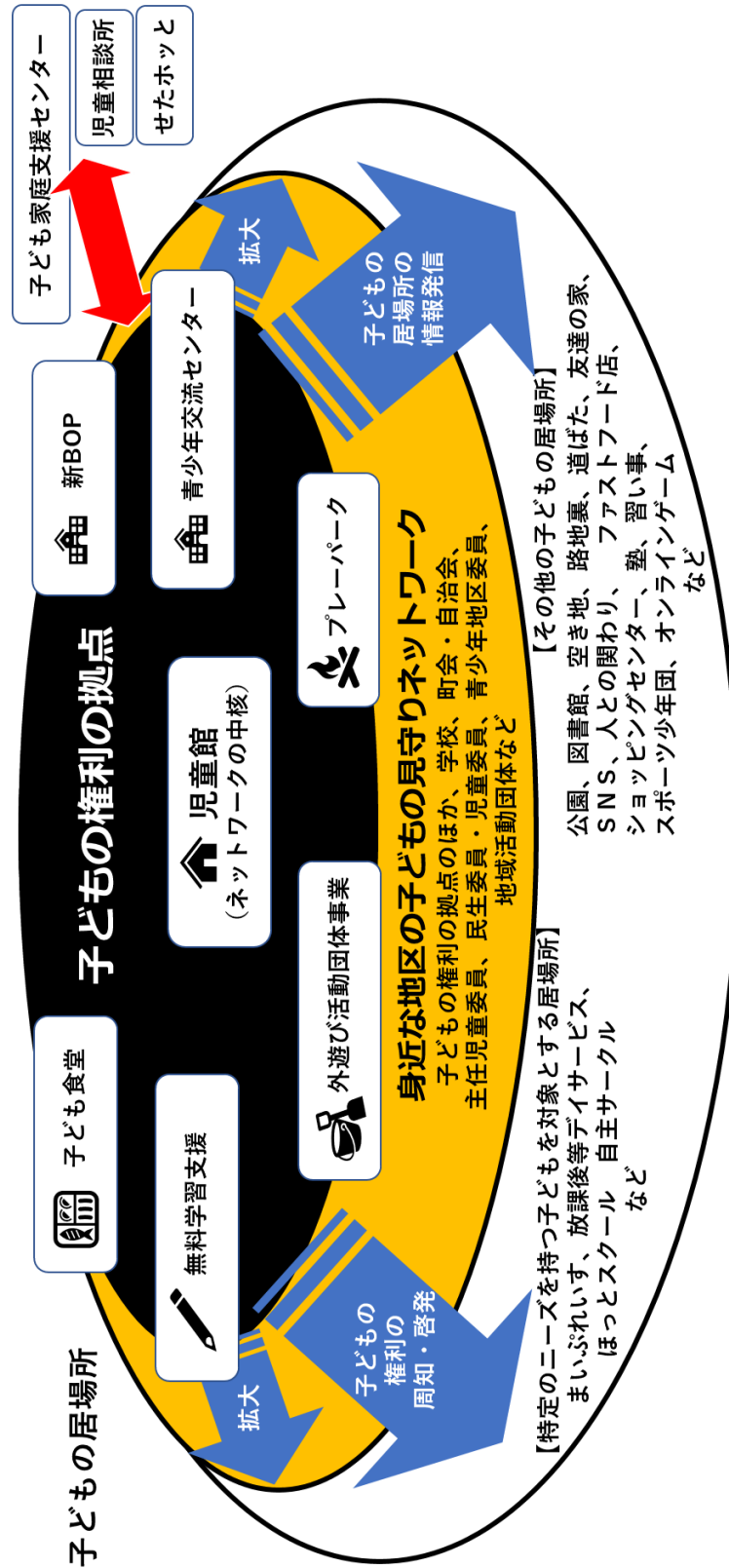
目指す状態

- ・ 子どもの居場所同士が顔の見える関係でつながり、子どもの意見表明・反映、参加・参画等に関するスキルやノウハウの共有を通じて、身近な地区において子どもの権利が保障された居場所が充実しており、子ども自身が「居場所」の情報を認知できている。
- ・ 災害時においても子どもの権利が保障された居場所が確保され、災害で傷ついた子どもの心身の回復や区民生活の早期再建につながる環境が整っている。

施策展開の柱建て

①子どもの権利の拠点の充実

【子どもの権利の拠点づくりに向けたネットワーク図】



(5) 子どもが安心して過ごすことができ、

多様な経験を重ねることができる場や機会の充実

現在の取り組み

- ・ 令和4年度(2022年度)に策定した世田谷区放課後健全育成事業の運営方針のもと、子どもの権利保障と最善の利益を考慮して、成育支援の推進に取り組むため、新たに作成したチェックリストを活用し、運営方針についての理解を深め、実践につなげています。また、新BOPの規模の適正化に向けて、令和6年(2024年)4月より民設民営放課後児童クラブを整備しています。運営にあたっては、この運営方針をもとに児童が主体的に過ごすことができる取り組みを進めています。
- ・ 子どもたちが身近な場所でのびのびと自然と触れ合える外遊びの場の拡充に取り組んでいます。そとあそびプロジェクト・せたがやと協働して、全区ネットワークづくりの強化及び地区ネットワークづくりを推進するとともに、外遊び推進員による、地区での外遊びの啓発や外遊びへの理解促進を進めています。砧あそびの杜プレーパークの開設にあたっては、現地での活動回数を増やしたり、地域住民や利用者の声を反映させ、整備に取り組んできました。
- ・ 世田谷区第4期文化・芸術振興計画(令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度))に基づき、学校や施設等におけるアウトリーチ活動や、子どもの鑑賞・参加機会の充実等、誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実に取り組んでいます。
- ・ 世田谷区スポーツ推進計画(令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度))に基づき、スポーツや運動を習慣とするために子どものころから楽しむことができる環境づくりや、親子・多世代で参加できるスポーツイベントの実施、身近な場でスポーツに参加できる機会の創出に取り組んでいます。
- ・ 第3次世田谷区立図書館ビジョン(令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度))に基づき、子どもが本に出合う機会の拡充や、読みづらさや図書館利用に困難を抱える子どもへのサービス、中高生世代の居場所となりその成長を支えるための取り組みを進めています。

課題

- ・ 引き続き、民設民営放課後児童クラブなどの整備を進め、新BOP学童クラブの規模の適正化や狭あい化の解消を図るとともに、支援の質の向上を目指す必要があります。
- ・ 令和5年(2023年)小中学生アンケート調査結果においては、特に小学校高学年以降において外遊びの展開が停滞している状況であり、外遊びを全くしない中学生ほど自己肯定感を持ちづらい現状が浮き彫りとなっています。区内における外遊びを活性化していくために、プレーパークやプレーカーなどの外遊びに関連する各事業

の実施・有機的な連携について整理・再構築を行うとともに、外遊び推進員の役割を踏まえたうえでの育成や配置について検討する必要があります。

- ・ 子ども達に質の高い文化・芸術を提供するため、地域や学校等に出向いて実施するアウトリーチ事業に力を入れ、区民や児童・生徒との交流を通して文化芸術に触れる機会の創出に取り組む必要があります。障害の有無や運動の得手不得手にかかわらず、幼児期から体を動かす喜びを体験できる機会を充実するよう取り組んでいく必要もあります。また、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書支援を行うとともに、図書館利用に困難を抱える子どもに対するサービスの充実が求められています。

目指す状態

- ・ 区内で運営される放課後児童健全育成事業においては、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の実現を目指し、子どもが楽しく自由に遊び、安心して過ごせる生活の場としての環境を整えるとともに、地域や民間事業者が実施主体となった多様な場が確保され、子どもが選択できる多様な場が整っている。
- ・ 身近で外遊びができる場や取組みが充実しているとともに、アウトリーチ活動を通じて外遊びの必要性や重要性に関する普及啓発などについて、地域・地区の大人や団体が十分に理解し、子どもたちが地域や大人から温かい目で見守られながらのびのびと遊ぶことができている。
- ・ 乳幼児期から子どもが、遊びの中で気軽に文化・芸術にふれることができ、様々な経験を積み重ね、興味・関心を広げられている。幼児期から体を動かす喜びを体験できる機会が充実し、子どもがスポーツに親しんでいる。また、図書館が、子どもにとって、楽しく居心地の良い場所として、読書や様々な活動を通じて心安らかに時間を過ごせる場となっている。さらに、図書館利用に困難を抱えている子どもにも、図書館を利用しやすくなるための資料やサービスが提供され、乳幼児期から小学生、中高生、そして大人へと読書や学びの習慣が続くよう、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書支援が行われている。

施策展開の柱建て

- ①成長に応じた放課後等の居場所の確保
- ②外遊びの機会と場の拡充
- ③文化・芸術、スポーツや読書に親しむことができる環境づくり

(6) 子ども期からのこころとからだの健康づくり

現在の取組み

- ・生涯にわたり健康に暮らすため、子ども期からの生活習慣の習得や、疾病・事故予防に取り組んでいます。また、自分のからだやこころの変化に関心を持ち、自分自身の健康を守る取組みを実施しています。
- ・若者世代は、同世代の仲間との強く結びつく半面、健康課題の解決につながる正しい知識や情報が届きにくい傾向にあるため、若者世代を取り巻く身近な家族や関係者も含めて普及啓発に取り組んでいます。
- ・近年、医薬品を過剰に摂取する薬物乱用が若い世代を中心に増加していることから、害に関する正しい知識の普及啓発として健康教育等を実施してきました。また、リプロダクティブヘルス／ライツ※周知啓発にかかる取組みとして、思春期世代の子どもたちが、自身のこころとからだの健康づくりについて正しい知識を得ることができるよう、思春期世代に起こりやすい健康上の問題をテーマに中高生向け講演会等を実施してきました。

※「性と生殖に関する健康と権利」と日本語では訳される

課題

- ・令和5年（2023年）中学生アンケート調査結果では、平成30年（2018年）と比べて「よく眠れない」「ゆううつになる・気持ちが落ち込む」「やる気が出ない」割合が増加しています。
- ・健康づくりや疾病予防に関する正しい情報が届きにくいいため、今後も深刻化する過度なやせ志向、喫煙、アルコール摂取、市販薬などの薬物乱用や、ゲームやインターネットへの依存など思春期保健の課題を的確に捉えた正しい知識の普及啓発が必要です。
- ・思春期世代の誰もが、こころとからだ、性について基礎的かつ正しい情報を入手できるように周知啓発の充実を図っていく必要があります。

目指す状態

- ・基本的な生活習慣を整え、からだやこころの変化に気づき、自分自身を主体的に守ることができている。
- ・思春期世代が自分のからだや性の悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利について正しい知識を持ち、自身の生涯にわたる心身の健康を意識できている。

施策展開の柱建て

- ①こころとからだの健康づくり
- ②思春期世代に向けたリプロダクティブヘルス／ライツ周知啓発の実施

3 若者が力を発揮できる環境づくり

(1) 若者が力を発揮できる環境の充実

現在の取り組み

- ・ 青少年交流センター運営について、若者ファーストの視点に立ち、児童館等と連携して実施するユースリーダー事業を核として、中高生世代を中心とした青少年が活躍できるよう、活動を支援しています。また、協定大学との連携協力により、学生が主体となって中高生を支える居場所事業のさらなる充実を図っています。
- ・ 全児童館で中高生世代の主体的な参加・参画による多世代との交流の機会や、実体験を通じた自己実現の機会の充実に取り組んでいます。各地域に1館ずつ指定した中高生支援館は、開設時間の延長を行うとともに、合同事業や情報交換等をとおして地域の児童館の支援の充実と、地域との連携を図り、地域の中高生支援の向上をめざしています。
- ・ 児童館と青少年交流センターとの情報交換の機会を確保することにより、両者の連携強化を図り、事業の充実につなげています。
- ・ 若者自身がSNS（ねつせた！）等を活用して地域情報を発信することで、若者の地域参加や多世代交流を推進し、地域の活性化につなげています。
- ・ 子ども・青少年協議会は、地域活動に関心のある若者が中心となって企画する取り組みをサポートしながら実施しています。

課題

- ・ 学齢期を終えた若者は、環境が変化し社会とのつながりが希薄になる中で、自立に向けて様々な課題を抱えています。そのため、若者の悩みや課題が深刻化しないよう若者と支援機関等をつなげる取り組みが必要であるとともに、若者の自立を家庭や一個人の問題として捉えるのではなく、社会全体の課題として捉える必要があります。
- ・ 令和5年（2023年）の若者調査において、「ホッとでき、安心していられる場所の有無」を尋ねたところ、地域の中に安心していられる場所があると答えた若者が少ない結果となりました。若者が家庭や学校以外の地域において孤立しないためにも、地域全体で一人ひとりの若者に寄り添い、支える仕組みや、地域の中に様々な居場所があることが求められています。
- ・ 若者を取り巻く状況が複雑化・多様化している中で、それらに丁寧に対応するとともに、若者の「やりたい」を受け止め、活動を後押しできるよう、青少年交流センターのスタッフ（ユースワーカー）のスキルを向上させる必要があります。
- ・ 青少年交流センターと児童館のさらなる連携強化、ユースリーダー事業のさらなる充実を図り、中高生世代の交流を活性化させることで、地域で活躍できる循環の仕組みを定着させていく必要があります。

- ・ 若者調査で「区の制度や施策に対して自分の考えを伝えたいか」と尋ねたところ、「そう思わない」と答えた人は48.6%でした。若者が日常を過ごす場で意見を聴く仕組みや、各会議体へ安定して若者を登用できるよう仕組みづくりを検討する必要があります。また、地域参加への意欲はあっても、実際の参加につながっていない若者が一定数存在することがわかりました。若者の主体的な地域での活動を後押しする場や機会の充実を進める必要があります。
- ・ 若者支援者や支援機関が互いにつながり合いながら、若者の活動・交流を支えるため、若者の活動を支援する人材・団体との連携を構築する必要があります。
- ・ 世田谷区の施策や相談・活動の場に関する認知度が低いため、若者や支援者に届くより効果的な広報を行う必要があります。

目指す状態

- ・ 若者と社会をつなぐ仕組みや、様々な支援機関・地域団体等の連携強化を通して、若者が地域に色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きている。
- ・ すべての若者が、ホッとでき、安心していられる居場所が充実している。また、青少年交流センターと児童館をはじめ、地域の多様な居場所が連携を強化することで、中高生世代同士や異なる世代の交流が活性化され、若者が地域で活躍できる循環の仕組みが定着している。
- ・ 若者が地域で多様な経験を重ね、活動・交流する場や機会が充実するとともに、日常を過ごす場で若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の仕組みが広がり、若者の参加・参画、意見表明への意識が高まっている。
- ・ 若者の「知る機会」が確保され、若者自身が居場所や若者施策に関する情報を認知できている。

施策展開の柱建て

- ①若者の交流と活動の場の充実
- ②地域での若者の参加・参画の推進
- ③若者に向けた文化・情報の発信

(2) 若者自身がライフプランを描き実現するための支援

現在の取組み

- ・ 就労を望む一人でも多くの方が安定した仕事に就けるよう、三茶おしごとカフェや区内中小企業等人材マッチング等にて、就労支援やスキル習得、マッチングの場の提供などに取り組んでいます。せたがや若者サポートステーションの運営支援を通して、働くことに悩みのある若者の支援に取り組んでいます。働くことが困難な状況等でも望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めての支援について、関係所管と連携して検討を行っています。
- ・ 生活困窮者への支援として、ぷらっとホーム世田谷において、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金支給事業、就労支援や就労準備支援、住まい相談を含む家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行っています。
- ・ 男女共同参画センター「らぶらす」の運営において、らぶらすフェスタ、起業ミニメッセ、セクシュアル・マイノリティフォーラム等イベントの実施や、男女及び多様な性の区民等を対象に、悩みごと・DV、働き方、起業・経営等についての相談事業（電話・面接）や、グループでの相談会・交流会等を実施しています。
- ・ ライフプランの選択肢を増やすきっかけとして、若者が多様な人生観・職業観に触れたり、出会いの機会を創出する「若者のみらい応援イベント」を実施しています。
- ・ マルチ商法、美容医療サービス、通販サイトでのトラブルなど、若者が被害を受けやすい消費者被害の事例について、チラシ配付等により大学生等に向けた啓発活動を行っています。
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付など、性的マイノリティ支援を推進しています。

課 題

- ・ ワーク・ライフ・バランスや働くことに対する価値観の多様化など、世代や属性等によっても考え方の多様性はますます広がる中、気軽に労働相談ができる環境などのセーフティネットの充実が求められるとともに、兼業・副業やテレワーク、在宅勤務など多様な働き方が可能な就労先などの情報をより得られる環境が必要になっています。
- ・ ぷらっとホーム世田谷の相談者のうち、約半数が40代以下であり、経済的な課題を抱えている若者は多い状況です。ほとんどの方が早期の就労による自立を目指すものの、疾病や障害、ひきこもり等の就労阻害要因を抱え、一般就労になかなか結びつかない方や定着しない方も多い状況です。金融リテラシーが乏しく、家計のやりくりができず、カードローン等の多重債務を抱え、相談時にはかなり深刻化している方が多い状況です。
- ・ 多様な生き方・働き方があることを前提に、職業生活においても一人ひとりがその

選択において能力を十分に発揮できるよう、再就職支援など、女性の就業環境の整備を進めるとともに、既存の制度では十分な支援を受けられずに働く女性たちが取り残されることがないように、セーフティネットとしての施策の整備が必要です。

- ・ 若者調査において、悩んでいることや心配なことを尋ねたところ、「お金のこと（55.5%）」が最も高く、「仕事のこと（43.9%）」、「進学、就職のこと（42.7%）」が続く、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となりました。また、今まで出会ったことのない人と出会える場や交流の機会が欲しいという意見がみられた。若者がライフプランを考えるきっかけづくりの取り組みが必要です。
- ・ 子ども期から若者期にかけて、お金や経済について正しく理解して、適正な金銭感覚を身に付ける必要があります。
- ・ 「男は仕事」「女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消は一定の進展を見せていると考えられるが、依然、意識と行動の格差がみられます。

目指す状態

- ・ 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境が整備され、起業の促進及び多様な働き方の実現が図られるとともに、安心して働くことができるセーフティネットとしての相談体制が充実されている。
- ・ ぷらっとホーム世田谷において、若者一人ひとりにあった希望や特性を活かせる包括的かつ継続的な就労支援の実施により、働く準備段階の支援が充実し、若者の誰もが望むような働き方ができている。多重債務等、深刻な状態になる前に相談支援機関につながることで、生活の立て直しが図られている。様々な就労支援機関と連携し、求人情報や有効な支援手法を共有するなど、区全体のネットワークで支援されている。
- ・ 社会情勢等により、就労及び生活面での困難を抱えるフリーランスや非正規雇用で働く女性などの支援がより充実されている。
- ・ 自らに合った進路やライフプランの選択ができるよう、多様な経験、出会いの機会等が充実し、それぞれの人生のあり方を応援する環境がつけられている。
- ・ お金や経済について正しく理解するための学ぶ機会の提供ができている。
- ・ 男女がともに互いを理解し合い、それぞれの個性を活かすことができるよう、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消の取り組みが進み、意識と行動の格差を埋めるための施策が実施されている。

施策展開の柱建て

- ①生活の安定と多様な働き方への支援
- ②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出

4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

(1) 妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり

～世田谷版ネウボラの深化～

現在の取り組み

- ・ 「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、ベビーカーや子どもが歩いて 15 分で行くことができる身近な場所に子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流・相談、保護者がひと息つくことができる場の充実や、子どもを一時的に預かる「ほっとステイ」の質の向上に取り組んでいます。
- ・ すべての児童館が子育て支援館となり、地区の身近な相談や見守りの中核的役割を果たすとともに、地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会と連携して、子育てに必要な地域資源開発に取り組み、在宅子育て支援の充実を図っています。
- ・ 令和5年度（2023年度）から、ネウボラ・チーム（保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員）に、地域子育て支援コーディネーターを加え、伴走型の相談支援として「世田谷版ネウボラ」をより強化しています。伴走型相談支援の充実により、今までつながるきっかけを持てなかった妊婦や1歳までの子どもを育てる家庭に対し、妊娠期から1歳を迎える時期に実施する家庭訪問やアンケートなどの事業により、アプローチの幅を広げ、身近な地域の子育て資源や支援につないでいます。
- ・ 両親学級における支援の充実として、地域の子育て情報や団体情報等の発信の強化やプログラムの中で地域資源へのつながりを意識した情報発信等を行っています。
- ・ 世田谷区出産・子育て応援ギフト、バースデーサポート事業やせたがや0→1子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）等を通じて、経済的支援と一体的に日常的な困りごとや悩みの早期把握及び子育て支援情報の提供を行うとともに、ネウボラ・チーム等が連携して伴走支援を実施し、孤立防止と地域で見守る支援の強化を図っています。
- ・ 産後ケア事業は、区内施設への宿泊（ショートステイ）、日帰り（デイケア）や、居宅訪問（アウトリーチ）により母子の身体ケアや育児相談等を実施しており、出産後の心身ともに不安定な時期に実施することで、育児不安の解消や児童虐待予防を図っております。各総合支所子ども家庭支援センター、健康づくり課は委託事業者との間で連携し、特にリスクの高い利用者については相互に情報を共有することで、事業利用後にも引き続き、必要に応じた相談や支援を行っています。

課題

- ・ ニーズ調査の結果では、日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が誰もいない、と回答した割合が、小学校就学前、就学後ともに、半数にのぼっており、コ

コロナ禍の影響もあり、妊娠や出産、子育てが、配偶者やパートナーだけで行われている現状があります。日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、子どもを育てることができる環境づくりが急務となっています。

- ・ 多様化しているニーズに迅速に応えていく必要があることから、児童館や保育園、おでかけひろば等が、それぞれの特徴を生かし、連携しながら子育て家庭を地域で支えていくことが求められています。
- ・ 今までつながりにくかった妊娠後期や転入世帯等、配偶者やパートナーも含め、出産前からネウボラ面接や面談、各種事業の機会を着実に捉え、情報や子育て支援事業等につながるよう工夫しながら、地域や支援につながるための取り組みを充実する必要があります。
- ・ 令和4年（2022年）児童福祉法改正を踏まえ、子育て世帯等が身近なところで気軽に相談できる地域子育て相談機関を整備していく必要があります。
- ・ 妊娠期からおでかけひろばにつながる機会は増えてきたものの、今後もつながる取り組みを充実させていく必要があります。特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭に対する見守りや、孤立防止に向けた取り組みを強化する必要があります。引き続き、関係機関と連携して、情報が届きにくい家庭への周知の充実を図る必要があります。
- ・ 出産年齢の高齢化、妊娠・出産期や子育て期の孤立化に対するサポート不足といった課題があり、区立産後ケアセンターを中心に産後ケア事業の需要は増加してきている中、希望日程で利用することができない状況が恒常的に続いています。そのため、ニーズに合わせたサービスの内容や利用枠数の確保について、さらに検討していく必要があります。
- ・ 小学校に就学以降の子どもを育てる保護者は、幼児期とは異なる悩みを抱えることが多く、また、コロナ禍以前に比べると保護者同士が知り合う機会も減ってきており、個別に相談しやすい場や保護者同士が語り合う機会が求められています。児童館での相談対応として、乳幼児期からの継続した相談の場の確保だけでなく新たな保護者とのつながりをどう広げていくか検討していく必要があります。
- ・ 保護者同士が交流する機会として、家庭教育学級を実施していますが、保護者が参加しやすい活動となるよう実施方法などを検討・改善する必要があります。

目指す状態

- ・ 身近な場で保護者同士がつどい、交流し、支援者や地域の友人に気軽に悩みを相談できることで、地域の中で楽しみながら子育てをすることができている。
- ・ 身近な相談機関や相談につながる仕組みの充実により、妊娠期から子育て中のすべての保護者が、地域の人々や子育て支援に気軽につながることができ、必要な情報を得ながら、人や支援に支えられ、地域社会とのつながりの中で、妊娠期から孤立感なく安心して生活できている。

施策展開の柱建て

- ①身近なところで人や支援につながる場の充実
- ②伴走型相談支援の強化
- ③人や支援につながるための仕組みの充実
- ④就学後の子どもを育てる保護者が身近なところで相談できる場や機会の充実

(2) 保護者の子育て力をともに支えるための支援

現在の取り組み

- ・ 1歳6か月児健康診査後のフォローグループ(親子支援グループ)として、概ね2歳前後の子と保護者向けに、育児対応の気づきと学びの支援を実施することで、発達障害等の早期発見にも繋いでいます。
- ・ 発達支援親子グループ事業(わくわくおやこひろば)は、母子保健や関係機関との連携を図りながら、発達や育児への不安を抱える親子へのグループ支援等、支援の充実に取り組んでいます。
- ・ 乳幼児教育支援センターでは、豊かな親子関係づくりとお子さんたちの健やかな成長に向けて、家庭内で基本的な生活習慣やコミュニケーションなどのライフスキルを身に付けるためのヒントとなるとともに、保護者の方々の子育てに関する不安を和らげる手助けとなるように家庭教育・子育て支援事業の実施に取り組んでいます。
- ・ 地域で子育て中の親同士が出会い、交流を深める場や機会と身近な相談機能の充実を図るとともに、理由を問わない子どもの一時預かり等を通し、在宅での子育てを支援しています。

課題

- ・ これまで地域や親族とのつながりの中で得ることができていた子育ての知識を得ることが難しくなっており、また、子育て家庭の孤立が進み、他の家庭の子育てを見る機会が減っている現状があります。
- ・ 性別に関わらず、保護者の出産や子育てへの学びの意欲が高まっており、オンラインの更なる活用も含めて、保護者が継続的に学ぶことができる機会を充実させる必要があります。
- ・ おでかけひろばや児童館、教育総合センター等で、子育てに関することを学んだり、リフレッシュしたりする機会は多く実施されていますが、施設間の連携も含めて、情報をどのように保護者に届けるかについては、課題があります。
- ・ 乳幼児健診をはじめとした母子保健事業の機会を通じ、発育・発達に不安を持つ保護者に早期に気づき、適切な支援を行う必要があります。また、1歳6か月児健康診査後のフォローグループ(親子支援グループ)などの気づきと学びから親子の健やかな成長に資する支援についての周知を図り、その機会や内容は社会状況を注視して最適化を図る必要があります。
- ・ 子どもの発達に不安を抱えた保護者に対して、発達支援親子グループ事業を実施していますが、身近な地域での参加ニーズに対応していくため、地域施設等へのアウトリーチを実施する必要があります。
- ・ 乳幼児教育支援センターで実施している家庭教育・子育て支援事業について、参加希望者にとって参加しやすい実施方法を検討していく必要があります。
- ・ 保護者が自分の時間を持つことができるよう、ほっとステイを実施していますが、

施設によって稼働率に差があることから、利用ニーズを満たすことが課題となっています。また、ファミリー・サポート・センター事業について、需要数を満たすために援助会員の確保や質の維持・向上に向けた取り組みが求められます。在宅ワークの日常化と職場への回帰の両面がみられる中、しっかりと子育て世帯のニーズを捉える必要があります。

目指す状態

- ・ 子育ての情報や育児に関する知識などを自分のものとし、保護者が周囲の協力を得ながら自立して子どもを育てていく力が高まっている。
- ・ 父親の子育てへの参画の意識、一緒に育てる意識が早い時期から醸成され、母親も父親もともに子育てを楽しむことができる。
- ・ 乳幼児健診をはじめとした母子保健事業において、子どもの発育・発達に不安を抱える保護者へ早期に対応することで、親子の健やかな成長を促すサポートができている。
- ・ 子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に参加でき、その子にあった関わり方に気づき、また同じような不安を抱えた親同士がつながる機会がある。
- ・ 保護者が自分のために使うことができる時間を持ち、リフレッシュをしながら、子どもと向きあう時間を楽しむことができる。

施策展開の柱建て

- ①保護者の学びの支援
- ②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実

5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援

現在の取り組み

- ・ 令和2年（2020年）4月に特別区初の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいます。
- ・ 地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限や高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」により、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進しています。
- ・ 令和4年（2022年）改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされたことに伴い、子育て世代包括支援センター（健康づくり課）と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）を、新たに「こども家庭センター」として位置付けた上で、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成等、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図っています。
- ・ 家庭での養育が困難と判断された場合、代替養育を必要とする子どもに対し、「家庭養育優先原則」にもとづき、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、里親を必要とする子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保や育成を図り、里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築しています。

課題

- ・ 令和4年（2022年）改正児童福祉法において、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護の図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずる内容の改正が行われました。子育てに不安や困難を抱える世帯が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につなげることができるよう、当事者視点に立った情報提供を行い、支援の必要性を早期に発見し、適切な支援につなぎ、虐待の未然防止や親子間における適切な関係性の構築を図ることが必要です。
- ・ 不適切な養育や親子関係の不調等で、分離して生活している親子のみならず、在宅

で生活する親子も含め、家族の関係再構築に向け、早期の家庭復帰や関係修復、再発防止に向けた支援を行うとともに、子どもと保護者が、安心して地域で生活できるよう、多様なメニューにより重層的・継続的な支援が行われることが必要です。

- ・ 子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくため、すべての子どもに関わりをもつ学校をはじめとした教育機関や、保育園・幼稚園・地域の子育て支援機関等、様々な関係機関が有機的に繋がり、地域のネットワークの中で、支援が重なり合いながら、子どもと子育て家庭を支える地域づくりが重要です。
- ・ 多様化、複雑化するニーズに応えられるよう、専門性の向上や相談支援体制・対応力の強化に取り組んでいくとともに、地域や行政それぞれの立場で、支援ニーズを把握し、連携して対応できるための質の底上げを図っていく必要があります。
- ・ 家庭養育優先原則に則り、特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児における里親等委託を推進する必要があります。また、未委託家庭に対し、養育の機会を増やすなど、養育力向上に向けた取組みを進め、委託家庭数を増やす必要があります。

目指す状態

- ・ 児童虐待の予防や回復に向けた子育て支援の充実と、子どもや子育て家庭が日頃利用する場などにおいて見守り、支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭が早期に発見され、適切な場・支援につながり、子どもの権利が守られている。
- ・ 里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支えるとともに、里親家庭であっても、どんな家庭であっても、地域のみんなで子どもたちの成長を支え、子育てに協力しあえる街、「里親子フレンドリーシティ」が構築されている。

施策展開の柱建て

- ① 予防型の児童相談行政の推進
- ② 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実
- ③ 家庭養育を優先した社会的養護の推進

(2) 配慮が必要な子どもの支援

現在の取組み

- ・ 各保健福祉センターに心理職である発達支援コーディネーターを配置し、発達障害児（者）、その家族等からの相談に応じています。相談対応において、児童のライフステージが変わってもこれまでの有効な支援の内容が途切れることのないよう、就学等の際、情報の引継ぎや支援の継続性を確保できるようサポートしています。
- ・ 発達障害ピアサポート支援プログラム「みつけばハウス」において、発達障害特性のある概ね 15 歳～25 歳の若者世代に対し、社会的自立に向けた準備機会を創出するためピアサポートによる支援や体験型プログラムを提供しています。また、対象年齢を 30～50 代のミドル世代のプログラムも継続的に実施しています。
- ・ 区立保育園（5 か所）で、医療的ケアの必要な子どもの受け入れを実施しています。また、安全安心な医療的ケアのため、医療的ケア児の健康状態判定支援・情報交換システムを利用しています。
- ・ 認可保育園（こども園を含む）や幼稚園等を対象に、「児童支援事業所ぷらみんぼーと」及び「世田谷区発達障害相談・療育センターげんき」より専門性を持つ講師の派遣を行い、巡回技術支援研修を実施し、職員の障害児保育技術の向上と園児への理解と支援につなげています。
- ・ 医療的ケア相談支援センターを開設し、医療的ケア児とその家族に向けたワンストップでの相談支援を中心に様々な支援に取り組みました。また、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる短期入所や在宅レスパイト事業等の実施を進めています。さらに、「医療的ケア児の笑顔を支える基金」を活用し、医療的ケア児等世帯を支援する事業の実施や、災害時の支援充実のため人工呼吸器等を使用する医療的ケア児に対し、ポータブル電源等の配付に取り組んでいます。

課 題

- ・ 発達障害に関する認識の高まり等により、発達支援コーディネーターへの相談件数は増加傾向にあり、引き続き、継続的な支援が必要です。また、各所属で支援を受けていた児童が、就学や進学、就労などライフステージが移行する際、有効な支援が途切れるケースがあるため、関係機関と連携しながら支援の継続性を確保する必要があります。
- ・ 発達特性の傾向により生きづらさを抱える若者に対し、社会的自立に向けた準備の機会を創出する「みつけばハウス」が利用しやすい施設となるよう、ピアサポート等によるプログラムを充実していますが、必要な方に情報が届いていないという課題があります。
- ・ 配慮が必要な子どもの増加に伴い、巡回技術支援の対象施設が増加しており、研修など新たな手法による技術支援を検討する必要があります。また、近年、学習障害（LD、限局性学習症）等学習支援へのニーズが高まる一方、未だに十分な支援体

制が構築できていません。今後は支援機関の専門性を高めるとともに、教育機関とも連携し、地域で合理的配慮が受けられるよう取り組みを進める必要があります。

- ・ 放課後等デイサービスについて、利用者の増加傾向が続いているため、住んでいる地域や近隣施設において通所施設が利用できるよう、区内5地域のバランスを勘案し、利用者の障害特性や希望する支援を尊重しながら、施設整備を進める必要があります。
- ・ 医療の進歩等により、区内の医療的ケア児者は増加傾向にあるため、引き続き、看護師などの担い手支援・確保、研修や医療的ケア連絡協議会などを通じた関係機関連携、医療的ケア児を受け入れる施設の整備・充実を図る必要があります。また、災害時における医療機器の電源確保等、医療的ケア児世帯が安心して避難できる互助体制を構築する必要があります。

目指す状態

- ・ 乳幼児期から成人期までライフステージを通じて、福祉と教育、関係機関と課題が連携し、子どもに関する情報が途切れることなく、引き継がれ、支援につながっている。
- ・ 配慮が必要な子ども及び保護者が、孤立せず安心して生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉・教育が連携して、子どもの個性を活かした支援に取り組んでいる。また、当事者・家族が生活上の困難を感じたときに必要な支援につながるができるよう、関係機関における連携・協力が図られている。
- ・ 施設等への巡回支援や専門職員から支援者への技術的な支援、保健センター専門職による地域に身近な存在である児童館での出前型講座の実施、所属機関との連携、研修、講演等を通じて、子どもに関わる支援者・大人への理解促進、対応スキルの向上が図られ、適切な合理的配慮を受けながら住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できている。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもとその家族について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議会において連携が図られ、医療的ケア相談支援センターでの相談支援、区立保育園での預かり、区立小・中学校、幼稚園、新BOP学童クラブへの看護師配置、障害児通所施設の拡充など支援の充実が図られている。また、災害時、医療機器の電源確保等、医療的ケア児世帯が安心して避難できる互助体制が構築されている。

施策展開の柱建て

- ①配慮が必要な子どもへの連携した途切れのない支援の実施
- ②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実
- ③医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

(3) 生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～

現在の取組み

- ・ 世田谷区子どもの貧困対策計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））に基づき、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないように地域と連携しながら全庁的に子どもの貧困対策を推進しています。
- ・ 子どもに対しては、地域における多様な学習支援、生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業、国の制度の狭間にある生活保護世帯から進学する若者に対する給付型奨学金等を通じて、保護者に対しては既存の各種手当の利用促進と同時に、養育費の取り決めに関する公正証書作成費等費用の助成等を通じて、支援・サービスの充実に取り組んでいます。
- ・ 当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進、支援者の気づきの感度の向上と関係機関による連携促進により、支援につながる仕組みの強化を図っています。

課 題

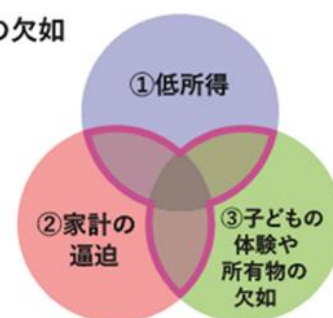
- ・ 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの権利を保障する切れ目のない子どもの貧困対策を推進していくことが不可欠です。
- ・ 実態調査から、経済的な理由による生活困難※を抱える高校生世代が1割以上存在し、子どもの食や体験、日常的な活動、学習、心身の健康面等での影響を受けていることがわかり、中学校卒業後の支援の充実が求められています。
- ・ 実態調査によると、生活困難を抱える保護者は、新型コロナウイルス感染症拡大前よりも収入が減っており、経済的な理由で保護者自身も必要なものや機会が制約されています。また、保護者自身が子ども期に暴力や育児放棄といった困難を抱えていた割合が高いことがわかり、子どものみならず保護者への支援も求められます。
- ・ 生活困難を抱える家庭ほど、利用・相談意向があるにも関わらず支援・サービスの利用や公的な相談機関につながっていないという課題があり、支援につながっていない子ども・若者への見守りやアプローチの方法が少ないため、専門職を十分に配置し、アウトリーチ型支援、伴走型支援等の充実が求められます。
- ・ 子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることをふまえ、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、関係機関をはじめ地域が一体となって連携を強化し、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

※世田谷区における子どもの貧困の把握

生活困難層は「生活困難度」により把握します。貧困を測定する指標である「生活困難度」は、子どもの生活における困難を、

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から捉えています。

生活困難層（困窮層＋周辺層）	
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



目指す状態

- すべての子どもが多様な選択肢を持ち、夢や希望を持つことができるように、乳幼児期から高等教育段階まで、特に高校進学時および高校中退防止、学び直しの支援をはじめ、生活困難を抱える子どもの学力・進路保障に向けた支援が整っている。
- 教育と福祉の連携により、学校を地域に開かれ、地域につながっていくプラットフォームと位置づけ、生活困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制の強化が図られている。
- 生活困難を抱える子ども・若者が自身の権利を認識し、本来持っている力を発揮するために、安心して過ごせる子ども・若者の居場所や多様な体験の機会の提供の充実が図られている。
- 親の妊娠・出産期から子どもが若者となり卒業、就職して、社会的自立が確立されるまでを見据え、生活困難を抱える子ども・若者や保護者の衣食住をはじめ生活の安定に向けた支援の充実が図られている。
- 生活困難を抱える保護者が所得を増やし、仕事と両立して安心して子育てができるように、求職時等の子どもの預かりの充実をはじめ子育てと仕事を両立ができる環境が整っている。
- 保護者が自立に向けて生活の見通しをもてるように、個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実が図られている。
- 子どもの健やかな育ちが、家庭の経済状況に左右されないことがないよう、ひとり親家庭のみならずふたり親家庭を含め、子どもに関する経済的負担の軽減を図る施策の充実やその周知の強化が図られている。
- 生活困難を抱える子どもや保護者が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながるができるように、当事者の視点に立った情報提供、アウトリーチ支援やプッシュ型の支援体制の強化が図られている。
- 子どもや子育て家庭に関わる支援者が、子どもの貧困や支援・サービスへの理解を深め、気づきの感度を高めることにより、生活困難を抱える子どもや保護者を確実

に必要な支援につなぐことができる人材の育成・体制の充実、官民を超えた連携が強化されている。

施策展開の柱建て

- ①教育の支援
- ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④経済的負担の軽減のための支援
- ⑤支援につながる仕組みづくり

(4) ひとり親家庭の子どもの支援

現在の取組み

- ・ 多様な媒体を活用した情報提供や戸籍窓口、子ども家庭支援センター等との連携強化を通じて、支援につながる取り組みを行っている。
- ・ 休日の養育費相談会や、公正証書作成等費用の助成事業による、子どもの生活や教育に必要な養育費確保に向けた支援をしている。
- ・ 親の離婚が子どもに与える影響や養育費・面会交流等の取り決めの重要性等、離婚に係る知識に関する講座等を通じて、離婚直後から安定した生活を送るための支援に取り組んでいる。
- ・ 令和3年度(2021年度)に定めた母子生活支援施設の支援者のガイドラインにもとづき、施設等に入所しているひとり親家庭だけでなく、広く地域で暮らすひとり親家庭等も含め支えていく地域のひとり親家庭支援拠点を目指し、母子生活支援施設等の機能強化や支援の質の向上を図っている。
- ・ ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディールーム」では、従来の学習支援とともに進学相談等の支援に取り組んでいる。

課題

- ・ ひとり親は、子育てと生計の役割をひとりで担っていることから、経済的な負担に加え、肉体的、精神的な負担も大きく、日常生活や、住居、収入等、様々な場面で困難に直面することがあります。そのため、各家庭が状況に応じて、必要な情報に容易にアクセスできることが必要です。
- ・ ひとり親家庭には、冊子やメールマガジンを通じて支援や窓口に関する情報提供を行っていますが、区のひとり親家庭調査では支援等の認知状況は低い結果となっています。そのため、悩みを抱えながらも相談することを躊躇うひとり親が、気軽に相談先につながれるよう、ひとり親家庭になる前後から情報を入手しやすくし、効果的な情報提供をしていくことが求められます。
- ・ 民法の改正を受けて、父母がやむをえず離婚をすることになっても、離婚検討の段階から子どもの利益を念頭に置き、離婚後の生活等を考えることができるよう相談を受け止めていくことが必要です。
- ・ ひとり親家庭の親は家庭内に限らず地域にも相談できる相手がおらず、孤立しやすい傾向にあります。地域での孤立を防止する取り組みが求められています。
- ・ ひとり親家庭調査では、離婚等によりひとり親になった家庭のうち、養育費を受け取っていると回答した家庭は約3割であり、ひとり親家庭の経済状況や子どもの生活水準の安定に向け、養育費確保のための相談支援や養育費の取り決めを進めるための支援が必要です。
- ・ 離婚等によりひとり親家庭になった直後は、生活環境の大きな変化に伴い、親も子どもも日常生活や気持ちなどに様々な不安やストレスを抱える時期であり、早期に支援

を行う必要があります。

- ・ 子どもにとって、親の離婚・死亡などの喪失体験や親の面前DVなど過酷な体験は、特にひとり親になった初期において大きな精神的ダメージであり、親も含め支援が必要となります。
- ・ ひとり親は仕事や家事を一手に担わざるを得ない状況であることから、自分が倒れたときの子どもの将来や、子どもの学力・進路などを心配している親も多く、こうした不安や悩みに応えていく必要があります。
- ・ ひとり親家庭の子どもは、経済的な理由で学習塾に行きたくても行くことができない、聞きたくても近くに聞ける大人がいないなど、学習環境に課題を抱えていることがあります。また、子どもが進学をイメージできる機会や進路を選択できる環境づくりを行う必要があります。
- ・ ひとり親に時間の余裕がなく親子で休日を過ごせずにいることや、経済的事情等で子どもが学校外で多様な経験をすることが困難な場合があります。こうした子どもたちが健やかに、地域の大人や子どもたちと成長できるような体験の機会を検討する必要があります。
- ・ 仕事と子育ての両立や、収入に不安を抱えるひとり親が多く存在しており、生活の安定と向上に向けた就労支援の環境が整備されている必要があります。

目指す状態

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭が、求める情報に容易にアクセスでき、施策が認知されやすい情報提供、周知ができています。
- ・ 離婚前の家庭相談等を通じて、有益な支援の情報が得られ、早期に支援やサービスにつながることができています。
- ・ 離婚前提の別居等により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親家庭の不安や悩みに寄り添う相談体制が整い、前向きに子育てができ、安心して生活を送ることができています。
- ・ ひとり親家庭が生活と仕事を両立するためのシステムや環境が整っており、支援を必要とするひとり親家庭がニーズにあったサービスを利用できています。
- ・ ひとり親家庭に寄り添った相談ときめ細やかな支援を通じて、ひとり親家庭が地域で自立し、親も子も安定した生活基盤を築くことができています。
- ・ 地域資源や関係機関との連携強化により、母子家庭も父子家庭も地域で孤立することなく、つながりを作ることができています。
- ・ 身近な地域でひとり親家庭の子どもの学習機会や環境が充実し、将来の自立に向けたステップアップが図られている。
- ・ ひとり親家庭の子ども自身の希望が尊重され、将来の進路選択の機会の確保ができています。
- ・ ひとり親家庭の親子が地域との豊かな体験を通して、子どもの健やかな成長や学びの充実につながっている。

- ・ ひとり親がこれから新たに就業を目指すことや個々のライフステージに合わせたキャリアアップに向けて、経済的自立に向けた支援の環境が整備されている。
- ・ 就業に効果的な資格取得や講座受講の期間中に、生活費などの不安を軽減することで、ひとり親が安心して能力開発に取り組んでいる。

施策展開の柱建て

- ①つながる情報提供、相談機能の充実
- ②子育て・日常生活における多面的な支援の充実
- ③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実
- ④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実

(5) 悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

現在の取組み

- ・ ヤングケアラーとその家庭への支援として、各関係機関等との緊密な連携を促進し、早期に必要な支援につながる仕組みづくりを行うとともに、支援の基盤強化を図るため、ヤングケアラーコーディネーター業務及びLINEを活用した相談業務を実施しています。また、ヤングケアラーへの理解を深めるための普及啓発の取組みや、横断的連携の強化に向けた支援マニュアルの作成・配布を行っています。
- ・ 社会参加のきっかけをつかめない、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者を支援するため、「メルクマールせたがや」において、他の支援機関とのネットワークを一層強化し、アウトリーチを含む相談支援機能の充実を図るとともに、居場所「メルサポ」の活用等により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図っています。また、当事者や家族の活動へのサポートやピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図るとともに、家族会や家族セミナー等、家族を通じた本人へのアプローチに取り組んでいます。当事者が安心して過ごせ、同じ悩みを持つ人と交流・相談ができる居場所があることで、当事者が社会に踏み出しやすくなる環境づくりや、居場所活動を行う団体へ支援しています。
- ・ ひきこもり支援として、令和4年(2022年)4月に開設した年齢を問わないひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関と連携を強化しながら課題・ニーズに寄り添ったきめ細やかな切れ目のない支援を行うとともに、社会的理解の促進セミナー等を開催し、ひきこもり等課題を抱える若者への正しい理解と区の支援体制の周知に取り組んでいます。
- ・ 悩みを抱える子ども・若者への支援として、休日・夜間を含めた相談体制を充実するとともに、「支援ガイド」や「せたがやこころのSOSナビ」を作成し情報発信するなど相談窓口の普及啓発を図ることにより、相談支援につながる取り組みを進めています。また、こども・若者の自殺者の増加が社会問題化するなか、ゲートキーパー講座の実施・拡充を図るなど、自殺対策を担う人材育成を充実させてきました。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援方針の策定のため、関係所管の課長級に学識経験者を交えた庁内検討会を設置し検討を実施しています。また、男女共同参画センター「らぷらす」の運営において各種相談事業・多様な性の区民等を対象に、悩みごと・DV等についての相談事業(電話・面接)や、グループでの相談会・交流会等を実施しています。犯罪被害者等相談窓口の運営として、相談専用ダイヤルによる相談のほか、対面相談を実施するとともに、相談者へ寄り添い、必要な支援を適切に把握し、関係機関等と連携し、多面的なコーディネートを行っています。
- ・ 外国にルーツがある方への支援として、生活情報冊子(ライフ・イン・セタガヤ等)を発行し、英語・中国語・韓国語の3言語に翻訳した生活便利帳等を区内に転入す

る外国人等に配付したり、外国人のためのリレー専門家相談会の実施やタブレット端末による通訳サービス等の活用促進、「やさしい日本語」職員研修を実施しています。

- ・ 児童養護施設退所者等への支援として、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、住宅支援、居場所・地域交流支援、相談支援（せたエール））を実施しています。

課 題

- ・ 子ども・若者が抱える悩みや困難は、学校や家庭環境のこと、性的指向やジェンダーアイデンティティ、思春期のメンタルヘルスの不調等、こころやからだのことも含めて、多岐に及んでおり、多様化・複雑化しています。
- ・ 小中学生と若者アンケート調査の結果から、悩んでいることやつらいこと、心配なことなどについて、話を聞いてくれる人が「いない」、「誰にも話さない、話したくない」と回答した割合は、1割を超えています。
- ・ 悩みが深刻になるほど相談につながりにくい傾向があるといわれており、早期に支援につながるよう、保護者や周囲の大人への普及啓発の充実も合わせて取り組んでいく必要があります。また、子ども・若者が、気軽に相談ができ支援につながるよう、相談体制・相談機能の強化が必要です。さらに、子ども・若者の変化や様子に、日常を過ごす学校や学校以外の児童館、青少年交流センター、居場所等の関係機関において、身近な周囲の大人が気づきの感度を上げ、関係機関が連携して支援につなげることができるよう、一層の地域人材の育成が必要です。
- ・ 中学校卒業後の子ども・若者は区と接点を持つことが難しく、課題が複雑化・複合化してから支援につながることもあるため、早期に相談支援機関の情報が届くよう周知・広報に取り組むとともに、より相談しやすく、支援につながりやすい環境の整備が課題となっています。
- ・ 生きづらさを抱える若者の中には、本人だけの問題ではなく、家庭の状況などの問題が複雑に絡み合い、解決が難しい場合があります。当事者本人や家族等へのピアサポートの充実と活動のサポートをするとともに、本人や家族の心に寄り添いながら、伴走型の支援を継続する等、つながり続けられる支援体制の充実や支援者のスキルアップが必要です。また、生きづらさを抱える若者への社会的理解が不足しているため、家族や学校等の地域での理解促進のための働きかけが必要です。
- ・ 若年女性、性的指向や性自認等を理由とした若者期のこころの健康問題など、若者やその家族が抱える悩みや課題が多様化・複雑化しています。問題の早期発見や未然防止、発生後の適切な対応のため、支援における専門性の向上やニーズに応じた相談支援機能、各種講座のさらなる充実が必要です。また、若者を含め、外国にルーツがある方が、ことばが通じず、地域生活で生じる様々な問題を抱えたまま孤立しやすい現状があるため、多言語化・やさしい日本語化の推進に加え、区の相談体制の安定した運営や、庁内、クロッシングせたがや等との連携により、それぞれ必

要な行政・生活情報を得ることができる環境づくりが必要です。

- ・ 児童養護施設退所者等は、親族等からのサポートが望めないため、精神的にも経済的にも厳しい現状があり、奨学金給付者のうち中途退学する者が多いという実態も踏まえ、相談支援（せたエール）で、継続したきめ細やかなサポートを行っていますが、専門性の向上や地域の若者支援機関との連携強化を図り、さらなる支援の充実が必要です。

目指す状態

- ・ 子ども・若者に関する相談や支援体制の充実が図られ、子ども・若者やその家族が、悩みや困難を抱えた時に、身近な周囲の大人や関係者が気づき、声をかけ、関係機関の連携の中で、必要な支援や場につながっている。
- ・ 若者が、不安を感じた際に、ためらうことなく、身近で気軽に相談ができる場があり、生きづらさを抱えた時に相談できる人や機関を知っている。また、本人のみならず家族全体が支援につながり、困った時や状況が変化した時にも本人や家族が頼れる相談先がある。
- ・ 生きづらさを抱える若者が支援機関につながり続けられるよう支援体制が充実している。また、家族や社会全体が生きづらさを抱える若者について正しく理解し、当事者が悩みを相談しやすい環境となっている。
- ・ 児童養護施設退所者等の置かれている状況やニーズに応じ、本人の意思を最大限に尊重しながら、適切な支援が受けられ、社会的自立に向けて安定した生活を送ることができている。

施策展開の柱建て

- ①ヤングケアラーへの支援体制の充実
- ②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援
- ③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援

6 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

(1) 福祉分野と教育分野の連携強化

現在の取り組み

- ・ 子どもに身近な児童館と新BOPでは、児童館の地域懇談会や学校協議会等を通じて、学校等と課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、子どもの見守りネットワークの取り組みを進めています。
- ・ 要保護児童支援協議会のネットワークを活用し、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見、適切な支援、予防的取り組みの推進を図るとともに、関係機関による研修会の実施等を通じて、支援者同士が児童虐待等に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係の構築に向け取り組んでいます。
- ・ 子どもの貧困対策の推進として、生活困窮支援・サービス周知用冊子の教職員への配布や福祉・教育関係者等に対するフォーラムの実施を通じて、支援につながる仕組みの強化を図っています。また、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業において、児童相談所や子ども家庭支援センター、学校との連携により、経済的困窮に加え養育困難、社会的孤立等、複合的困難を抱えている家庭や、虐待等によりハイリスクな家庭の中学生と保護者への支援を強化しています。
- ・ ヤングケアラーとその家庭への支援として、各関係機関等との緊密な連携を促進し、早期に必要な支援につながる仕組みづくりを行うとともに、ヤングケアラーコーディネーター業務等を通じて、支援基盤の強化を図っています。また、ヤングケアラーへの理解を深めるための普及啓発の取り組みや、横断的連携の強化に向けた支援マニュアルの作成・配布を行っています。
- ・ 課題を抱える子ども・若者に対し、要保護児童支援協議会や、子ども・若者支援協議会、重層的支援協議会等の枠組みを活用し、福祉分野と教育分野を含む多職種多機関が連携しながら、本人や家族の個別の状況に応じた切れ目のない支援を行っています。
- ・ 「メルクマールせたがや」において、ティーンズサポート事業の実施等、地域で活躍している方々や区内教育機関との連携協力により、支援が必要な不登校・ひきこもり状態にある若者の早期支援につなげています。また、区立中学校や教育相談室への訪問など、事業周知と連携の強化を図っています。

課題

- ・ 子ども・若者、その家庭が抱える課題は、複雑・多様化しており、背景には社会的要因があり、社会全体で解決していくものであり、当事者やその関係者だけで解決するのは難しい状況にあります。また、プライバシー保護の観点から、家庭内の状況や情報を把握することが難しくなっている現状もあり、一つの機関だけで課題解決できないことが多く、地域の中で、日常的に、福祉分野と教育分野の関係機関が

連携しあい、情報を共有しながら、子ども・若者、その家庭を見守り、支えていくことがとても重要です。

- ・ 本人や家族が、抱えている課題を自覚していないことや、家庭内の問題であるため支援の対象として認識されず、潜在化しやすいことから、日常的に子ども・若者が過ごす学校、児童館や新 BOP、青少年交流センター、居場所等で、子ども・若者に関わる大人が、日々の対話の中から、悩みや課題に気づき、早い段階で支援につなげられるよう、更なる普及啓発と気づきの感度を上げるための人材育成の取組みを強化していく必要があります。
- ・ 中学校卒業後の子ども・若者への支援が十分ではないため、教育、児童福祉等の支援機関との連携強化を図り、年齢で途切れることのない支援の充実が必要です。

目指す状態

- ・ 福祉分野と教育分野が、これまで以上に、日常的に連携することで、子ども・若者が、ライフステージを通して、途切れることなく支援につながり、地域の中で見守られ、成長している。
- ・ 子ども・若者の周囲にいる大人が、子ども・若者、子育て家庭が抱える悩みや課題に気づき、早い段階で支援につなげることができる。

施策展開の柱建て

- ①多機関が連携した支援体制の強化

(2)「共に学び、共に育つ」教育の充実

現在の取組み

- ・ 世田谷区教育振興基本計画に基づき、将来の社会参加に向け、持てる力を発揮していけるよう、児童・生徒や保護者の声に耳を傾け、成長に目を注ぎ、学ぶ達成感や生きる力を育みながら、障害のあるなしにとどまらず、すべての多様な児童・生徒が共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進、特別支援教育の充実に取り組んでいます。また、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画に基づき、特別支援学級等について計画的整備を進めるとともに、就学相談（支援や配慮を必要とする子どもの就学や進学等の相談）体制の改善、充実に取り組んでいます。
- ・ 総合的な教育相談の拠点として、総合教育相談窓口において、不登校、特別支援教育など様々な相談に対応しています。
- ・ 不登校児童・生徒数が増加傾向にある中で、不登校生徒の実態に合わせた特別な教育課程に基づき世田谷らしい学びを展開する「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室」の運営、登校できない児童・生徒の社会的自立の促進に向けた心の居場所としての「ほっとスクール」の充実、ICTを活用した相談・学習支援の実施、ほっとルーム（別室登校）や学校生活サポーターの配置・拡充を図っています。
- ・ 令和6年（2024年）3月に策定した不登校児童・生徒への支援に関する教職員共通の指針となる「不登校支援ガイドライン」に基づき、不登校の未然防止、早期発見・早期対応などの各段階で支援ができるよう、教職員に向けた研修等を実施し、組織的・継続的に適切な支援を行っています。

課 題

- ・ インクルーシブ教育の推進にあたり、令和6年度（2024年度）中に（仮称）せたがやインクルーシブ教育ガイドラインを作成するとともに、各学校における支援や指導の好事例の集積とデータベース化等準備を進めていく必要があります。
- ・ これまで、通常の学級及び特別支援学級における人材の拡充や、学校支援を目的とした特別支援教育巡回グループによる支援や助言を進めてきましたが、今後も、配慮や支援を必要とする子どもたちの学びを支えていくために、相談支援体制の強化や特別支援教育の充実を図る必要があります。
- ・ 世田谷区の不登校児童・生徒数は、令和4年度（2022年度）で小学校725人、中学校815人、合計1,540人となっており、令和元年度（2019年度）以降、急激な増加傾向にあります。
- ・ 不登校を未然に防ぐための学校の支援や、不登校になっても学校の出席につながる支援、さらには不登校状態の長期化又は引ひきこもりになった児童・生徒への支援など、個々の状況に合わせた支援策の充実が重要です。また、不登校児童・生徒の学校への復帰を目的とするのではなく社会的自立を支援することが必要です。今後は、増え続ける不登校を未然に防止できるような魅力ある学校づくりが求められま

す。

目指す状態

- ・ 多様な人的支援の下で特別支援教育体制を推進している。
- ・ 学校を巡回・助言する特別支援教育巡回グループによる支援の充実が図られ、特別な配慮や支援を要する児童・生徒に応じた特別支援教育が充実している。
- ・ 特別支援学級に入級を希望する児童・生徒の増加に対応するために特別支援学級の整備が進み、地域的なバランスを踏まえた適正な配置と通学の負担の軽減が図られている。
- ・ 不登校等の早期発見や未然防止及び深刻化防止への適切な対応が図られ、教育相談等による児童・生徒とその保護者の問題解決を支援する仕組みが構築されている。
- ・ 児童・生徒、保護者の状況を的確に把握し、多様性や個性に応じた支援方針を定め、ICTの活用も視野に入れた多様なプログラムの実施により、学校外の居場所や学びの場を選ぶことも可能とするなど、一人一人の状況に即した適切な支援が行われている。
- ・ 学校内外の教育相談において、相談員等の体制の強化や資質向上が図られ、複雑化・多様化し増加する相談に適切に対応できている。

施策展開の柱建て

- ①インクルーシブ教育の推進・特別支援教育の充実
- ②教育相談・不登校支援の充実

7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり

(1) 子ども・若者、子育てに関わる人材の確保及び育成、支援

現在の取り組み

- ・ 地域における身近な子育て支援の拠点となる、おでかけひろば等のスタッフ研修を事業者と協働して、経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく研修を実施し、人材の育成支援等に取り組んでいます。
- ・ 人材確保や定着のための支援や保育士等就職相談会等の取り組みを通じて、保育士等の教育・保育に携わる人材の確保に取り組んでいます。また、「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、様々な研修やワークショップ等を実施し、人材の資質・能力の向上に取り組んでいます。
- ・ 乳幼児教育支援センターでは、「世田谷区教育・保育実践コンパス」の考え方に基づき、教諭・保育士を対象に施設種別や設置主体の違いを超えた研修の実施や専門人材の派遣などにより人材育成に取り組んでいます。
- ・ 児童館を拠点として、地域とともに子どもの成長を支える環境を整えるため、福祉的対応をはじめとした支援力向上の取り組みなど児童館職員の人材育成を推進しています。
- ・ 青少年交流センターにおいて、研修会や勉強会等を通じて、ユースワーカーの人材育成を推進しています。青少年地区委員会・青少年補導連絡会にて合同研修会を実施し、委員の資質・能力向上に取り組んでいます。

課 題

- ・ おでかけひろば等に関わる人材の確保及び育成、支援について、重層的な研修を実施していますが、近年開設したおでかけひろばもあり、各施設の経験や専門性、特色等を考慮しつつ、相談対応スキルを高めていく必要があります。
- ・ 保育士資格取得をめざす学生の減少などにより保育を担う人材不足の状況が続いていることから、引き続き、人材確保及び人材育成に取り組む必要があります。
- ・ 預かり保育の拡充、要配慮児童の増加等により、幼稚園教諭等に求められる役割は多様化しており、研修内容の工夫や専門人材の派遣などを通じた人材育成が必要です。また、働き方改革による取り組み等により研修受講時間を確保するなど就労環境を改善していくことも課題となっています。
- ・ 乳幼児教育支援センター研修を通じて「世田谷区教育・保育実践コンパス」の考え方を区内乳幼児教育・保育施設での共有化を図ります。また、時代にキャッチアップした実践的で効果的な研修内容とするとともに、多様な施設の職員が参加しやすくなるよう、テーマや実施方法等について工夫していく必要があります。
- ・ 子どもの権利を実感できる居場所の充実に向けて、権利を基盤とした子どもとの関わりやハイリスクの子どもへの対応など児童館職員の専門性の一層の強化を図る

必要があります。また、児童館が地区の相談支援と見守りネットワークの中核となり、関係機関と連携しながら、地域資源の把握や開発等、人材の確保及育成、支援に取り組む必要があります。

- ・ 若者は、学齢期を終えると、環境が変化し社会とのつながりが希薄になり、自立に向けて様々な課題を抱えています。そのため、若者の悩みや課題が深刻化しないよう若者と支援機関等をつなげる人材が求められるとともに、若者の課題に寄り添う人材育成、支援に取り組む必要があります。

目指す状態

- ・ すべてのおでかけひろばにおいて、子育てに関する保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、適切な情報提供が行われ、必要に応じて関係機関につなぐことができている。
- ・ 乳幼児期の教育・保育の現場に、質の高い人材が確保されるとともに、質の確保・向上に向けた育成が継続されている。
- ・ 児童館が地区の相談支援と見守りネットワークの中核となり、各居場所と連携しながら権利学習や事例検討などの取組みを推進し、日常の場面から、子どもの居場所での支援の質の向上が図られている。また、四者連携の取組みや地域子育て支援コーディネーター等との連携により、地域資源の把握と開発が進み、子どもや子育て支援に関わる人材が確保・育成されている。
- ・ 若者の居場所での支援の質の向上が図られているとともに、自立に向けた若者の課題に応じて関係機関につなぐことができている。

施策展開の柱建て

- ①子育て支援に関わる人材の確保・育成
- ②教育・保育に携わる人材の確保・育成
- ③子ども・若者の成長と自立を支える職員等のスキルの向上と地域の子育て力の向上

(2) 子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実

現在の取組み

- ・ 子育て情報誌等の発行や区公式LINEによる子育て支援情報の発信等により、子育てに関する情報や地域の活動等の情報を提供しています。
- ・ 保育入園事務の一連の業務等において、一体的にデジタル化・オンライン化を推進することで保護者の利便性向上及び事務の効率化に取り組んでいます。

課題

- ・ 情報が届きにくい妊娠後期や転入世帯等に、情報を着実に届ける機会やツール等を充実する必要がある。
- ・ 子育て世代のニーズを的確に捉えながら、必要なデジタル化・オンライン化の環境を整えていくためには、システムの開発のみならず、定期的なアップデートが必要となる等、相応のシステム経費とそれに対応するための専門的な人材が必要です。また、幼児教育・保育の無償化制度の開始や第2子以降の保育料補助の拡充等、補助メニューが増えたことにより、幼児教育・保育の保育料等に関する情報提供について、施設種別によって制度や手続きが異なることから、区民にわかりやすい周知が課題となっています。また、一部の認可外保育施設や一時預かり事業については、区に在園情報がないことから、保護者が手続きをする必要があり、プッシュ型の情報提供が困難な状況にあります。

目指す状態

- ・ 妊娠期から子育て中のすべての保護者が、得た情報を活かし、身近な地域で孤立感なく充足した生活を送ることができている。
- ・ 子育て世帯の方が、いつでも・どこでも、気軽に保育関連の申請や内容を確認できるような、デジタル化・オンライン化の環境を整えるとともに、デジタル化による事務の効率化も併せて実施していくことで、保護者の利便性向上が図られている。また、幼児教育・保育無償化に関する問合せ窓口の一元化により、保護者からの相談に対応できる体制が整備され、休日・夜間等でも申請しやすい環境が整っている。

施策展開の柱建て

- ①子育てに関する情報を届けるための情報発信
- ②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化

(3) 地域の子育て力への支援

現在の取組み

- ・ 民間事業者や地域団体等と連携し、啓発グッズ等を活用しながら、広く区民等に周知・啓発を行い、地域みんなで子育てを応援する気運醸成（世田谷版WE ラブ赤ちゃんプロジェクト）に取り組んでいます。また、中学生等に赤ちゃんふれあう機会を提供するための活動（乳幼児ふれあい体験）を行う団体を支援し、地域で子どもを支える地域づくりに取り組んでいます。「子ども・子育てつなぐプロジェクト」及び「子育てメッセ」として、団体同士の交流と学びの機会を提供し、活動の継続・発展を支援しています。
- ・ 子ども基金による子育て活動団体や自主学習のサポートをする学び場の運営をする団体等への助成を通じて、様々な地域活動を支援するとともに、新たな活動の機会の提供や充実に取り組んでいます。また、子ども基金をメニュー化し、寄附文化の醸成、啓発にも取り組んでいます。さらに、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金を活用した若者への支援を実施し、地域や社会全体で子ども・若者を支える気運醸成にも取り組んでいます。

課題

- ・ 子どもや若者たちの声を聴く中で、自分のしたいように過ごしたいと思っても、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ（競争的な社会のもとでの教育虐待（ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される）やしつけ等）、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。このことは、決して、子どもやその周囲だけの責任ではなく、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲の大人が育った環境等の相互作用によるものであり、区を含めた地域社会の責任です。そのことから、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支えあうことを明確にし、子どもの権利の権利が保障されるまちを文化として築いていく必要があります。
- ・ 地域や社会全体で子ども・若者、子育てを応援する気運醸成に向けて、より幅広い年齢層の区民への周知・啓発に取り組む必要があります。また、子育て活動団体や区民の個別活動にはそれぞれ限界がある中で、情報共有や連携する機会を持ち、団体同士や区民が、身近な地域でつながり、ともに支えあって活動できるような取り組みを行う必要があります。
- ・ 地域の子育て支援において、保護者等が、支援の担い手になる形で、循環が生まれていますが、子どもや子育て家庭を支えたい人がいても、活動のきっかけや情報がなかったりして、支援の担い手につながらないこともあり、担い手にどのようにつ

なげていくか、検討する必要があります。

- ・ 子ども基金について、地域や社会全体で子ども・若者を支えるため、より一層の寄附文化の醸成に向けた、広報活動の強化や新たな使途の検討が必要となっています。また、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金についても、基金の趣旨を踏まえながら、さらなる有効活用について検討を行う必要があります。

目指す状態

- ・ 地域や社会全体に、子ども・若者、子育てを応援する気運が醸成され、子ども・若者、子育て家庭が見守られていることを実感できている。
- ・ 子育て活動団体や支援者同士が顔の見える関係の中で、つながり、地域に根差した活動がより活性化している。また、活動を始めたい人や団体が、気軽に活動を始めのきっかけを見つけることができ、地域の資源が増えている。
- ・ 地域の中で人や支援につながりながら子育てしていた保護者が、支援者の担い手として、地域で活動し、支援の循環が構築されている。

施策展開の柱建て

- ①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり
- ②ともに支えあう取組みや自主的な支援活動の推進とネットワーク形成の支援

(4) 子ども・若者、子育てを支える基盤

現在の取組み

- ・ 子どもや子育て家庭が、暮らしやすく、子育てしやすいと感じられるよう、住環境の整備やまちのバリアフリー化、出かけやすい道路や交通環境の整備等、まちづくりに取り組んでいます。
- ・ 子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域の見守りによる犯罪防止や自ら身を守るための危険回避プログラムの実施等に取り組んでいます。また、妊産婦や子育て家庭に対する災害の備えの周知活動や、妊産婦等に配慮した避難所等の整備に取り組んでいます。
- ・ 幼児教育・保育の無償化や、妊婦超音波検査費用助成、区独自の出産費用の一部助成（第1子から所得制限なしで一律5万円）や高校生世代までを対象とする子ども等医療費助成等を実施し、妊娠や子育てに関わる経済的負担の軽減に取り組んでいます。

課題

- ・ 子どもや子育て家庭が、安心して暮らすことができるよう、引き続き、まちづくりに取り組む必要があります。また、公的住宅として多様なニーズに対応した住宅供給が求められるなか、新たな子育て世帯向け住戸の確保が課題となっています。
- ・ 子どもや子育て家庭の安全・安心が守られる環境づくりを推進するために、危険回避プログラムの実施数の向上に向けて、リーフレットの配布やDVDの貸出しによる継続的な周知と、掲載内容の更新に取り組む必要があります。また、福祉避難所（母子）の開設・運営に向けた取組みについて、より実効性を持ったマニュアルの整備と必要な物品の備蓄に取り組む必要があります。
- ・ 仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育てにおけるジェンダーバランス、子育てや教育に関する経済的負担等、様々な課題があり、多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が、子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境をつくることが重要です。

目指す状態

- ・ 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの視点に基づき、子どもや、妊産婦から子育て家庭を含む、誰もが快適に安全・安心な移動ができ、住みやすい魅力的な街づくりが進んでいる。
- ・ 子どもや子育て家庭の安全・安心が確保されている。
- ・ 多様な価値観を尊重しつつ、子どもを産み育てることを希望する選択を応援できる環境が整備されている。

施策展開の柱建て

- ① 子ども・子育てにやさしいまちづくり

②子ども・子育て家庭の安全・安心

③妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実

第6章

子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度(2025年度)～11年度(2029年度))

子ども・子育て支援法では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)を計画期間とする第3期事業計画を策定することが定められています。また、事業計画の策定にあたっては、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)を踏まえることとされています。

世田谷区では、基本指針と令和4年(2022年)5月に実施したニーズ調査結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行ったうえで、事業計画を策定しました。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年(2022年)6月)では、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置することが市町村の努力義務となりました。また、これとあわせて、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくため、新たな市町村の事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」を創設するとともに、これらに既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた6事業(家庭支援事業)について、特に支援が必要な者に対する利用勧奨・措置の制度が導入されました。本事業計画では、その内容を反映しています。

また、「こども誰でも通園制度」は、令和7年度(2025年度)に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施できるよう、改正子ども・子育て支援法が令和6年(2024年)6月に成立しました。そのため令和6年(2024年)夏頃以降に、基本指針及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」が改正される予定となっています。その改正を待って、「こども誰でも通園制度」については記載を検討します。「産後ケア事業」についても、同法で地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、国・都・区の役割分担の明確化や、計画的な提供体制の整備を進めるとされました。今後、国が定める基本指針を踏まえ、記載を検討します。

1

圏域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに需要量見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

圏域は、子ども計画（第2期）後期計画と同様、下記のとおり設定しています。

	年齢	保育の必要性※	認定区分	利用対象施設	圏域
教育・保育事業	0～2歳	保育の必要性あり	3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域
	3～5歳	保育の必要性あり	2号認定	保育所 認定こども園	
			保育の必要性なし	1号認定	幼稚園 認定こども園
こども誰でも 通園制度					
地域子ども・子 育て支援事業					

※世田谷区では月48時間以上の就労などを要件として保育の必要性があると認定しています。

2 将来人口推計

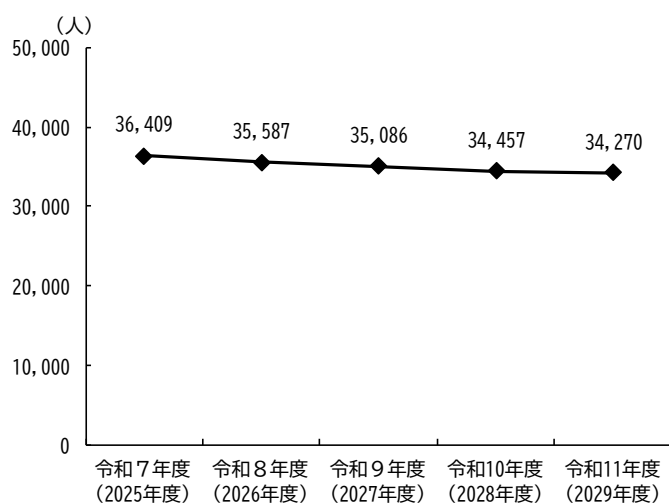
教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みの算出にあたって、基本となる世田谷区の子どもの推計人口については、区が実施した人口推計を使用しており以下の表のとおりです。

(人)

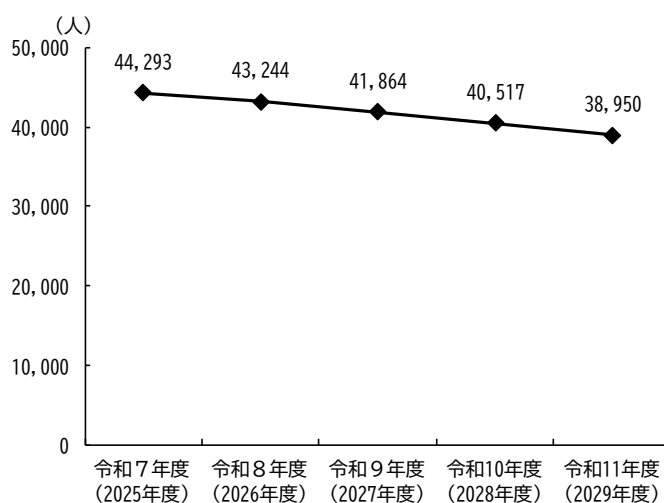
年齢	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	5,825	5,796	5,763	5,739	5,724
1歳	5,889	5,844	5,815	5,782	5,758
2歳	5,852	5,809	5,765	5,736	5,704
3歳	6,247	5,787	5,744	5,701	5,672
4歳	6,124	6,232	5,773	5,731	5,687
5歳	6,472	6,119	6,226	5,768	5,725
0-2歳	17,566	17,449	17,343	17,257	17,186
3-5歳	18,843	18,138	17,743	17,200	17,084
6歳	6,993	6,485	6,131	6,238	5,779
7歳	7,102	7,012	6,502	6,148	6,255
8歳	7,366	7,110	7,020	6,510	6,155
9歳	7,636	7,395	7,138	7,048	6,536
10歳	7,564	7,636	7,395	7,138	7,047
11歳	7,632	7,606	7,678	7,435	7,178
6-11歳	44,293	43,244	41,864	40,517	38,950
12歳	7,349	7,718	7,692	7,765	7,520
13歳	7,558	7,441	7,814	7,788	7,862
14歳	7,724	7,590	7,473	7,848	7,821
12-14歳	22,631	22,749	22,979	23,401	23,203
15歳	7,397	7,753	7,619	7,501	7,877
16歳	7,357	7,456	7,815	7,680	7,561
17歳	7,230	7,373	7,473	7,832	7,697
15-17歳	21,984	22,582	22,907	23,013	23,135

■ 世田谷区子どもの人口推計 ■

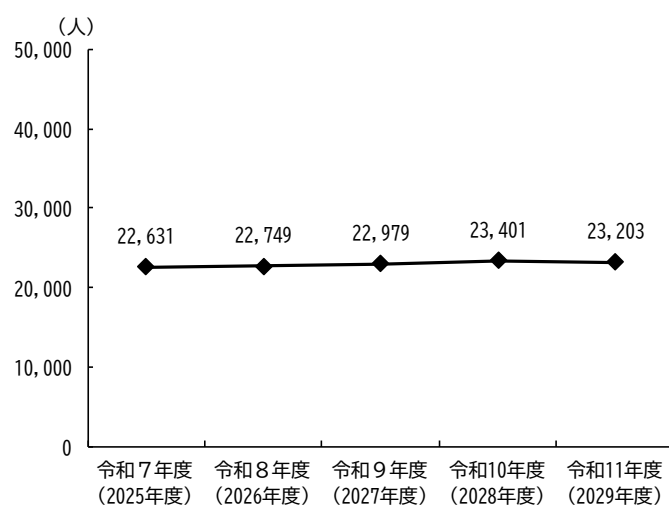
【就学前人口（0～5歳）】



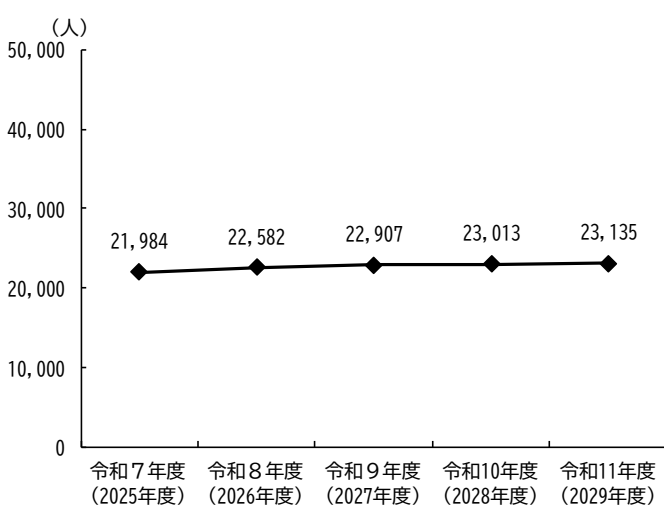
【小学生年齢人口（6～11歳）】



【中学生年齢人口（12～14歳）】



【高校生世代年齢人口（15～17歳）】



「世田谷区将来人口推計」（令和5年（2023年）7月／世田谷区）より作成

3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

需要量見込みは、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として国の手引きに準拠し、ニーズ調査結果を基礎として算出しているため、「現在は利用していないが、必要となったら利用したい」といった潜在需要を含んでいます。原則として、ニーズ調査から算出する利用意向率（対象者のうち、当該事業を利用したいと考えている人の割合）に各年度の推計人口を乗じて算出しています。

確保の内容は、当該年度中に、どのくらいの数（定員や施設数等）を確保するか、という年度ごとの目標数値です。教育・保育事業は翌年度4月1日時点の見込み、地域子ども・子育て支援事業は、原則として年度末の見込みを記載します。

なお、各項目の数値は、令和6年7月時点のものであり、今後、変更になる可能性があります。

（1）教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1）幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用（以下、「幼稚園等」という。）によって確保する対象としては、1号認定の方及び2号認定のうち幼稚園等を希望する方となります。3歳から5歳で保育の必要性がない子どもは1号認定、保育の必要性がある子どもは2号認定となりますが、ともに幼稚園等を希望する方を対象としています。

ニーズ調査の結果、確保量が需要量を上回っている一方で、3歳以降も「保育施設の希望」が比較的高いことから、幼稚園等による一時預かりの拡充を進めます。

2）保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等（以下、「保育施設」という。）により確保する対象としては、原則として、2号認定のうち、前記の幼稚園等の希望の方を除いた方と3号認定の方になります。3号認定は、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもです。

ニーズ調査の結果では、0歳が実態と大きく乖離している状況があること、1歳と2歳で保育所等の需要（利用意向率）に差が生じている状況があります。そのため、需要量見込みについては、過去の保育所等を利用されている方や利用を希望されている方等の状況を分析して、次のように算出します。

0歳は、国が示した育児休業の取得状況等を踏まえて計算する手法を用いてニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映して算出します。1歳は、0歳と同様にニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映するとともに、ニーズ調査における潜在的ニーズを調整して算出します。2歳は、1歳の需要の算出結果を踏まえ、過去の1歳から2歳への利用状況の推移を勘案して算出します。

2号認定は、ニーズ調査の結果と2歳の需要の推移を勘案し算出します。また、推計

では将来人口推計を用いていますが、将来人口推計と実績の乖離が一部生じている実態を踏まえ、需給状況に大きく影響する年齢では乖離を反映しています。

確保の内容については、既存の施設等の定員の見込みから1歳を除き需要量見込みを満たす状況となっています。そのため、1歳を中心として確保策を検討する必要があります（確保策については現在調整中）。

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（全地域）

													(人)							
				令和5年度（2023年度）（実績）						令和6年度（2024年度）（見込）										
				1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定							
					幼稚園等の希望	保育施設の希望	0歳	1歳	2歳		幼稚園等の希望	保育施設の希望	0歳	1歳	2歳					
①需要量見込み				6,714	1,851	11,156	1,937	7,674			6,390	1,762	10,618	1,908	7,632					
確保の内容	②特定教育・保育施設			1,958		10,921		1,601		6,440			1,890		10,939		1,607		6,432	
	③新制度に移行しない幼稚園			9,545									9,545							
	④区外利用－区内利用			602									602							
	⑤地域型保育事業所					6		88		271					6		88		271	
	⑥認可外保育施設					240		274		899					240		265		891	
	⑦確保総計			12,105		11,167		1,963		7,610			12,037		11,185		1,960		7,594	
	⑧前年度比												-68		18		-3		-16	

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）						令和9年度（2027年度）							
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定				
		幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳		幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳		幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳		
①	6,081	1,672	10,290	1,698	3,691	3,642	5,849	1,609	10,068	1,735	3,685	3,709	5,724	1,575	10,008	1,769	3,682	3,719		
②	1,712	10,923		1,628	3,204	3,505	1,558		10,873		1,628	3,189	3,503	1,434		10,858		1,624	3,186	3,487
③	9,029						9,029						9,029							
④	602						602						602							
⑤			6	88	134	137			6	88	134	137			6	88	134	137		
⑥			232	253	420	435			232	250	420	435			232	250	414	412		
⑦	11,343		11,161	1,969	3,758	4,077	11,189		11,111		1,966	3,743	4,075	11,065		11,096		1,962	3,734	4,036
⑧	-694		-24	9		241	-154		-50		-3	-15	-2	-124		-15		-4	-9	-39

	令和10年度（2028年度）						令和11年度（2029年度）					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳		幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳
①	5,544	1,526	9,852	1,807	3,716	3,716	5,419	1,516	9,939	1,846	3,752	3,712
②	1,332		10,812	1,613	3,176	3,472	1,282		10,780	1,613	3,166	3,470
③	9,029						9,029					
④	602						602					
⑤			6	88	134	137			6	88	134	137
⑥			232	250	414	412			232	250	414	412
⑦	10,963		11,050	1,951	3,724	4,021	10,913		11,018	1,951	3,714	4,019
⑧	-102		-46	-11	-10	-15	-50		-32	0	-10	-2

※③新制度に移行しない幼稚園については、令和7年度より閉園予定園の募集しない学年の定員数を除いた数を確保数としている。

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（地域別）

		令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			幼稚園等の希望	保育施設の希望	0歳	1歳	2歳		幼稚園等の希望	保育施設の希望	0歳	1歳	2歳
全地域	需要量見込み	6,081	1,672	10,290	1,698	3,691	3,642	5,849	1,609	10,068	1,735	3,685	3,709
	確保の内容												
	特定教育・保育施設			10,923	1,628	3,204	3,505			10,873	1,628	3,189	3,503
	地域型保育事業所			6	88	134	137			6	88	134	137
	認可外保育施設			232	253	420	435			232	250	420	435
世田谷地域	確保総計			11,161	1,969	3,758	4,077			11,111	1,966	3,743	4,075
	需要量見込み	1,488	395	2,780	496	1,018	1,046	1,448	384	2,726	501	1,007	1,080
	確保の内容												
	特定教育・保育施設			2,892	467	896	970			2,880	467	896	970
	地域型保育事業所			1	33	50	50			1	33	50	50
北沢地域	認可外保育施設			59	74	118	125			59	71	118	125
	確保総計			2,952	574	1,064	1,145			2,940	571	1,064	1,145
	需要量見込み	826	238	1,547	261	586	573	810	234	1,544	269	570	570
	確保の内容												
	特定教育・保育施設			1,766	261	500	544			1,766	261	500	544
玉川地域	地域型保育事業所			2	5	7	8			2	5	7	8
	認可外保育施設			28	34	65	79			28	34	65	79
	確保総計			1,796	300	572	631			1,796	300	572	631
	需要量見込み	1,686	375	2,566	408	894	827	1,593	354	2,521	417	926	851
	確保の内容												
砧地域	特定教育・保育施設			2,711	386	736	833			2,673	386	728	831
	地域型保育事業所			0	18	27	27			0	18	27	27
	認可外保育施設			80	85	137	137			80	85	137	137
	確保総計			2,791	489	900	997			2,753	489	892	995
	需要量見込み	1,342	416	1,954	317	709	671	1,305	404	1,922	333	693	694
烏山地域	確保の内容												
	特定教育・保育施設			2,080	301	590	654			2,080	301	587	654
	地域型保育事業所			1	16	23	25			1	16	23	25
	認可外保育施設			43	49	71	68			43	49	71	68
	確保総計			2,124	366	684	747			2,124	366	681	747
烏山地域	需要量見込み	739	248	1,443	216	484	525	693	233	1,355	215	489	514
	確保の内容												
	特定教育・保育施設			1,474	213	482	504			1,474	213	478	504
	地域型保育事業所			2	16	27	27			2	16	27	27
	認可外保育施設			22	11	29	26			22	11	29	26
烏山地域	確保総計			1,498	240	538	557			1,498	240	534	557

(人)

令和9年度（2027年度）						令和10年度（2028年度）						令和11年度（2029年度）					
1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
	幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳		幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳		幼稚園 等の希 望	保育施 設の希 望	0歳	1歳	2歳
5,724	1,575	10,008	1,769	3,682	3,719	5,544	1,526	9,852	1,807	3,716	3,716	5,419	1,516	9,939	1,846	3,752	3,712
		10,858	1,624	3,186	3,487			10,812	1,613	3,176	3,472			10,780	1,613	3,166	3,470
		6	88	134	137			6	88	134	137			6	88	134	137
		232	250	414	412			232	250	414	412			232	250	414	412
		11,096	1,962	3,734	4,036			11,050	1,951	3,724	4,021			11,018	1,951	3,714	4,019
1,421	377	2,696	505	1,005	1,080	1,397	370	2,670	511	1,013	1,078	1,394	370	2,684	517	1,024	1,075
		2,876	467	888	970			2,875	464	880	960			2,875	464	880	960
		1	33	50	50			1	33	50	50			1	33	50	50
		59	71	118	125			59	71	118	125			59	71	118	125
		2,936	571	1,056	1,145			2,935	568	1,048	1,135			2,935	568	1,048	1,135
789	227	1,528	277	567	569	770	222	1,514	285	569	566	765	220	1,529	293	571	563
		1,766	261	500	544			1,766	261	500	544			1,766	261	500	544
		2	5	7	8			2	5	7	8			2	5	7	8
		28	34	59	56			28	34	59	56			28	34	59	56
		1,796	300	566	608			1,796	300	566	608			1,796	300	566	608
1,551	345	2,548	425	932	861	1,472	327	2,507	434	948	867	1,367	323	2,564	443	962	873
		2,662	389	735	833			2,646	381	735	830			2,646	381	729	830
		0	18	27	27			0	18	27	27			0	18	27	27
		80	85	137	137			80	85	137	137			80	85	137	137
		2,742	492	899	997			2,726	484	899	994			2,726	484	893	994
1,288	399	1,917	349	690	693	1,247	386	1,876	365	694	690	1,241	384	1,887	382	698	687
		2,080	294	587	645			2,063	294	587	645			2,046	294	585	645
		1	16	23	25			1	16	23	25			1	16	23	25
		43	49	71	68			43	49	71	68			43	49	71	68
		2,124	359	681	738			2,107	359	681	738			2,090	359	679	738
675	227	1,319	213	488	516	658	221	1,285	212	492	515	652	219	1,275	211	497	514
		1,474	213	476	495			1,462	213	474	493			1,447	213	472	491
		2	16	27	27			2	16	27	27			2	16	27	27
		22	11	29	26			22	11	29	26			22	11	29	26
		1,498	240	532	548			1,486	240	530	546			1,471	240	528	544

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 利用者支援に関する事業

① 事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

令和4年(2022年)児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、中学校区に1か所を目安に設定することを原則としています。また、計画上は利用者支援事業を活用したもの・していないものを合算した地域子育て相談機関の数値を、基本型とは別に記載することとしています。

基本型	地域子育て支援コーディネーター及び中間支援センターに加え、子育てステーション、おでかけひろばにおいて実施。
地域子育て相談機関	基本型に加え、利用者支援事業を活用していないものとして児童館等において実施。
特定型	各総合支所子ども家庭支援課に子育て応援相談員を配置して実施。
こども家庭センター型	各総合支所において実施。 ※児童福祉法等の改正を踏まえ、令和6年(2024年)4月より、従来の子育て世代包括支援センター(健康づくり課)と子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭支援課)を、新たに「こども家庭センター」として位置付けた。

② 確保の内容

利用者支援事業は、地域において、緊密に連携し、ネットワークによる相談支援を実施しています。令和7年度(2025年度)より、従来の利用者支援事業(基本型)6か所に加え、子育てステーション、おでかけひろばを新たに基本型に位置付けます。また、利用者支援事業を活用しない地域子育て相談機関として、児童館等を位置付け、身近な場所で相談できる体制を強化します。

		《参考》		令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
		令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)					
基本型	需要量見込み (ヶ所)	6	6	57	60	60	60	60
	確保の内容 (ヶ所)	6 (実績)	6 (見込)	57	60	60	60	60
	前年度比			51	3	0	0	0
地域 子育て 相談機 関	需要量見込み (ヶ所)			83	86	86	87	88
	確保の内容 (ヶ所)			83	86	86	87	88
	前年度比				3	0	1	1
特定型	需要量見込み (ヶ所)	5	5	5	5	5	5	5
	確保の内容 (ヶ所)	5 (実績)	5 (見込)	5	5	5	5	5
	前年度比			0	0	0	0	0
こども 家庭セ ンター 型	需要量見込み (ヶ所)	5	5	5	5	5	5	5
	確保の内容 (ヶ所)	5 (実績)	5 (見込)	5	5	5	5	5
	前年度比			0	0	0	0	0

基本型：こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

地域子育て相談機関：地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築する。あわせて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

2) 延長保育（時間外保育事業）

① 事業概要

保育所等において、通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

② 確保の内容

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みでは、平成 30 年度（2018 年度）調査と比較して、令和 5 年度（2023 年度）以降の需要量見込みが大幅に減少している状況にあります。今後、需要量の回復も想定される中、希望する保護者が延長保育を利用できるよう、現状の延長保育の実施体制（確保の内訳）を維持します。

	《参考》		令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)					
需要量見込み（人）	1,969	1,912	1,814	1,773	1,748	1,717	1,708
確保の内容（人）	5,579 (実績)	5,579 (見込)	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
前年度比			-279	0	0	0	0

3) 一時預かり事業

① 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かるほっとステイや、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

一時預かり事業は、幼稚園等に通園する児童を対象とした「幼稚園による一時預かり」と「その他の一時預かり」に分けて需要量見込み及び確保の内容を記載しています。

一時預かり事業は、保育事業または幼稚園と日常的な預かり保育を利用していない人の利用を想定しており、令和 8 年度（2026 年度）から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として開始される「こども誰でも通園制度」の利用対象者と重複することから、今後、「こども誰でも通園制度」の基本指針等が示され次第、一時預かり事業も併せて、検討します。

4) ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕（子育て援助活動支援事業）

① 事業概要

子育てのサポートを受けたい方（利用会員）と援助協力が可能な方（援助会員）が身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制の仕組みです。援助会員は利用会員の子どもの短時間の預かりや送迎などの活動を実施します。

② 確保の内容

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みは、利用実態と大きく乖離しており、潜在的な需要が含まれていると考えられます。令和7年度（2025年度）からの需要量見込みは、ニーズ調査結果に基づく需要量見込みのほかに、実際に利用している会員数の割合や就学児の近年の利用実績を踏まえて推計していますが、推計後も潜在的な需要は含まれていることから、実際のニーズに確保の内容が満たない場合は、本計画の中間見直し時に、検討します。

	《参考》		令和 7年度 (2025年 度)	令和 8年度 (2026年 度)	令和 9年度 (2027年 度)	令和 10年度 (2028年 度)	令和 11年度 (2029年 度)
	令和 5年度 (2023年 度)	令和 6年度 (2024年 度)					
需要量見込み(人日)	37,766	37,200	8,197	9,207	10,341	11,615	13,046
確保の内容(人日)	5,123 (実績)	5,160 (見込)	6,037	7,083	8,310	9,750	11,440
前年度比			877	1,046	1,227	1,440	1,690

5) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

① 事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。区では、小学校内での放課後の自由な遊び場であるＢＯＰ事業と一体的に新ＢＯＰ学童クラブの運営を行っており、令和６年（２０２４年）４月から民設民営放課後児童クラブの運営も開始しました。

② 確保の内容

低学年（１～３年生）について、新ＢＯＰ学童クラブでは、定員を設けることなく条件を満たしている児童の受け入れを行っています。新ＢＯＰ学童クラブの大規模化や狭あい化の解消を目指して整備を行う民設民営放課後児童クラブの誘致も進め、各年度の需要量見込みに対応していきます。

高学年（４年生以上）については、ＢＯＰや児童館、そしてプレーパーク等の民間事業者が運営する子どもの居場所において、児童の成長にあわせて継続した見守りを実施することで対応をしています。なお、配慮が必要な児童に関しては、新ＢＯＰ学童クラブ等で６年生まで子どもの育ちに寄り添っています。

		《参考》		令和 ７年度 (2025 年度)	令和 ８年度 (2026 年度)	令和 ９年度 (2027 年度)	令和 １０年度 (2028 年度)	令和 １１年度 (2029 年度)
		令和 ５年度 (2023 年度)	令和 ６年度 (2024 年度)					
需要量	計	9,264	9,058	10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
見込み (人)	１年生	3,163	3,039	3,459	3,357	3,305	3,447	3,230
	２年生	2,961	2,863	3,181	3,310	3,191	3,109	3,223
	３年生	2,133	2,142	2,716	2,785	2,895	2,774	2,664
	低学年	8,257	8,044	9,356	9,452	9,391	9,330	9,117
	４年生	650	649	654	633	611	603	559
	５年生	255	265	265	267	259	250	247
	６年生	102	100	105	105	106	102	99
	高学年	1,007	1,014	1,024	1,005	976	955	905
確保の内容（人）		8,962 (実績)	9,353 (見込)	10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
前年度比				1,027	77	-90	-82	-263

6) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

① 事業概要

赤ちゃん・子どものショートステイは、保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難となった場合に、0歳から12歳の子どもを対象に、児童養護施設1か所、乳児院2か所で短期間養育する事業です。平成30年度（2018年度）からは、要支援家庭を対象としたショートステイを実施しており、保護者の強い育児疲れ等により、虐待の恐れやそのリスク等が見られる場合に、1歳から中学生以下の子どもを上記の児童養護施設で短期間養育しながら、生活指導や発達・行動の観察、保護者への支援をしています。今後は、子どものショートステイの受け皿の拡大及び、児童養護施設から遠い地域の家庭や家庭的な環境での預かりが適する家庭の利用促進のために一般家庭宅でのショートステイ委託を進めます。

② 確保の内容

ショートステイ事業は、育児不安等を解消し児童虐待予防のための支援をする機能も担っており、時期を逃さず適切に利用へつなげる必要があるため、実績を踏まえた事業量を確保します。

	《参考》		令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)					
需要量見込み(人日)	1,169	1,240	1,974	1,976	1,978	1,980	1,982
確保の内容(人日)	3,765 (実績)	3,957 (見込)	4,053	4,149	4,245	4,341	4,437
前年度比			96	96	96	96	96

7) 養育支援訪問事業

① 事業概要

令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに「子育て世帯訪問支援事業」が位置づけられました。そのため、これまで本事業に位置付けていた「養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）」、「学生ボランティア派遣事業」、「さんさんプラスサポート事業」は、「子育て世帯訪問支援事業」に位置づけます。これまで本事業で位置付けていた「保健師による養育支援訪問事業」の需要量及び確保の内容を定めます。

② 確保の内容

利用実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	《参考》		令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)					
需要量見込み（件）	294	306	796	792	787	784	782
確保の内容（件）	339 (実績)	330 (見込)	796	792	787	784	782
前年度比			490	-4	-5	-3	-2

8) ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

① 事業概要

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる場で、子育て相談や子育て情報の提供を通して、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。区では、児童館や子育てステーション、おでかけひろばなどで事業を実施しています。

② 確保の内容

「ベビーカーや子どもが歩いていける距離（15分）」に設置されるよう面的な整備を進め、令和11年度（2029年度）までに83か所確保することを目指します。

	《参考》		令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)					
需要量見込み（人日）※1	413,210	428,210	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
需要量見込み（ヶ所）	71	74	78	81	81	82	83
確保の内容（人日）	403,210 (実績)	428,210 (見込)	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
前年度比			20,000	15,000	0	5,000	5,000
確保の内容（ヶ所）※2	69 (実績)	74 (見込)	78	81	81	82	83
前年度比			4	3	0	1	1

※1 ニーズ調査（利用意向調査）に基づき、必要とされる年間延べ利用人数を記載することとされています。

※2 需要量見込みを満たす箇所数を記載することとされています。

9) 病児・病後児保育事業

① 事業概要

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。

② 確保の内容

需要量見込みの伸びを勘案し、現在の事業量（施設数と定員数）を維持します。

	《参考》		令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)					
需要量見込み(人日)	25,222	25,233	21,200	21,300	21,500	21,700	22,200
確保の内容(人日)	24,900 (実績)	25,200 (見込)	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200
前年度比			0	0	0	0	0

10) 乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

① 事業概要

生後4か月に至るまでの乳児がいる家庭へ、保健師または乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況や育児環境の把握を行うとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

② 確保の内容

訪問率 100%を目指し、実績見込み数である委託訪問指導員、嘱託訪問員あわせて 59 人の体制を維持します。

	《参考》		令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)					
需要量見込み（人）	6,542	6,441	5,890	5,861	5,828	5,804	5,789
確保の内容（人）	6,003 (実績)	5,931 (見込)	5,890	5,861	5,828	5,804	5,789
前年度比			-551	-29	-33	-24	-15
確保の内容 委託訪問指導員	54	54	54	54	54	54	54
前年度比			0	0	0	0	0
確保の内容 嘱託訪問員	5	5	5	5	5	5	5
前年度比			0	0	0	0	0

11) 妊婦健診事業

① 事業概要

妊婦に対して実施する妊婦健康診査の14回分の費用の一部を負担する事業です。

② 確保の内容

現在の都内契約医療機関で実施する体制により、充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

	《参考》		令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)					
需要量見込み(人)	6,839	6,734	6,310	6,278	6,242	6,216	6,200
確保の内容	実施場所：都内契約医療機関						→

12) 子育て世帯訪問支援事業

① 事業概要

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。区では、これまで養育支援訪問事業に位置付けていた「Ⅰ さんさんプラスサポート事業」、「Ⅱ 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）」、「Ⅲ 学生ボランティア派遣事業」に、「Ⅰ② ツインズプラスサポート事業」を加え、本事業に位置づけます。

② 確保の内容

現行の契約事業者で実施する体制を維持することにより充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

Ⅰ ①「さんさんプラスサポート事業」、②「ツインズプラスサポート事業」

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
需要量見込み（件） …さんさんプラス①	233	232	231	229	229
需要量見込み（件） …ツインズプラス②	178	177	176	175	174
需要量見込み計（件） …①+②	411	409	406	404	403
確保の内容（件） …さんさんプラス①	233	233	233	233	233
確保の内容（件） …ツインズプラス②	178	178	178	178	178
確保の内容（件） …①+②	411	411	411	411	411
前年度比		0	0	0	0
確保の内容（事業者）	31	31	31	31	31
前年度比		0	0	0	0

Ⅱ 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
需要量見込み（件）	128	133	138	143	148
確保の内容（件）	128	133	138	143	148
前年度比		5	5	5	5
確保の内容（事業者数）	13	13	13	13	13
前年度比		0	0	0	0

Ⅲ 学生ボランティア派遣事業

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
需要量見込み（件）	10	13	16	19	22
確保の内容（件）	10	13	16	19	22
前年度比		3	3	3	3
確保の内容（事業者数）	1	1	1	1	1
前年度比		0	0	0	0

13) 児童育成支援拠点事業

① 事業概要

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。区では、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を位置づけます。

② 確保の内容

区内北部および区内南部の2か所にて充足するかは、令和6年度（2024年度）に開設する2か所目の実施状況をふまえて、本計画の中間見直し時に、検討します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
需要量見込み（人日）	121	121	123	125	124
確保の内容（人日）	80	80	80	80	80
前年度比		0	0	0	0

14) パARENT・トレーニング（親子関係形成支援事業）

① 事業概要

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。区では、PARENT・トレーニングを本事業に位置付けます。

② 確保の内容

この間の実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
需要量見込み（人日）	20	20	24	28	32
確保の内容（人日）	16	32	32	32	32
前年度比		16	0	0	0

第7章 子どもの貧困対策計画

今後、計画案で掲載予定

資料編

1 計画策定にあたっての検討状況

(1) 世田谷区子ども・子育て会議及び

世田谷区子ども・青少年協議会による検討

学識経験者、区民等にご意見を伺うため、区長の附属機関である「世田谷区子ども・子育て会議」で、「子ども・若者総合計画（第3期）」及び同計画を内包する「子ども・子育て支援事業計画」について検討いただきました。また、区長の附属機関である「世田谷区子ども・青少年協議会」でも検討いただきました。今後、計画素案に対するパブリックコメント及びシンポジウムでの意見を踏まえて、計画を策定します。

1) 世田谷区子ども・子育て会議

年度	回	開催日	主な議題
令和5年度 (2023年度)	第1回	6月23日	- 令和7年度からの子ども計画（第3期）の策定に向けた検討スケジュール等について - 世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書を踏まえた今後の方向性について
	第2回	9月11日	- 諮問「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について - 子ども計画第3期検討部会での検討状況について ①小学生（低学年・高学年）、中学生アンケート項目について ②ひとり親家庭アンケート項目について
	第3回	12月27日	- 子どもの権利部会の検討状況について - 小学生・中学生アンケート結果（速報値）について
	第4回	3月27日	- 答申「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について - 子ども計画（第3期）検討部会での検討状況について
令和6年度 (2024年度)	第1回	4月30日	世田谷区子ども条例の一部改正について（骨子案たたき台）
	第2回	7月12日	- 世田谷区子ども条例の一部改正について（素案） - 子ども・若者総合計画（第3期）（素案）について
	第3回		今後、記載を予定
	第4回		

2) 世田谷区子ども・青少年協議会

年度	回	開催日	主な議題
令和5年度 (2023年度)	第1回	7月25日	・ 審議議案依頼「若者と共につくる若者政策の実現に向けて」 ・ 検討の方向性について 等
	第2回	12月26日	・ (仮称) 子ども・若者総合計画(第3期)の策定にあたって 等
	第3回	3月28日	・ (仮称) 子ども・若者総合計画(第3期)の策定にあたって 等
令和6年度 (2024年度)	第4回	7月25日	・ 子ども・若者総合計画(第3期)(素案)について 等
	第5回		・
	第6回	今後、記載を予定	
	第7回		・

(2) 世田谷区子ども計画（第3期）検討部会による検討

児童福祉分野等の学識経験者や子ども・子育て施策に関わる専門家の知見、区民の意見を計画の策定に反映させるため、「世田谷区子ども計画（第3期）検討部会」を設置し、子ども・若者総合計画（第3期）について検討いただきました。

年度	回	開催日	主な議題
令和5年度（2023年度）	第1回	8月2日	・ 計画の検討にあたっての考え方 ・ 小学生、中学生、ひとり親家庭アンケート調査項目について
	第2回	8月23日	・ 小学生、中学生、ひとり親家庭アンケート調査項目について ・ 子ども・子育て家庭の現状と今後の子ども・子育て施策の方向性について（意見交換）
	第3回	10月31日	・ 子ども・若者総合計画（第3期）の策定にあたっての考え方
	第4回	12月18日	・ 小学生、中学生アンケート単純集計結果（速報）報告 ・ 骨子案に向けた現状と方向性（学齢期）
	第5回	1月19日	・ 第2期後期計画の評価 ・ 骨子案に向けた現状と方向性（妊娠期から未就学期）
	第6回	3月21日	・ ひとり親家庭アンケート調査結果報告 ・ 子ども・若者総合計画（第3期）骨子（たたき台）について
令和6年度（2024年度）	第7回	5月21日	・ 子どもの権利とウェルビーイングを保障するために必要なこと：これまでの研究から（山口 有紗氏） ・ 子ども・若者総合計画（第3期）（骨子）及び計画体系【子ども・青少年協議会小委員会との合同開催】
	第8回	6月14日	・ 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容の考え方 ・ 政策の柱と計画に定める成果指標の考え方 ・ 素案に向けたこれまでのまとめ
	第9回	6月26日	・ 子ども・子育て支援事業計画の需要量見込み及び確保の内容の考え方 ・ 計画の推進体制 子どもの権利委員会 ・ 計画の内容
	第10回		・
	第11回		・
	第12回		今後、記載を予定
	第13回		

(3) 世田谷区子ども・青少年協議会小委員会による検討

子ども・若者施策に関わる学識経験者や専門家の知見、若者を含む区民等の意見を計画の策定に反映させるため、小委員会を設置し、子ども・若者総合計画（第3期）について検討いただきました。

年度	回	開催日	主な議題
令和5年度 (2023年度)	第1回	8月30日	・ 若者調査の調査項目について 等
	第2回	9月28日	・ 若者調査の調査項目について 等
	第3回	10月23日	・ 若者調査の調査項目について 等
	第4回	11月6日	・ 子ども条例の改正について 【子ども・子育て会議子どもの権利部会との合同開催】
	第5回	1月16日	・ 若者調査結果（速報） ・ 子ども計画（第2期）後期計画 若者計画の評価・検証 等
	第6回	1月31日	・ 子ども条例の改正について 【子ども・子育て会議子どもの権利部会との合同開催】
	第7回	2月27日	・ 次期計画策定に向けて 等
令和6年度 (2024年度)	第8回	4月23日	・ 次期計画策定に向けて 等
	第9回	5月21日	・ （仮称）子ども・若者総合計画（第3期）（骨子）及び計画 体系 【子ども・子育て会議子ども計画（第3期）検討部会との合同 開催】
	第10回	6月27日	・ （仮称）子ども・若者総合計画（第3期）（素案）について 等
	第11回		
	第12回		今後、記載を予定

(4) 区民・事業者・子育て支援者との意見交換

今後、計画案で掲載予定

(5) アンケート調査、ヒアリング調査

世田谷区子ども計画（第3期）後期計画の策定にあたり、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）に、6つのアンケート調査と1つのヒアリング調査を実施しています。調査の概要は下表のとおりです。

調査名	調査対象	調査方法	実施時期	回答率（数）
子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定に伴うニーズ調査	世田谷区に居住する0～9歳の児童の保護者各年齢1,000人ずつ 計10,000人	郵送配布、郵送回収・インターネット回答	令和4年 (2022年) 5月9日～ 5月23日	就学前児童 52.3% 就学児童 55.0%
ひとり親家庭調査	児童育成手当受給世帯のうち、申請理由が離婚、死亡、生死不明、遺棄、未婚である世帯の保護者 3,816人	郵送配布、郵送回収・インターネット回答	令和5年 (2023年) 11月1日～ 11月22日	48.3%
小学生調査	区立小学校に通う児童（5校） 低学年：1,519人 高学年：1,533人	調査依頼文のみ学校を通じて配布・インターネットによる回答	令和5年 (2023年) 10月2日～ 10月23日	低学年 48.9% 高学年 46.8%
中学生調査	世田谷区に居住する12～14歳の子ども 各年齢1,000人ずつ 計3,000人	調査依頼文のみ郵送配布・インターネットによる回答	令和5年 (2023年) 10月2日～ 10月23日	27.0%
若者アンケート調査	世田谷区に居住する15～29歳の若者 6,000人	調査依頼文のみ郵送配布・インターネットによる回答	令和5年 (2023年) 11月15日～ 12月6日	14.6%
若者施設利用者等ヒアリング調査	世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者、及び施設・団体等を運営している職員（19施設・団体）	子ども・青少年協議会委員とともに現地に伺い、対面でヒアリング。若者、支援者は別々に実施。	令和5年 (2023年) 10月26日～ 11月29日	【回答者数】 若者 47名 支援者 19名
子どもの生活実態調査（高校生世代）	令和5年度（2023年度）高校2年生世代のすべての子ども本人とその保護者6,875世帯	郵送配布、郵送回収・インターネット回答	令和5年 (2023年) 9月1日～ 10月2日	子ども 23.4% 保護者 30.9% マッチング 21.6%

(6) 世田谷区子ども・子育て会議及び

世田谷区子ども・青少年協議会委員名簿

1) 世田谷区子ども・子育て会議（敬称略）

No.	氏名	所属等	備考
1	加藤 悦雄 ※	大妻女子大学 教授	会長
2	久保田 純	日本大学 准教授	副会長
3	猪熊 弘子	駒沢女子短期大学 教授	
4	佐藤 亜樹 ※	東洋大学 准教授	
5	米原 立将 ※	流通経済大学 准教授	
6	林 大介	浦和大学 准教授	
7	半田 勝久	日本体育大学 准教授	
8	西 智子 ※	元 日本女子大学 特任教授 世田谷区乳幼児教育アドバイザー	
9	高橋 直之	児童養護施設 東京育成園 園長	
10	三瓶 七重	砧地域子育て支援コーディネーター きぬたまの家	
11	加藤 剛 ※	NPO 法人せたがや子育てネット 理事	
12	小嶋 泰輔 ※	世田谷区民間保育園連盟	
13	石井 俊子 ※	東京都認証保育所協会 世田谷地区	
14	金子 貴昭 ※	世田谷区私立幼稚園協会 副理事長	
15	金子 永美子	世田谷区私立幼稚園 PTA 連合会	
16	川浪 公子	世田谷区立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会 会長	～R6.5
	宮越 麻衣		R6.5～
17	奥村 明日	公募区民委員	
18	安藤 毅 ※	公募区民委員	
19	橋本 典明	公募区民委員	

令和5年（2023年）5月～令和6年（2024年）7月末時点までの就任委員

※は、子ども計画（第3期）検討部会の委員

2) 世田谷区子ども・青少年協議会（敬称略）

No.	氏名	所属等	備考
1	森田 明美 ※	東洋大学名誉教授	会長
2	林 大介 ※	浦和大学社会学部准教授	副会長
3	佐藤 正幸	世田谷区議会議員	
4	津上 仁志	世田谷区議会議員	
5	桜井 純子	世田谷区議会議員	
6	若林 りさ	世田谷区議会議員	
7	堀井 雅道 ※	国士舘大学文学部准教授	
8	石井 基子 ※	世田谷区青少年委員会副会長	
9	齋藤 潔	青少年下馬・野沢地区委員会会長	～R6.5
	八田 明美		R6.6～
10	開発 一博	世田谷区立小学校PTA連合協議会会長	
11	栄 裕美	世田谷区立中学校PTA連合協議会会長	～R6.5
	栗花落 久子		R6.6～
12	明石 眞弓 ※	世田谷区民生委員児童委員協議会、主任児童委員部会 部会長	
13	大橋 海斗 ※	公募区民	
14	勢能 克彦 ※	公募区民	
15	若林 麻衣 ※	公募区民	
16	磯 浩之	渋谷公共職業安定所長	
17	前川 美穂	東京保護観察所保護観察官	
18	渡邊 明宣	世田谷少年センター所長	～R5.9
	峯島 智		R5.9～
19	廣岡 武明 ※	メルクマールせたがや施設長	
20	下村 一 ※	希望丘青少年交流センター長	
21	奥村 啓 ※	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 東京中央事業本部 世田谷エリアマネージャー	
22	森嶋 正巳 ※	『情熱せたがや、始めました。』運営委託事業者	
23	新井 佑 ※	特定非営利活動法人 neomura 代表理事	
24	近藤 三知香 ※	若者と咲かせるネットワーク・せたがや	
25	鳥生 咲希 ※	協定大学（昭和女子大学）学生	
26	三沢 勝斗 ※	協定大学（日本大学文理学部）学生	
27	遠藤 恵理菜 ※	『情熱せたがや、始めました。』メンバー、大学生	
28	中谷 友美 ※	しもきた倶楽部メンバー、大学生	

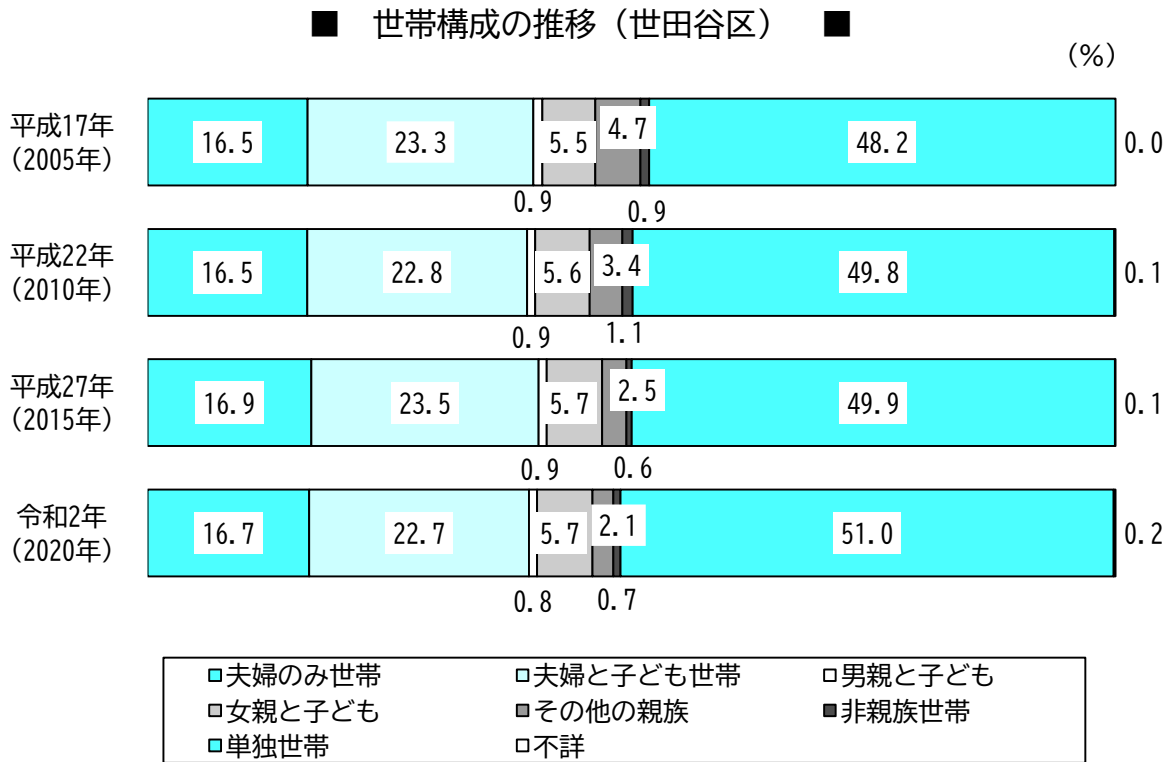
令和5年（2023年）6月～令和6年（2024年）7月末時点までの就任委員

※は、小委員会の委員

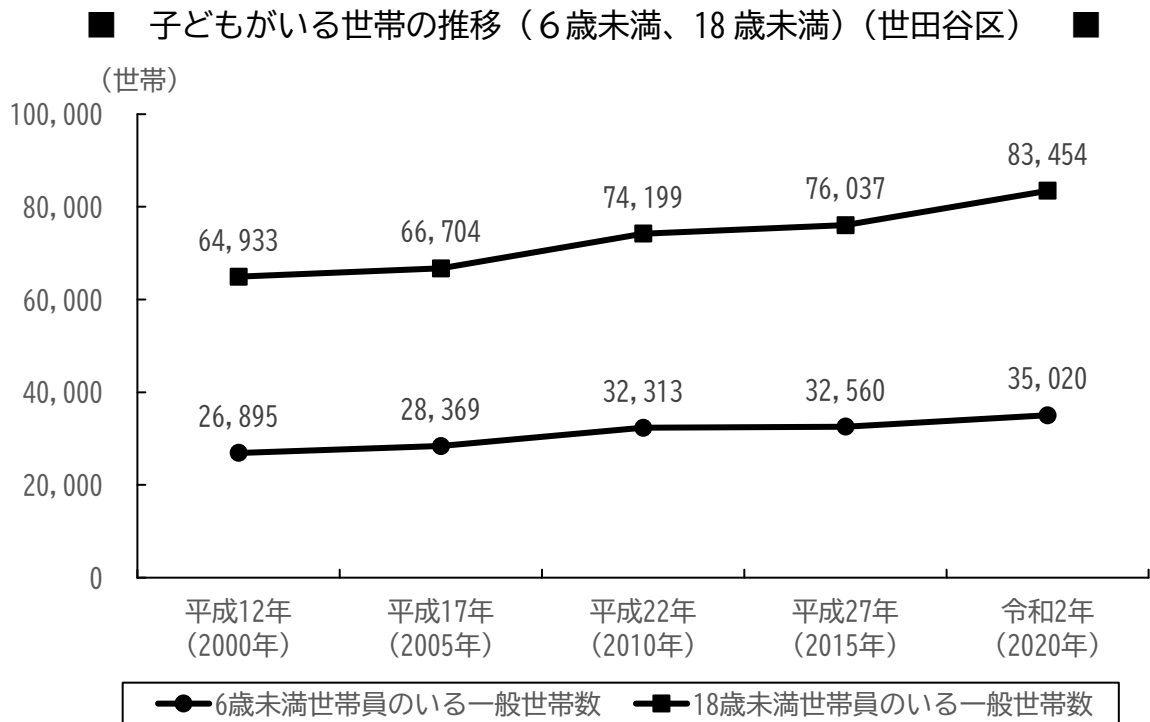
2 用語解説

今後、計画案で掲載予定

3 参考データ

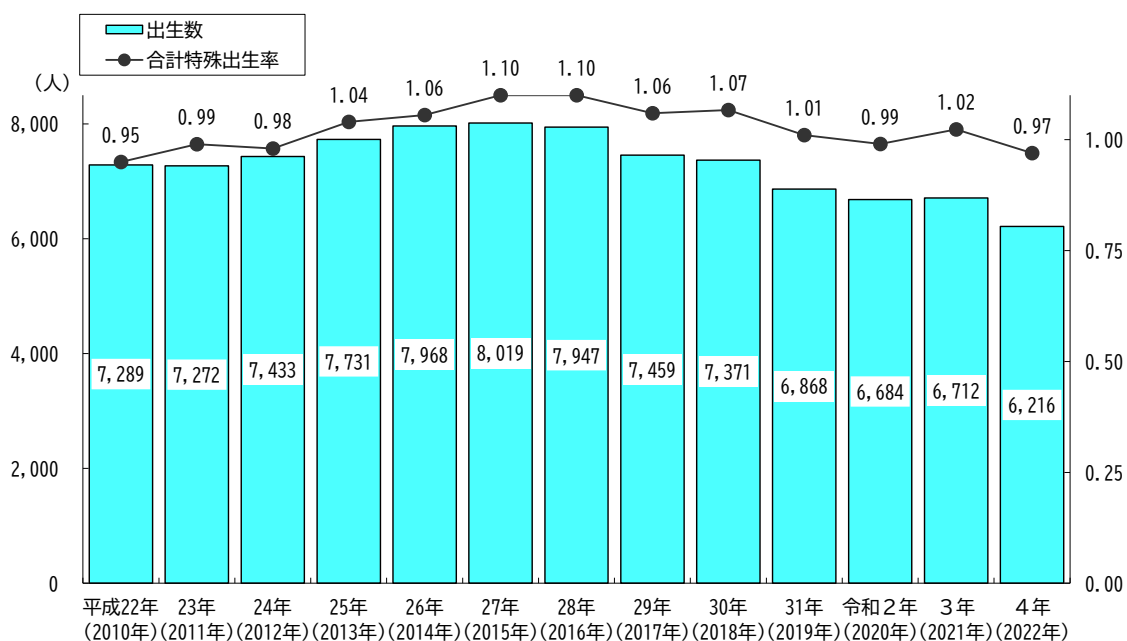


国勢調査（平成17年、22年、27年、令和2年）より作成



国勢調査（平成17年、22年、27年、令和2年）より作成

■ 年次別出生数と合計特殊出生率の推移（世田谷区） ■



保健福祉総合事業概要より作成

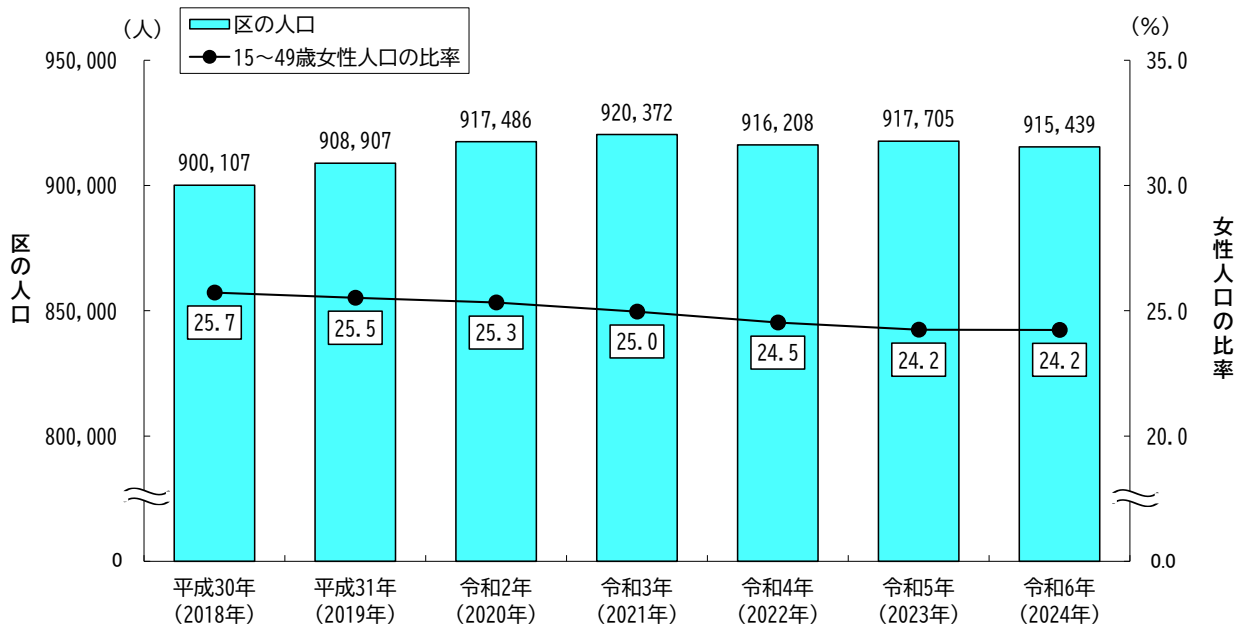
< 参考：年次別出生数と合計特殊出生率の推移（全国） >

	平成22年 (2010年)	23年 (2011年)	24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)
出生数 (人)	1,071,305	1,050,807	1,037,232	1,029,817	1,003,609	1,005,721
合計特殊出生率	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45

	28年 (2016年)	29年 (2017年)	30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)	4年 (2022年)
出生数 (人)	977,242	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
合計特殊出生率	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

人口動態統計より作成

■ 人口及び合計特殊出生率対象年齢（15～49 歳）女性の人口の割合（世田谷区） ■



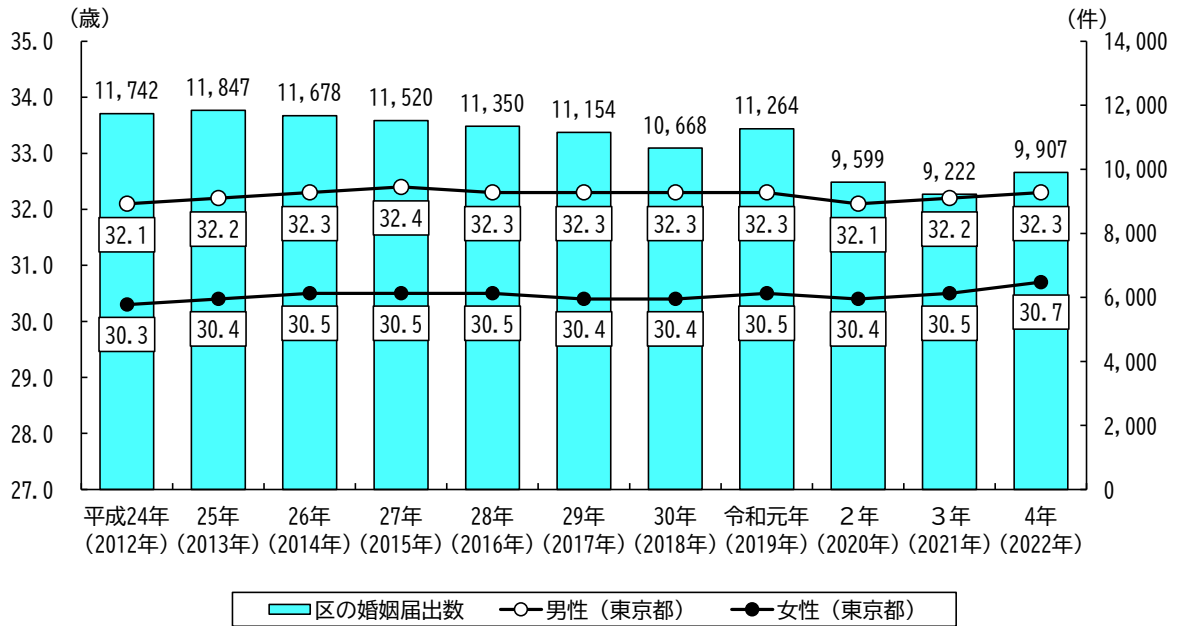
世田谷区住民基本台帳（各年1月1日）より作成

<参考：人口及び合計特殊出生率対象年齢（15 歳～49 歳）女性の人口の割合（全国）>

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口(万人)	12,653	12,623	12,596	12,541	12,519	12,447	12,400
15～49歳女性人口の割合 (%)	20.2	20	19.8	19.6	19.4	19.2	19.0

総務省統計局「人口推計」（各年4月1日現在）より作成

■ 婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移（世田谷区・東京都） ■



人口動態統計、世田谷区統計書より作成

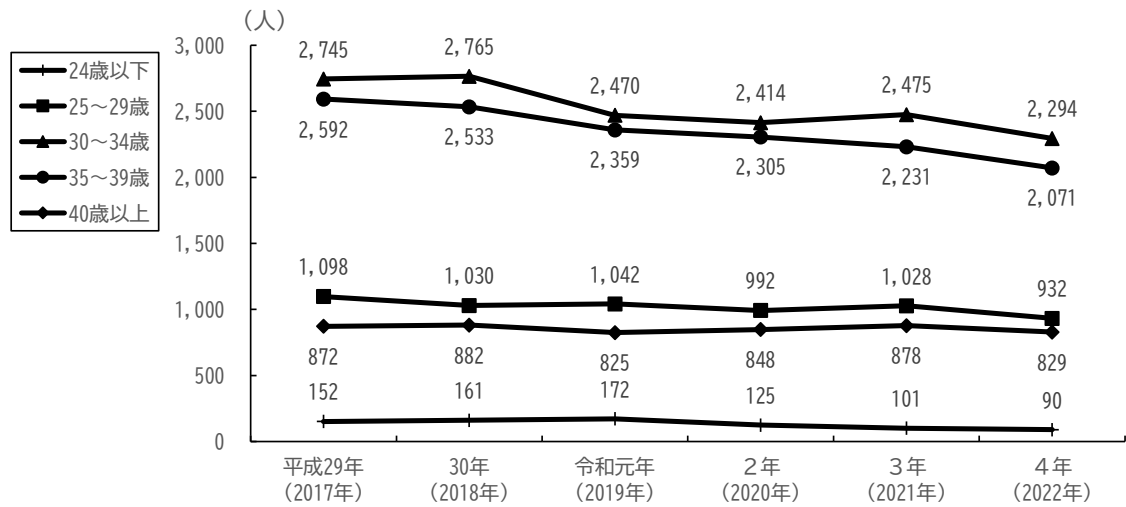
< 参考：婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移（全国） >

		平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)	28年 (2016年)
区の婚姻届出数		11,775	11,742	11,847	11,678	11,520	11,350
平均初婚 年齢 (歳)	男性 (東京都)	31.9	32.1	32.2	32.3	32.4	32.3
	女性 (東京都)	30.1	30.3	30.4	30.5	30.5	30.5

		平成29年 (2017年)	30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)	4年 (2022年)
区の婚姻届出数		11,154	10,668	11,264	9,599	9,222	9,907
平均初婚 年齢 (歳)	男性 (東京都)	32.3	32.3	32.3	32.1	32.2	32.3
	女性 (東京都)	30.4	30.4	30.5	30.4	30.5	30.7

人口動態統計、世田谷区統計書より作成

■ 母親の年齢別出産状況の推移（世田谷区） ■

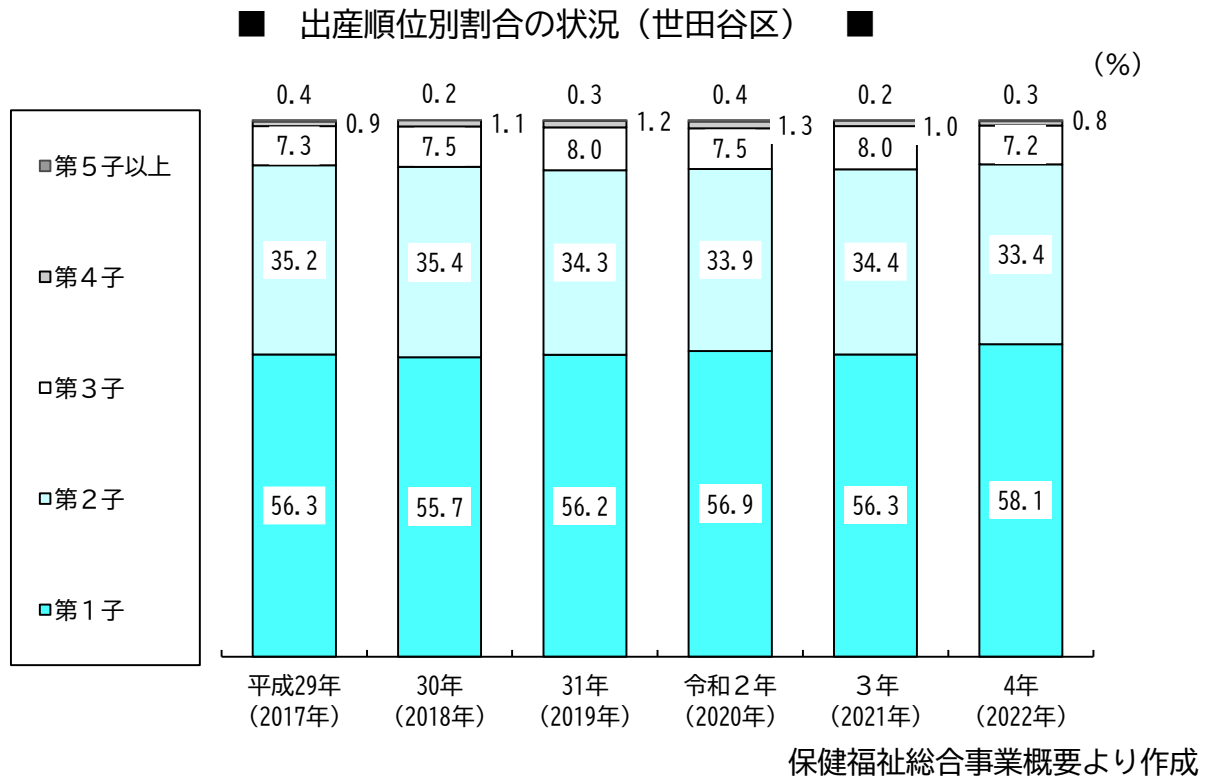


保健福祉総合事業概要より作成

< 参考：母親の年齢別出産状況の推移（全国） >

		平成29年 (2017年)	30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)	4年 (2022年)
出生総数（人）		946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
年齢（歳）	24歳以下	89,172	85,801	79,874	73,699	65,438	57,408
	25～29歳	240,959	233,754	220,933	217,804	210,433	202,505
	30～34歳	345,441	334,906	312,582	303,436	292,439	279,517
	35～39歳	216,954	211,021	201,010	196,321	193,177	183,327
	40歳以上	53,620	52,917	50,840	49,575	50,134	47,996

人口動態統計、世田谷区統計書より作成

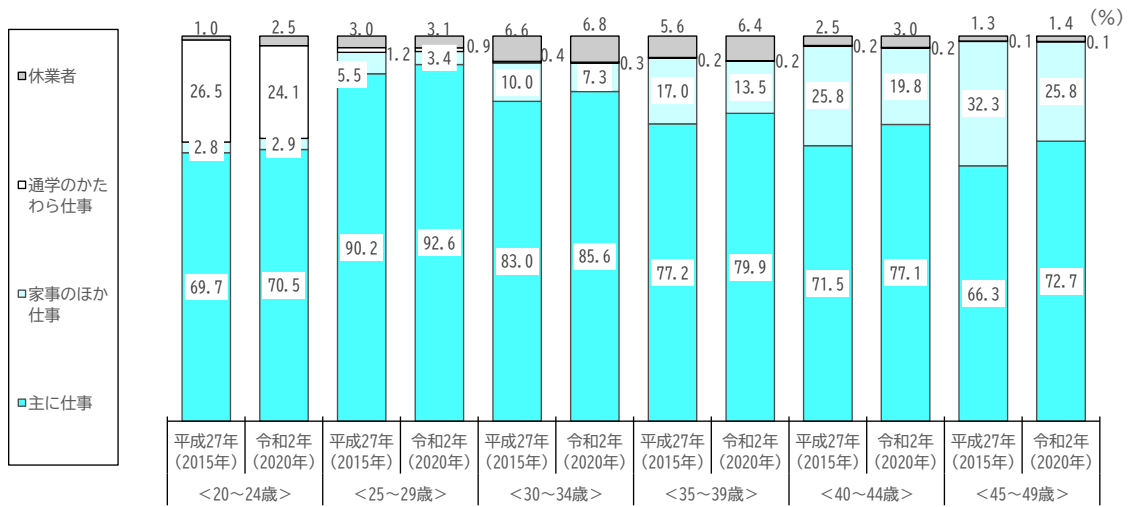


＜参考：出生順位別割合の状況（全国）＞

		平成29年 (2017年)	30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)	4年 (2022年)
出生総数（人）		946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
割合（%）	第1子	46.4	46.4	46.3	46.7	45.9	46.0
	第2子	36.9	36.8	36.5	36.2	36.3	36.5
	第3子以上	16.7	16.8	17.2	17.1	17.8	17.5

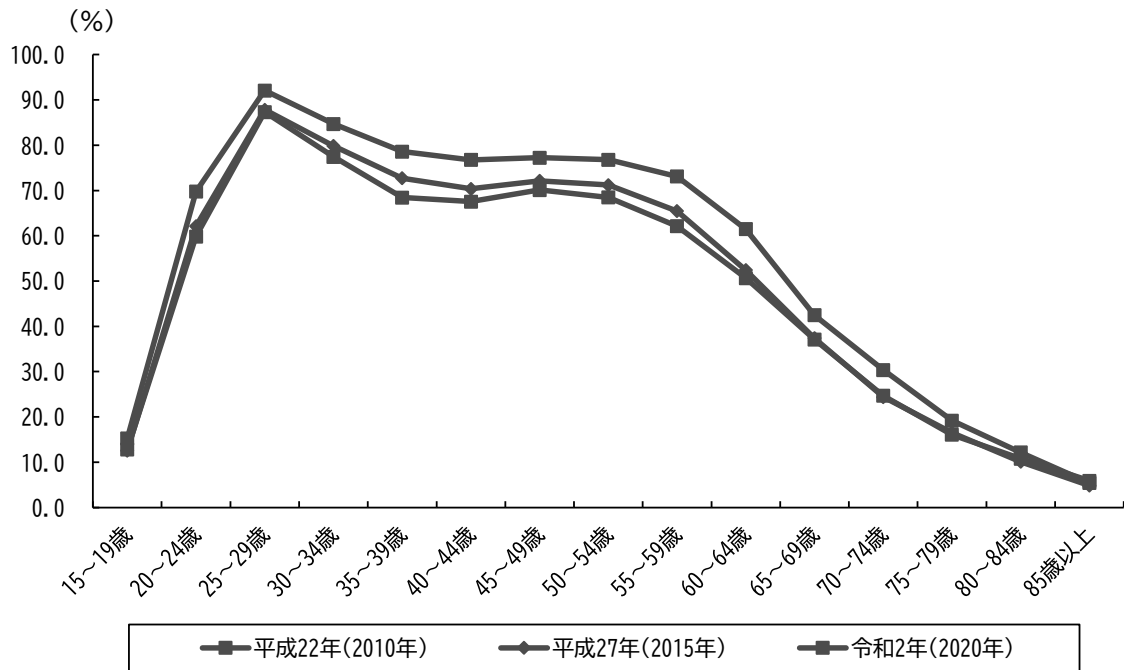
人口動態統計より作成

■ 女性（20～49 歳）の就業状況の割合（世田谷区） ■



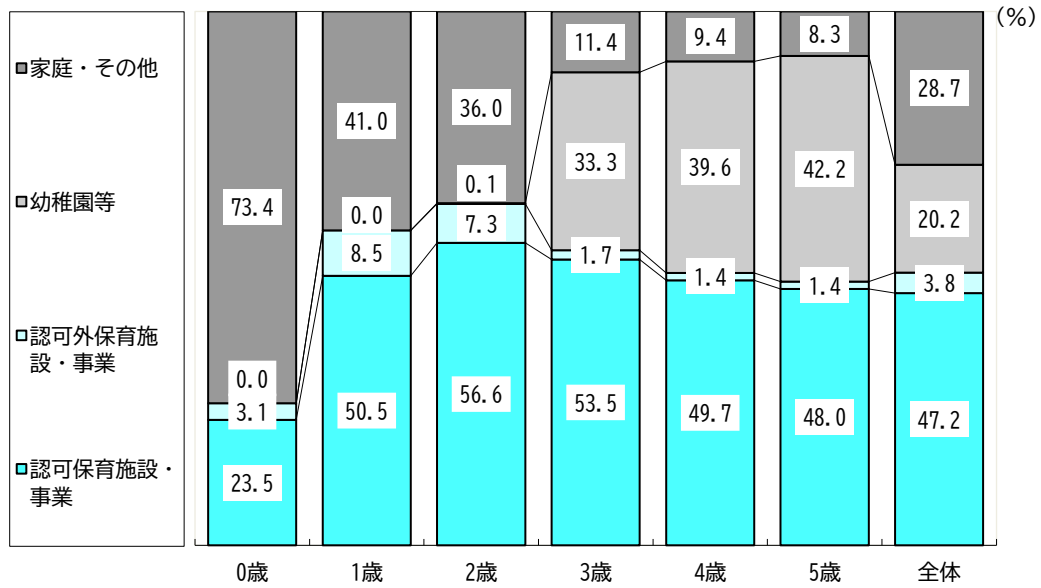
国勢調査（平成 27 年、令和 2 年）より作成

■ 女性の労働力率の推移（世田谷区） ■



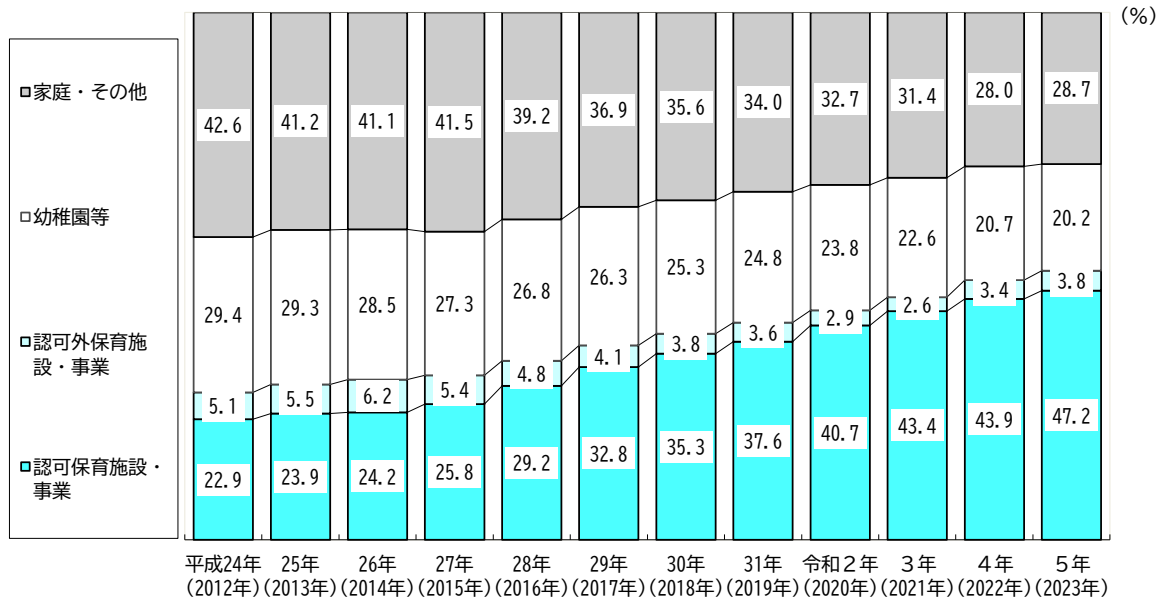
※労働力状態「不詳」を除く。国勢調査（平成 22 年、27 年、令和 2 年）より作成

■ 養育状況（令和5年（2023年）） ■



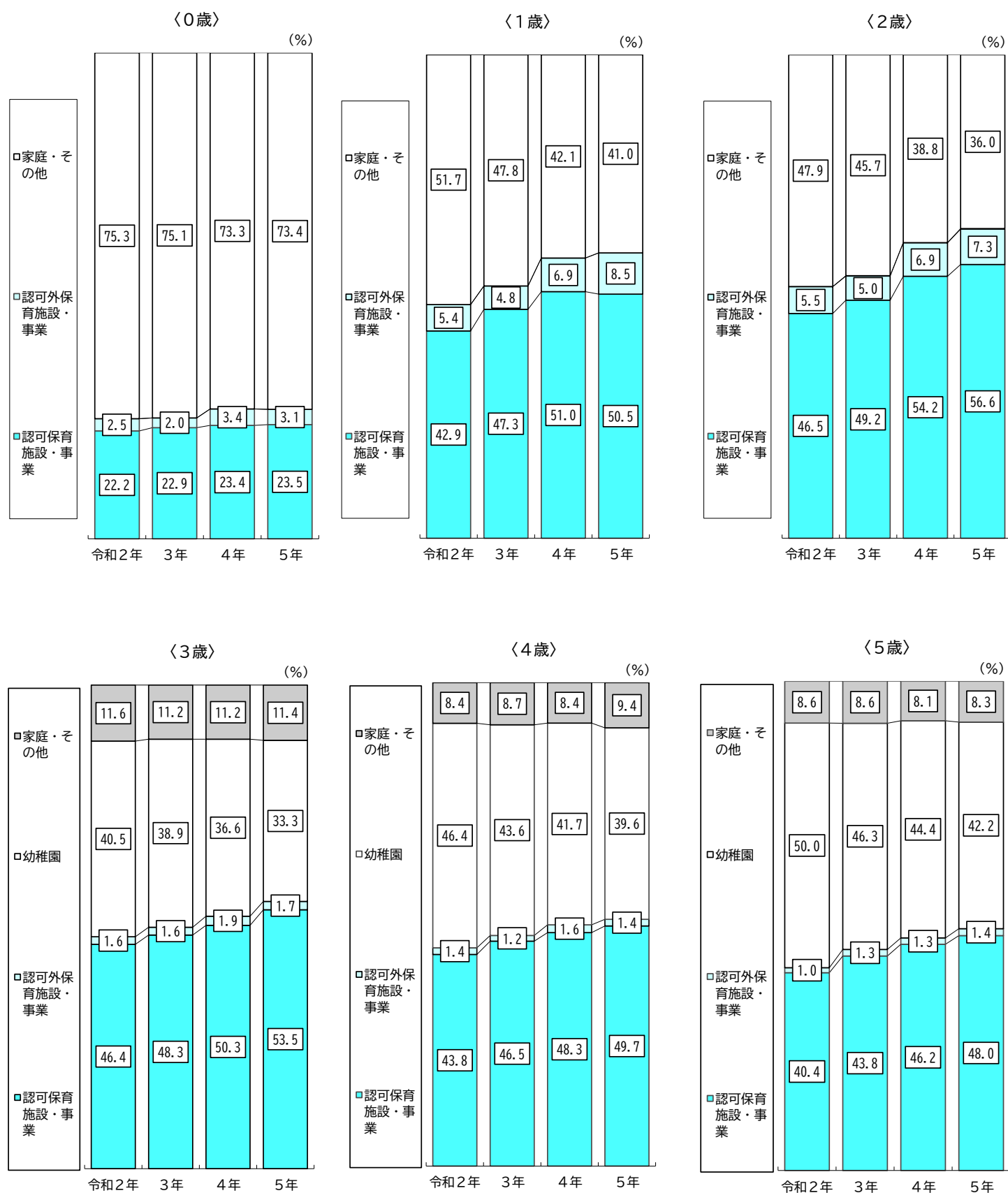
保健福祉総合事業概要（4月1日現在）より作成

■ 乳幼児の養育状況の推移（割合） ■



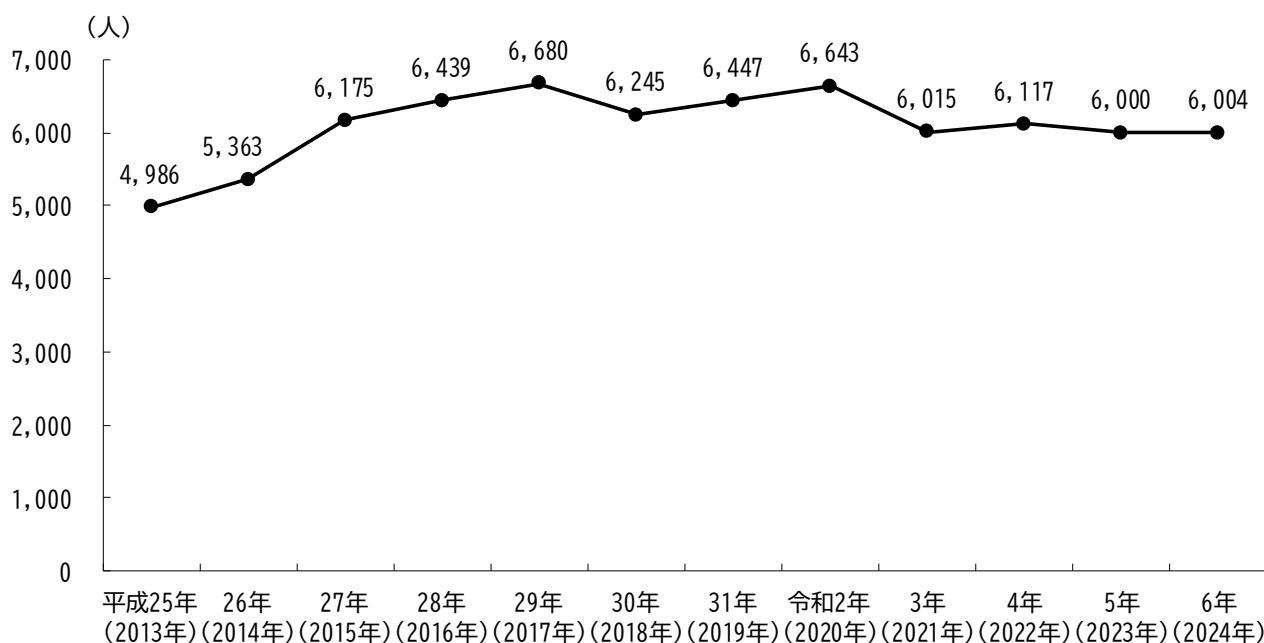
保健福祉総合事業概要（各年4月1日現在）より作成

乳幼児の養育状況の推移（世田谷区）



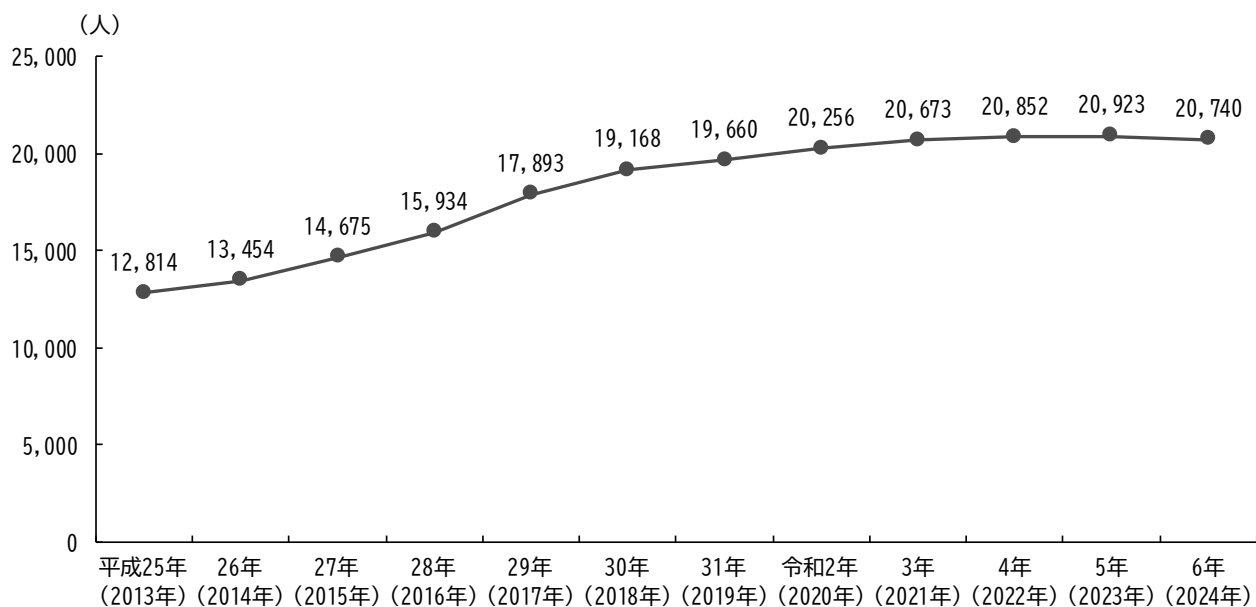
保健福祉総合事業概要（各年4月1日現在）より作成

■ 認可保育園の申込者数の推移（4月入園）（世田谷区） ■



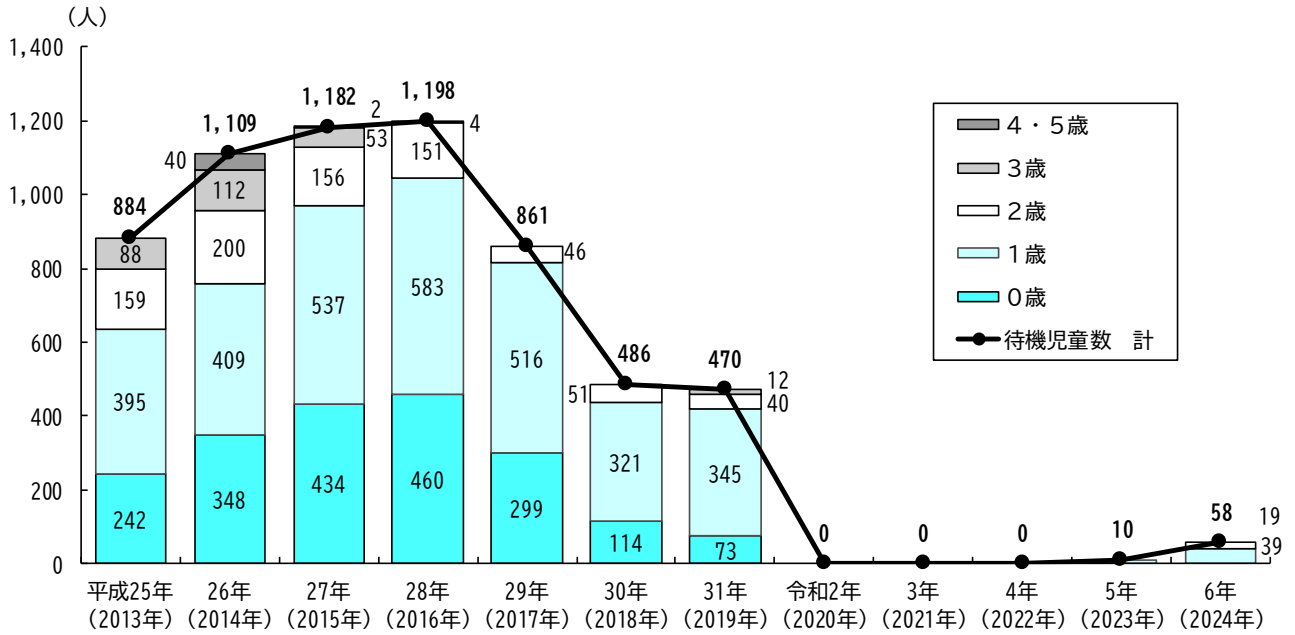
世田谷区ホームページ「保育の統計資料」より作成

■ 保育施設の総定員数の推移（世田谷区） ■



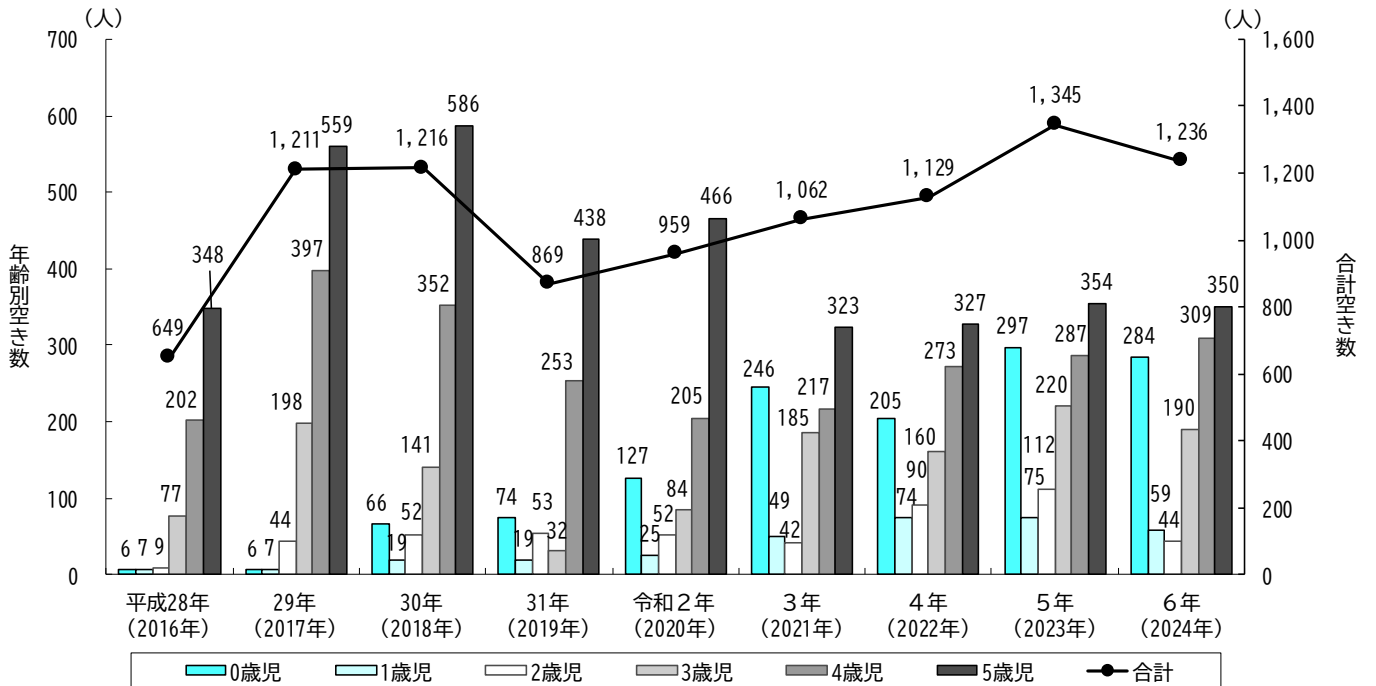
「保育待機児童等の状況について（各年4月1日現在）より作成

■ 年齢別待機児童数の推移（世田谷区） ■



世田谷区ホームページ「保育の統計資料」（各年4月1日現在）より作成

■ 認可保育園等の空き状況の推移（世田谷区） ■



世田谷区集計（各年4月1日現在）より作成

4 世田谷区子ども条例

今後、計画案で掲載予定

世田谷区

子ども・若者総合計画（第3期） 令和7(2025)年度～令和16(2034)年度 ＜素案＞

令和6年（2024年）8月発行

発行：世田谷区 子ども・若者部

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話 03-5432-2528